

秋田県こども計画

令和 7 年 3 月
(令和 8 年 3 月一部改訂)
秋 田 県

こどもまんなか社会の実現に向けて

こども・若者は、無限の可能性を秘めた、かけがえのない存在であり、一人ひとりの個性や能力が尊重され、夢と希望に向かって健やかに成長することは、県民すべての願いでもあります。

県では、これまで、こども・若者が健やかに成長し、社会生活を円滑に営むことができるようこども・若者育成支援施策に取り組むとともに、子育てを社会全体で支える体制の充実や安心して子育てできる環境を整備するための子育て支援施策を推進してまいりました。

しかしながら、現在、我が国は本格的な人口減少社会を迎え、本県においても少子化と人口減少が続いております。

また、児童虐待やヤングケアラー、いじめ、不登校の問題は深刻さを増しており、保護者の子育てに関する負担感や不安も増大しています。

加えて、インターネット・スマートフォン等の普及に伴い、有害情報へのアクセスによる犯罪被害の増大、共働きの増加による放課後等のこどもの居場所に対するニーズの拡大など、こども・若者や子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化しております。

こうした環境の変化やこれまでの取組の成果・課題を踏まえるとともに、政府が定めた「こども大綱」を勘案し、本県のこども施策を総合的に推進するための計画として、「秋田県こども計画」を策定しました。

本計画は、「第3次あきた子ども・若者プラン」と「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」の後継となるものでもあり、こども・若者が権利の主体であることに関する普及啓発やこども・若者による社会参画・意見表明の推進をはじめとした各種施策を実施することにより、全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指すこととしております。

今後は、こども・若者や子育て当事者の意見を聴く機会を適切に設け、こども施策の実施等に生かしていくとともに、家庭や地域、学校、こども・若者が利用する各施設、企業、関係団体など、こども・若者に関係する皆様の御協力を得ながら、「こどもまんなか社会」の実現に向けて、全力で施策を推進してまいりますので、県民の皆様の一層の御理解と御協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定に当たり、秋田県こども計画策定委員会の委員の皆様をはじめ、貴重な御意見・御提言をいただいた多くの方々、アンケート調査や意見聴取に御協力をいただきました全ての関係者の皆様に心から感謝申し上げます。

令和7年3月

秋田県知事 佐竹 敬久

目 次

第1章 秋田県こども計画の策定に当たって

1	これまでの県の取組・・・・・・・・・・・・・・・・	1
2	こども基本法の施行について・・・・・・・・	3
3	新しい計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・	3
4	計画の位置付け・・・・・・・・・・・・・・・・	3
5	計画の対象・・・・・・・・・・・・・・・・	4
6	計画の推進期間・・・・・・・・・・・・・・・・	4
7	計画の推進体制・進行管理・・・・・・・・	5

第2章 こども・若者を取り巻く現状

1	少子高齢化の進行・・・・・・・・	6
2	子育てをめぐる状況・・・・・・・・	9
3	こどもの育ちをめぐる状況・・・・・・・・	13
4	家庭をめぐる環境の変化・・・・・・・・	15
5	学校をめぐる状況・・・・・・・・	16
6	不登校やいじめをめぐる状況の変化・・・・・・・・	17
7	地域社会の変化・・・・・・・・	18
8	情報化社会の進展・・・・・・・・	18
9	国際化の進展・・・・・・・・	20
10	雇用・就職を取り巻く環境の変化・・・・・・・・	21
11	若年無業者の状況・・・・・・・・	22

第3章 計画推進の基本的な考え方

1	計画の基本理念・・・・・・・・	24
2	計画全体を貫く5つの視点・・・・・・・・	24
3	施策の柱となる4つの項目・・・・・・・・	26
4	本計画の施策体系・・・・・・・・	27
5	こども・若者の成長段階に応じた施策の整理・・・・・・・・	29

第4章 施策の推進方向

1	こども・若者が健やかに成長できる環境整備	31
2	秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援	56
3	困難を有するこども・若者への支援	67
4	子育て当事者を社会全体で支える体制の充実	75

第5章	計画の指標と数値目標	82
-----	------------	----

資料編

資料1	秋田県こども計画策定委員会委員名簿及び審議経過	86
資料2	県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表	87
資料3	県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表	88
資料4	市町村子ども・子育て支援事業計画における基礎数値	90
資料5	市町村子ども・子育て支援事業計画における教育・保育の需給状況	91
資料6	市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況	98
資料7	用語集	113

第1章 秋田県こども計画の策定に当たって

1 これまでの県の取組

(1) あきた子ども・若者プランについて

平成22年4月に施行された子ども・若者育成支援推進法に基づき、こども・若者の健やかな育成や、社会生活を円滑に営むことができるようにするための取組（以下「こども・若者育成支援」という。）を推進するため、県では、平成23年3月に「あきた子ども・若者プラン」、平成28年3月に「第2次あきた子ども・若者プラン」、令和3年3月に「第3次あきた子ども・若者プラン」（以下「第3次プラン」という。）を策定し、総合的かつ中・長期的にこども・若者育成支援に取り組んできました。

第3次プランでは、5つの成長ステージにおいて24の施策に対応した32の指標とその目標値を掲げ、進行管理を行ってきました。主な指標の状況は次のとおりです。ネットトラブル被害に遭った児童生徒の割合や若者の文化活動等を支援する事業への申請数等、目標を達成しているものがある一方で、人口千人当たりの不登校者数や若者の自立支援を通じた進路決定者数等は達成率が低い状況です。また、認知したいじめの解消率も目標には達しておらず、こども・若者育成支援に関する取組をこれまで以上に推進する必要があります。

第3次あきた子ども・若者プランにおける 各施策の主な指標	単位	R元年	R4年	R5年	R6年	達成率
		基準値	実績値	実績値	目標値	
母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	17.1	22.5	22.9	20.0	114.5%
小6体力合計点(男女平均) ※国公立小学校	点	63.2	61.7	62.3	64.3	96.9%
朝食の摂取率（毎日食べる）（小学5・6年生）※公立小学校	%	88.9	88.9	86.1	92.0	93.6%
ネットトラブル被害に遭った児童生徒の割合 ※公立小・中学校	%	3.2	3.4	3.0	3.5	116.7%
千人当たりの不登校者数 ※国公立小・中学校	人	15.0	26.3	33.8	13.0	—
認知したいじめの解消率 ※公立小・中学校	%	93.8	88.9	90.9	95.0	95.7%
中3体力合計点(男女平均) ※国公立中学校	点	52.5	51.9	51.8	53.6	96.6%
高3体力合計点(男女平均) ※公立高等学校	点	53.3	53.6	53.1	55.5	95.7%
若者の文化活動等を支援する事業への申請数	件	13	27	18	18	100%
若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	101	98	73	400 (4年間の累計)	67.0%

(2) すこやかあきた夢っ子プランについて

次代の社会を担うこどもが健やかに生まれ、育成される環境の整備を図るため、平成 17 年度から 10 年間にわたり、秋田県次世代育成支援行動計画（前期・後期）に基づき様々な取組を進め、その間、平成 18 年には、こども・子育て支援に関する基本理念や様々な主体の責務を定めた「秋田県子ども・子育て支援条例」を制定しました。平成 24 年 8 月には、全てのこどもとその保護者を対象とする子ども・子育て支援 3 法が成立し、平成 27 年 4 月から子ども・子育て支援新制度の本格施行に伴い、「第 2 期すこやかあきた夢っ子プラン」、令和 2 年 3 月に「第 3 期すこやかあきた夢っ子プラン」（以下「第 3 期プラン」という。）を策定し、こども・子育て支援を総合的に推進してきました。

第 3 期プランでは、2 つの政策の下に 7 つの基本施策を掲げ取組を進めてきました。施策の進捗を図るために掲げた主な指標の状況は次のとおりです。ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生の割合や子育て家庭への経済的支援について「十分である、概ね十分である、ふつう」と回答した割合（合算）等、目標を達成しているものがある一方で、保育所等や放課後児童クラブの待機児童数は目標に達していません。

こうしたことから、こども・子育て支援の総合的・計画的な提供や次の親世代に対する支援等を、これまで以上に推進していく必要があります。

第 3 期すこやかあきた夢っ子プランにおける 基本指標及び各基本施策の主な指標	単位	H30年 基準値	R 4 年 実績値	R 5 年 実績値	R 6 年 目標値	達成率
秋田県県民意識調査「安心して子育てができる社会になっている」と回答した割合	%	36.4 (R 元年 現状値)	55.2	—	65.0	—
保育所等の待機児童数	人	65	3	2	0	—
病児保育事業実施市町村数	—	13	14	14	19	73.7%
放課後児童クラブ待機児童数	人	63	57	43	0	—
ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生の割合	%	—	93.8	97.2	90.0	108.0%
あきた結婚支援センターへの成婚報告者数	件	159	130	74	245	30.2%
アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	%	—	83.6	81.4	65.0	125.2%
妊娠・出産包括支援事業実施市町村数	—	2	10	20	25	80.0%
積極的に育児をしている父親の割合	%	64.6	70.8	—	80.0	—
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小 6）	%	91.1	85.6	87.1	90.0	96.8%
自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（中 3）	%	87.0	83.8	84.9	85.0	99.9%

2 こども基本法の施行について

日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども施策を総合的に推進することを目的としたこども基本法が令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

これを受け、政府は、こども施策に関する基本的な方針や重要事項等を一元的に定めるため、こども施策に関する「少子化社会対策大綱」、「子供・若者育成支援推進大綱」及び「子どもの貧困対策大綱」の3つの大綱を統合した「こども大綱」を策定し、令和5年12月に閣議決定しました。こども大綱が目指すのは、全てのこども・若者が身体的・精神的・社会的に幸福な生活を送ることができる「こどもまんなか社会」です。

3 新しい計画の策定

こども基本法では、「都道府県は、こども大綱を勘案して、当該都道府県におけるこども施策についての計画（都道府県こども計画）を定めるよう努めるものとする」と定められています。

本県では、こども・若者の健全な育成や子育て支援等のこれまでの取組の成果や課題、社会情勢の変化等を踏まえるとともに、こども大綱を勘案し、本県のこども施策を定めた「秋田県こども計画」（以下「本計画」という。）を策定します。

なお、本計画は、「第3次あきた子ども・若者プラン」及び「第3期すこやかあきた夢っ子プラン」の次期計画を統合した新たな計画とします。

4 計画の位置付け

本計画は、こども基本法第10条第1項に基づく都道府県こども計画であるとともに、次の法令等に基づく計画を一体的に策定するものです。

- ① 子ども・若者育成支援推進法第9条第1項に基づく「都道府県子ども・若者計画」
- ② 子ども・子育て支援法第62条第1項に基づく「都道府県子ども・子育て支援事業支援計画」
- ③ 次世代育成支援対策推進法第9条第1項に基づく「都道府県行動計画」
- ④ 秋田県子ども・子育て支援条例第8条第1項に基づく「子ども・子育て支援に関する基本計画」
- ⑤ 成育医療等の提供に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針に基づく計画

また、本計画は、県内 25 市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画と整合・調整を図るとともに、県が策定する、こども・子育てに関連する次の計画との調和を保つものとします。

- ① 新秋田元気創造プラン
- ② 秋田県男女共同参画推進計画
- ③ 秋田県地域福祉支援計画
- ④ 秋田県社会的養育推進計画
- ⑤ 秋田県ひとり親家庭等自立促進計画
- ⑥ 秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画
- ⑦ 秋田県子どもの貧困対策推進計画
- ⑧ 秋田県障害者計画
- ⑨ 秋田県障害福祉計画
- ⑩ 秋田県障害児福祉計画
- ⑪ 秋田県自殺対策計画
- ⑫ あきたの教育振興に関する基本計画
- ⑬ 秋田県特別支援教育総合整備計画

5 計画の対象

本計画では、生まれてから円滑な社会生活を送ることができるようになるまでの成長過程にある全ての人、そして、子育て当事者、これから子育て当事者になる者、こども・若者と子育て家庭を取り巻く全ての関係者を対象とします。

また、各ライフステージの定義については、生まれてから義務教育年齢に達するまでを「幼児期」、小学生年代を「学童期」、中学生年代からおおむね 18 歳までを「思春期」、おおむね 18～29 歳を「青年期」、思春期から青年期を「若者」としてありますが、社会的自立に困難を抱える 30 歳代の者も少なくないことから、この年代も「若者」の対象とします。

6 計画の推進期間

本計画の推進期間は、令和 7 年度から令和 11 年度までの 5 年間です。

7 計画の推進体制・進行管理

(1) 推進体制

本計画の推進に当たっては、県の各部局や各機関が一体となって取組を進めるほか、市町村や学校、企業はもとより、地域においてこども・子育て支援に取り組んでいるNPO等、各種団体と連携しながら施策を推進します。

(2) 進行管理

本計画の進行管理に当たっては、PDCAサイクルを導入し、各施策の効果の検証と目標の達成状況の確認を毎年度実施し、公表するほか、こども・若者・子育てに関する施策を総合的に調査審議する「秋田県こども施策審議会」からの意見等を踏まえつつ、課題を整理して次年度の施策・事業に反映させます。

第2章 こども・若者を取り巻く現状

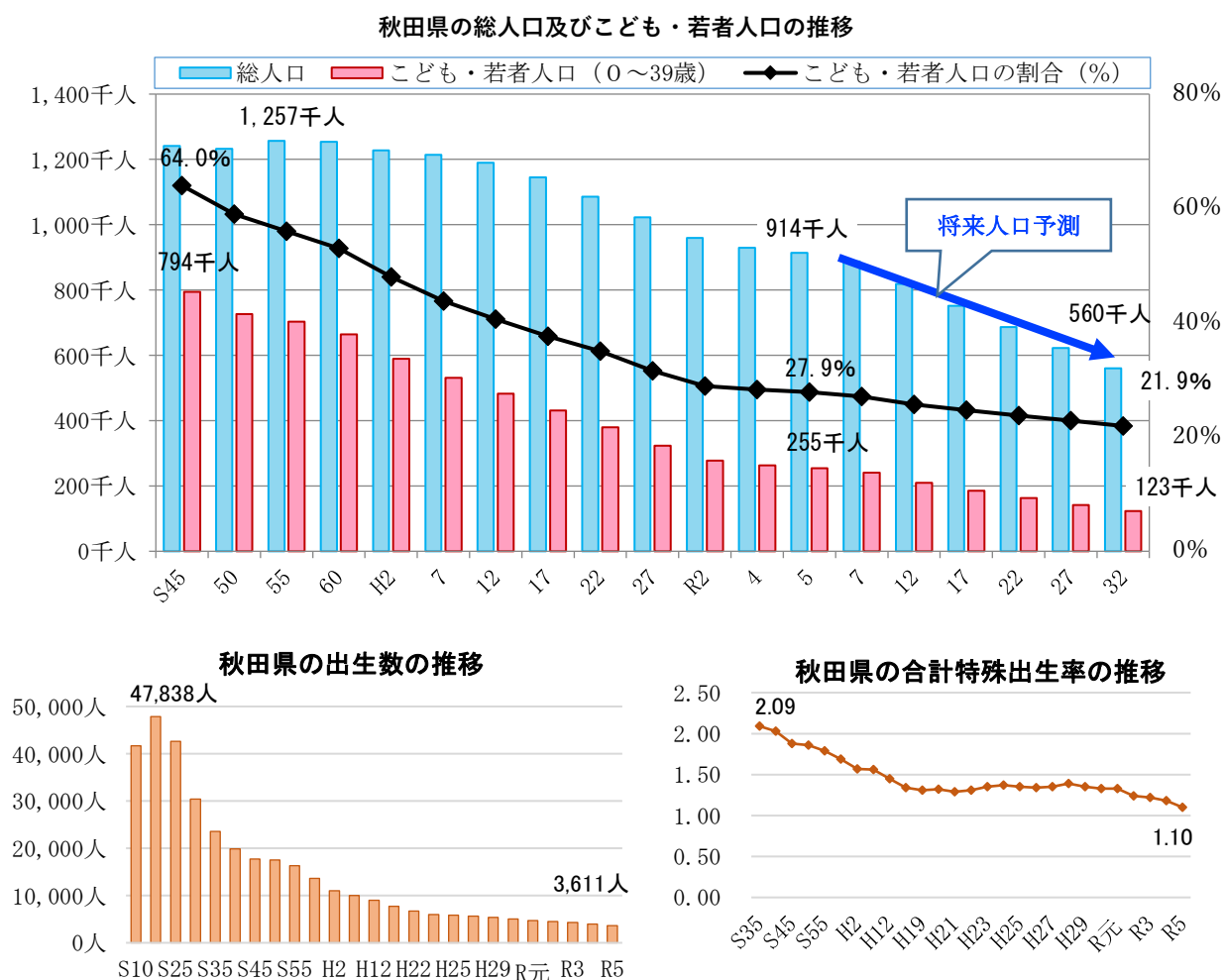
1 少子高齢化の進行

本県の人口は、昭和31年に135万人のピークを迎えた後、減少に転じ、令和5年10月現在の人口は約91万人となっており、このうちこども・若者人口（0～39歳）は約25万人で、全体の約28%を占めています。

出生数は、第1次ベビーブーム期である昭和22～24年の約4万8千人をピークに減少を続け、令和5年には3,611人となり、合計特殊出生率については、1.10となっています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、令和2年に96万人だった本県の人口は、令和32年には約56万人にまで減少するものと予想されています。

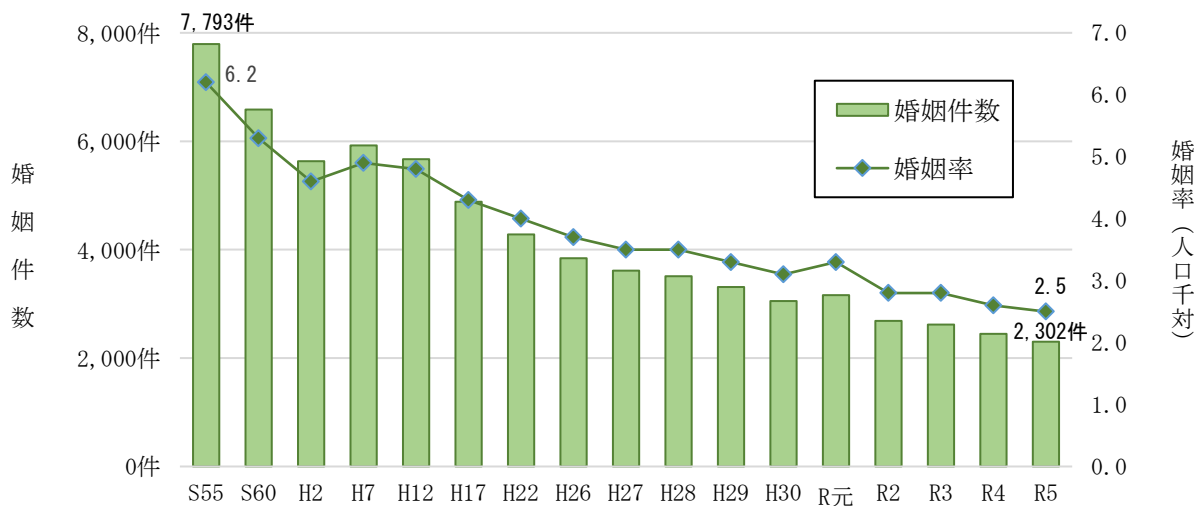
そのため、県では、「秋田県人口ビジョン」を策定し、目指すべき将来人口の展望について県民と共有を図りながら、官民一体となって少子化への対応をはじめとする人口減少対策を推進しています。



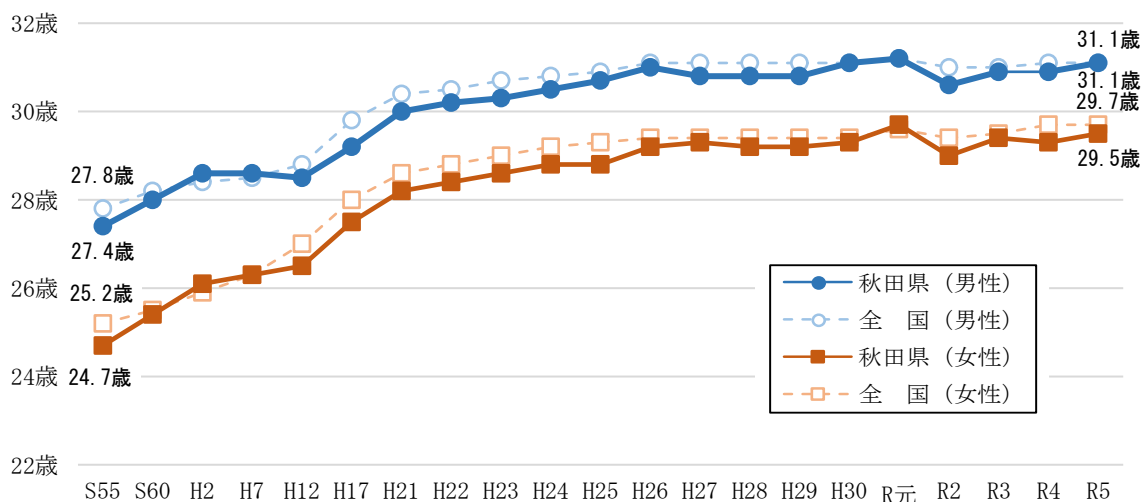
【出典：総務省 国勢調査及び人口推計、厚生労働省 人口動態統計、国立社会保障・人口問題研究所 日本の地域別将来推計人口（2023年推計）】

本県における婚姻状況をみると、婚姻数については、昭和 55 年の 7,793 件から、令和 5 年には 2,302 件となり、婚姻率（人口千人に対する婚姻数）は 2.5 となっています。平均初婚年齢は、昭和 55 年に男性が 27.4 歳、女性が 24.7 歳でしたが、令和 5 年には男性が 31.1 歳、女性が 29.5 歳となっており、全国平均と同様に晩婚化が進んでいます。

秋田県の婚姻状況



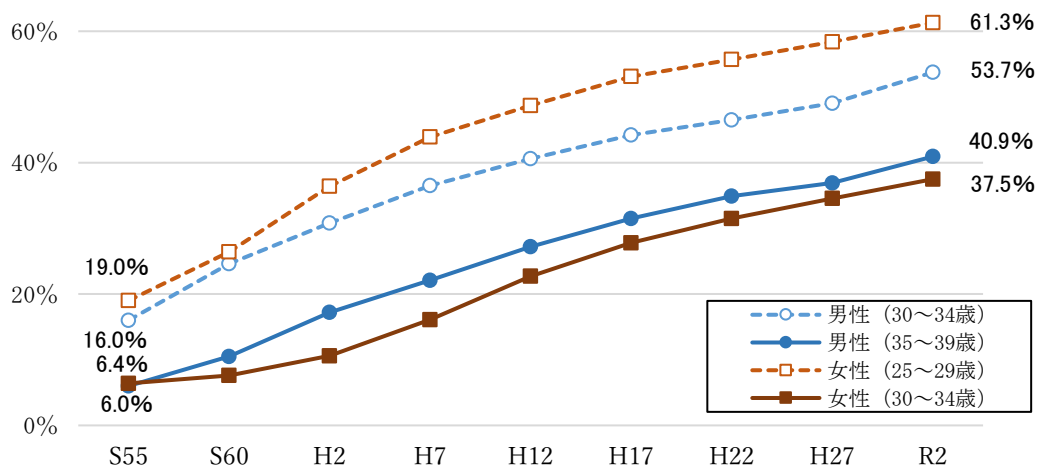
平均初婚年齢の推移



【出典：厚生労働省 人口動態統計】

本県における未婚率は、昭和 55 年に男性（35～39 歳）は 6.0%、女性（30～34 歳）は 6.4 %でしたが、令和 2 年には、それぞれ 40.9%、37.5%となっています。男女とも未婚化が進行していますが、本計画策定に当たり実施した、県内の若者（おおむね 18～39 歳）を対象としたアンケート（以下「若者アンケート」という。）では、65%が結婚に前向きな回答をしています。

秋田県の未婚率の推移

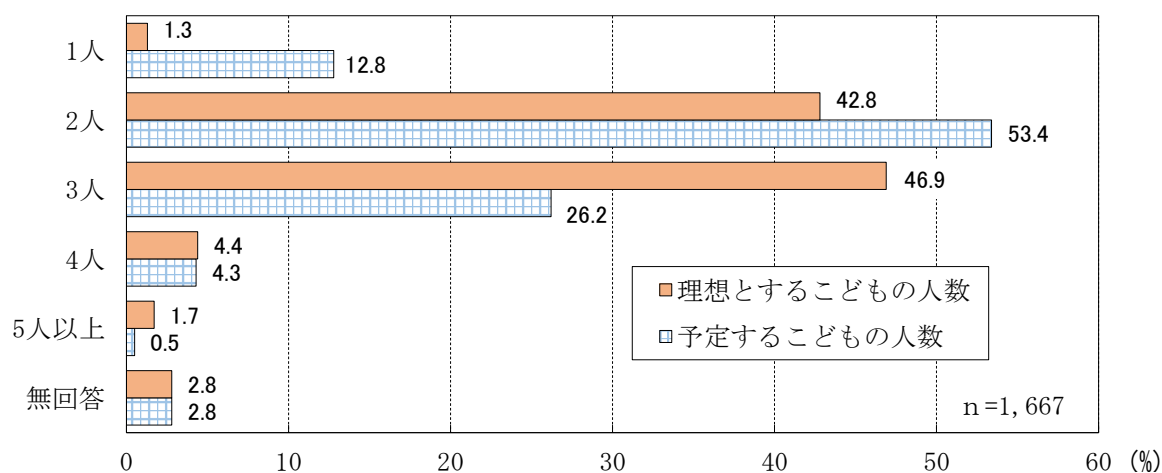


【出典：総務省 国勢調査】

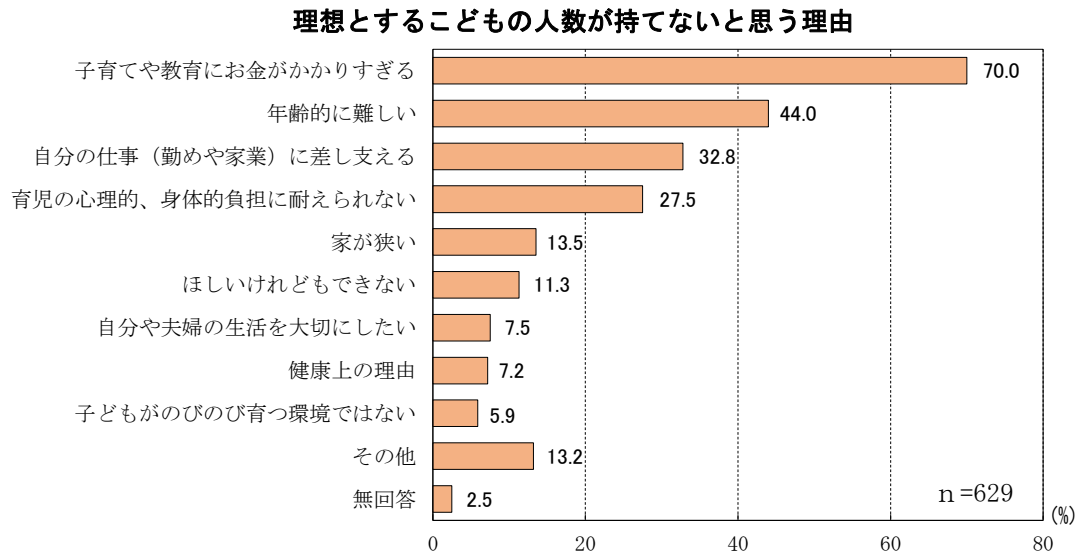
県内の保護者を対象としたアンケート調査では、理想とすることの人数は、「3人」が46.9%と最も割合が高く、続いて「2人」が42.8%となっています。これに対し、予定することの人数は、「2人」が53.4%と最も割合が高くなっており、理想とすることの人数が持てない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」が最多となっています。

理想とすることの人数と予定することの人数に差があることから、理想とする人数のこどもを持てるよう取り組んでいく必要があります。

理想とすることの人数と予定することの人数



【出典：秋田県次世代・女性活躍支援課 令和5年度子育て支援に関する調査】



【出典：秋田県次世代・女性活躍支援課 令和5年度子育て支援に関する調査】

人口減少や少子化の進行により、こども同士や地域の人たちとのコミュニケーションの機会が減少し、対人関係や社会規範を学ぶ機会が少なくなる等の課題があることから、学校行事等の様々な機会を通じて、こどもと高齢者等、地域の人たちとの交流を促進することが必要です。

人口減少への対応は、活力ある地域社会を維持していく上でも大きな課題であり、限られた人的資源で地域の発展を支えていかなければなりません。

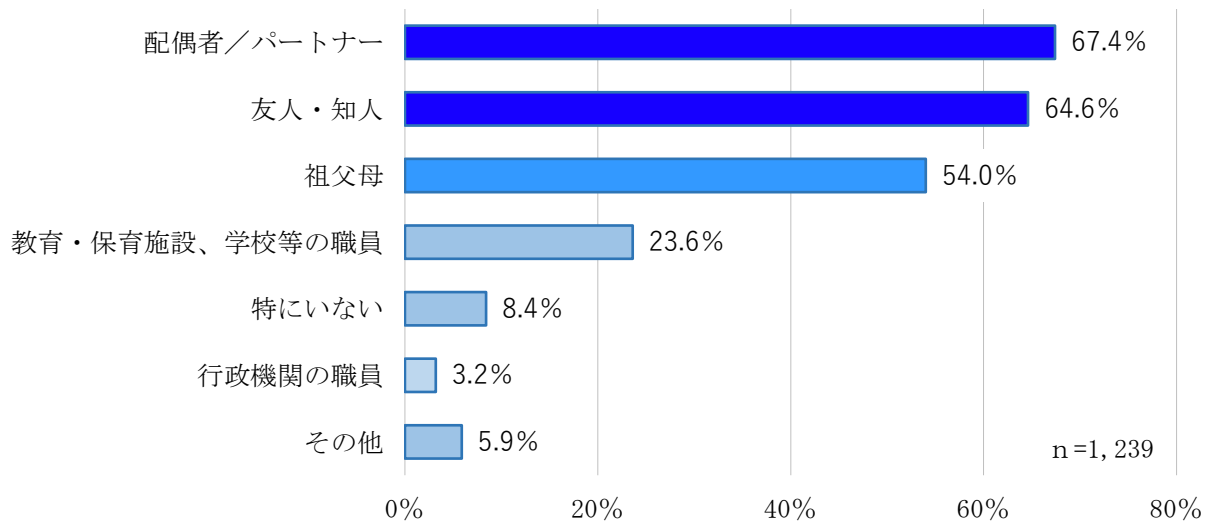
2 子育てをめぐる状況

（１）子育ての相談相手や子育てに関する情報入手先

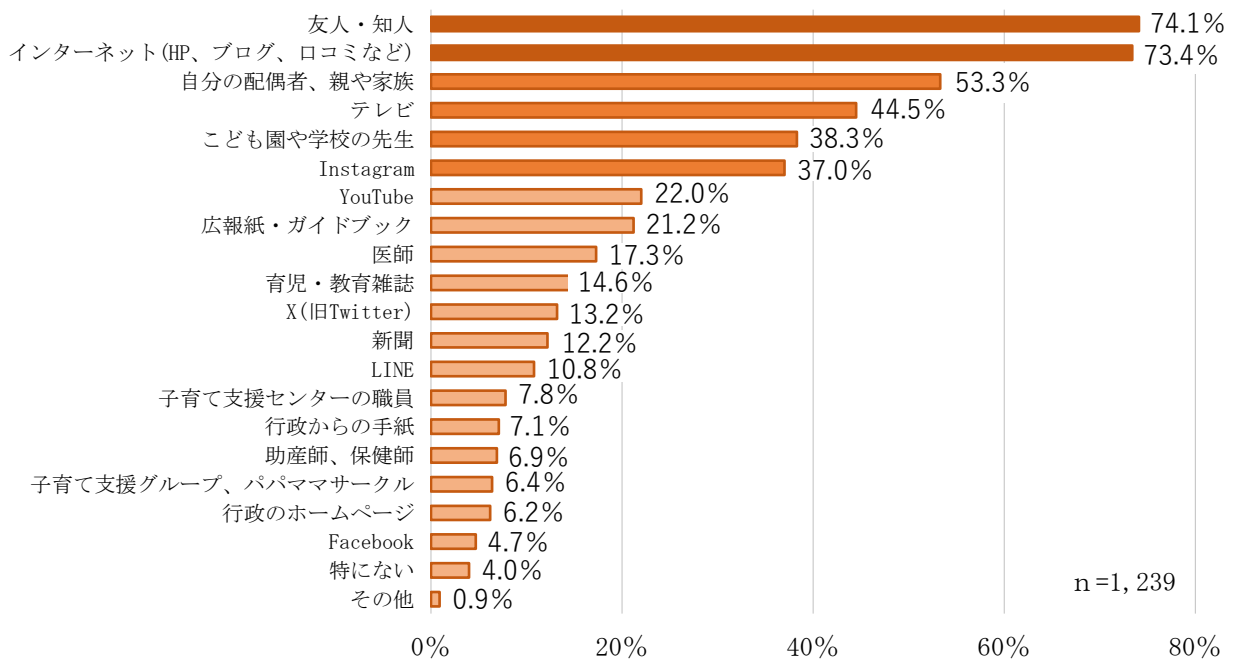
県内の子育て当事者を対象としたアンケート調査（以下「保護者アンケート」という。）では、子育ての相談相手は、「配偶者／パートナー」が 67.4%で最も割合が高く、続いて「友人・知人」、「祖父母」の順となっています。その一方で、「特にいない」という回答が 8.4%あり、相談体制の更なる充実が必要です。

また、子育てに関する情報入手先については「友人・知人」の割合が 74.1%と最も高くなっているものの、Instagram や YouTube 等を通じて情報を得ている人も多くいることから、SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）を含めた様々な媒体を活用した情報発信が必要です。

子育ての相談相手



子育てに関する情報入手先

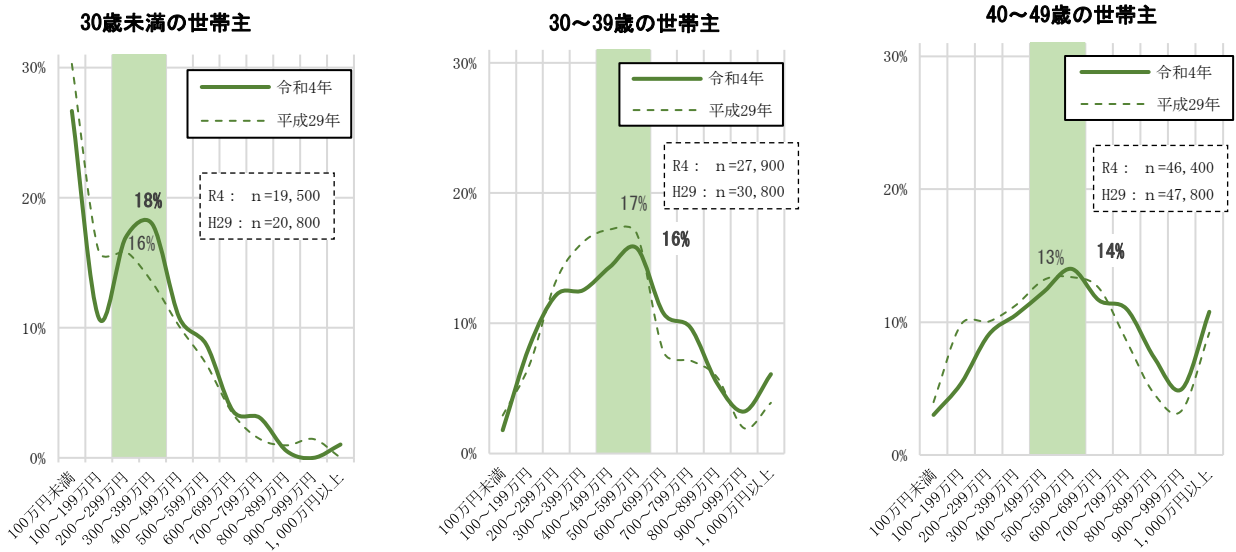


【出典：秋田県 令和6年度 秋田県こども計画策定のための子育て当事者の意見調査】

(2) 子育て家庭の経済状況

子育てを主に担う50歳未満の世帯の所得について、平成29年と令和4年を比較すると、各年代において、高所得階層の割合が増加しています。30歳未満の世帯では世帯所得300～399万円が、30～39歳と40～49歳の世帯では、共に世帯所得500～599万円が最多となっています。

秋田県における世帯主の年代別世帯所得の傾向

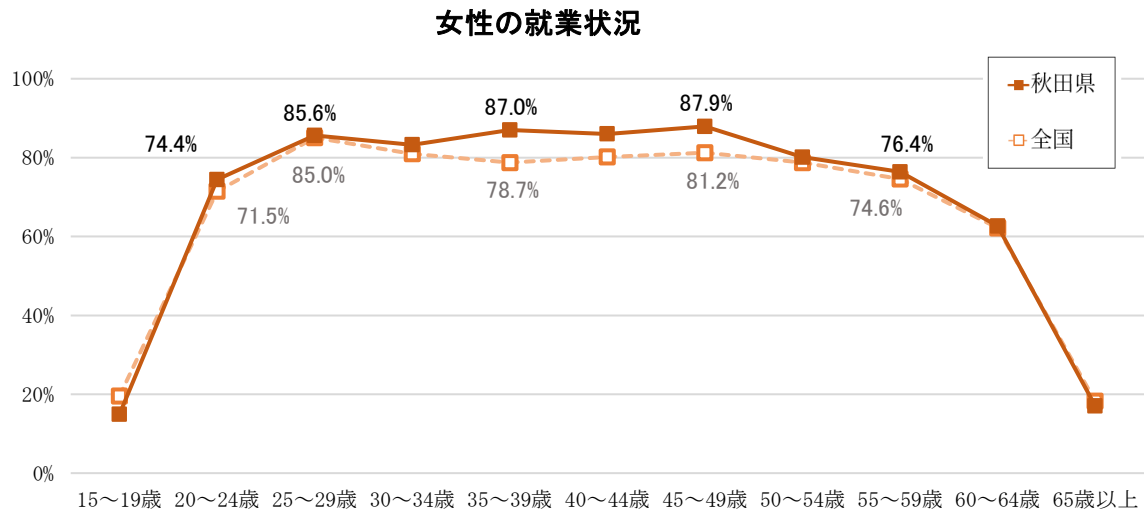


【出典：総務省 平成29年、令和4年 就業構造基本調査】

(3) 育児と仕事の両立状況

①女性の就業状況（有業者の割合）

本県の女性（20～59歳）の有業率は7割を超え、全国的に見ても比較的高い状況です。

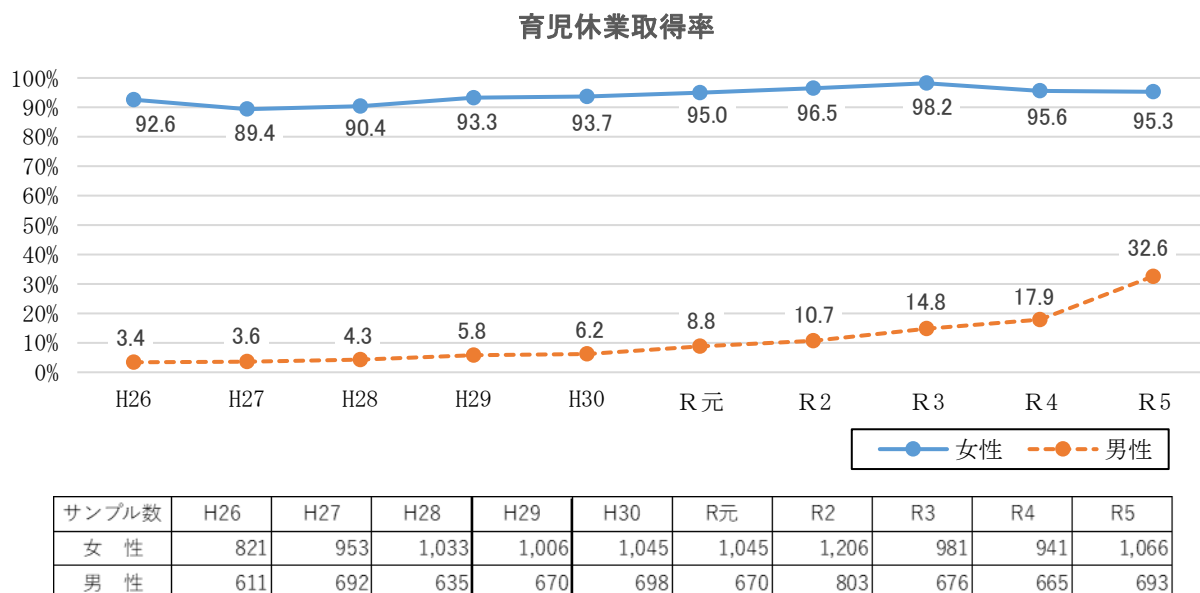


サンプル数	総数	15～19歳	20～24歳	25～29歳	30～34歳	35～39歳	40～44歳	45～49歳	50～54歳	55～59歳	60～64歳	65歳以上
全 国	57,060,500	2,675,300	3,018,300	3,100,300	3,137,600	3,540,600	3,915,800	4,668,500	4,678,500	4,037,600	3,760,800	20,526,800
秋田県	448,600	17,400	13,300	14,600	17,300	22,300	26,400	30,600	30,700	30,500	35,900	209,800

【出典：総務省 令和4年 就業構造基本調査】

②育児休業取得率

本県の民間事業所における育児休業取得率は、女性は平成28年以降9割以上を維持しているのに対し、男性の取得率については、近年、増加傾向にあるものの、令和5年で32.6%にとどまっており、県内企業に対して育児休業の取得促進を働きかける等の取組を進める必要があります。

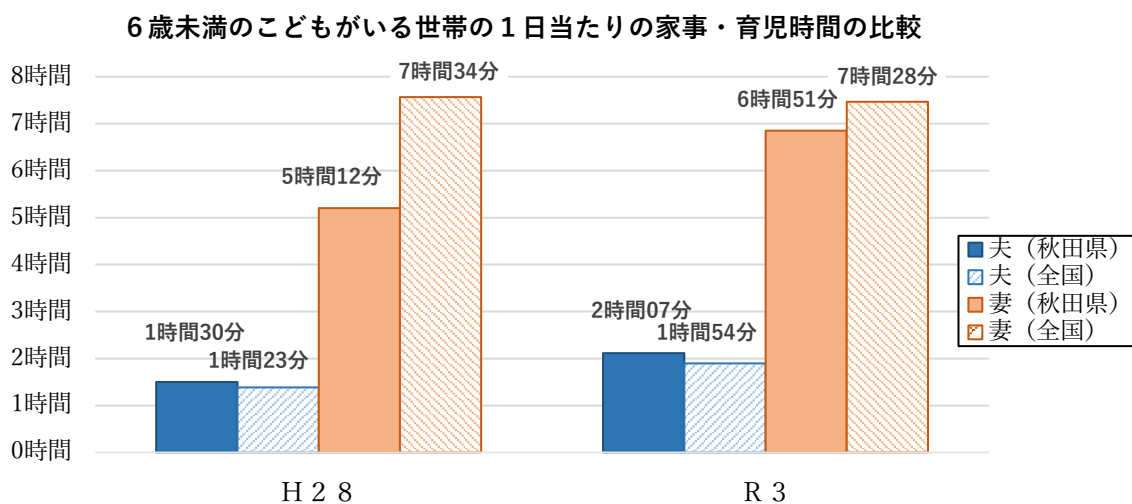


【出典：秋田県 労働条件等実態調査】

③男性の家事・育児への参画

6歳未満のこどもがいる世帯の、夫の1日当たりの家事・育児時間をみると、共働き世帯が増えていることもあって増加傾向にありますが、妻の4分の1程度にとどまっており、依然として妻の家事・育児の負担が大きい状況です。

家事・育児の負担が女性に偏っていることから、男性の家事・育児への主体的な参画の促進が求められます。

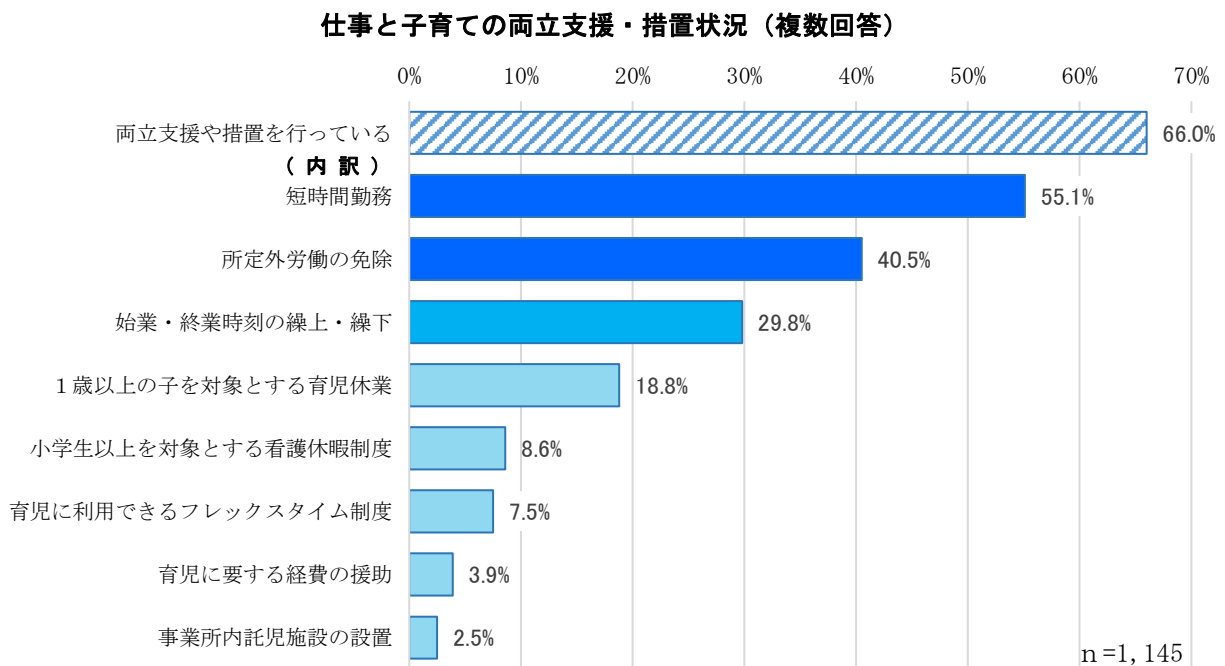


【出典：総務省 社会生活基本調査】

（４）企業における仕事と子育ての両立支援の状況

本県の民間事業所において、仕事と子育ての両立支援のために何らかの支援や措置を行っている割合は 66.0%となっています。その内容は、「短時間勤務」、「所定外労働の免除」、「始業・終業時刻の繰上、繰下」等、勤務時間の調整に関する取組が高い割合を占めています。

今後も仕事と子育ての両立支援を促進していくため、民間事業所の理解を深めるとともに、ワーク・ライフ・バランスの実現に向け積極的に取り組んでいく必要があります。



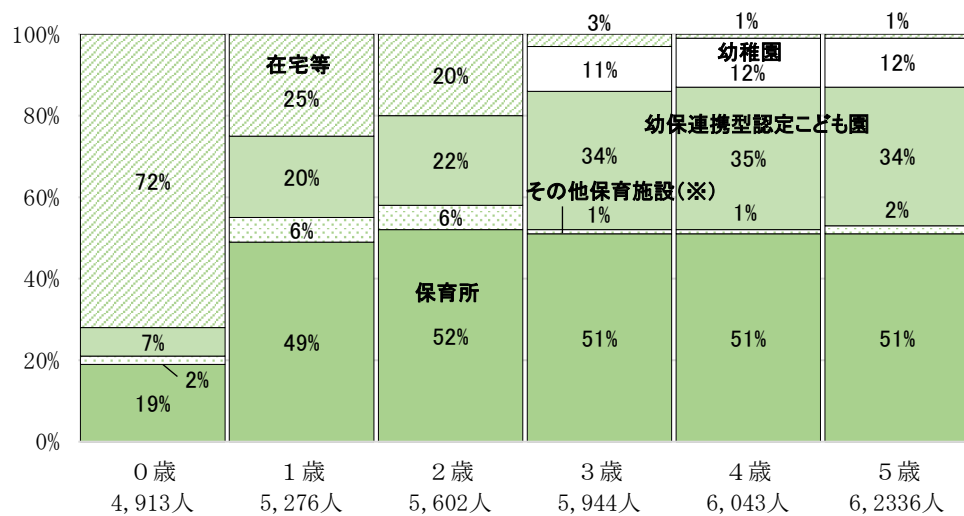
【出典：令和５年度 秋田県 労働条件等実態調査】

３ こどもの育ちをめぐる状況

（１）就学前のこどもの状況

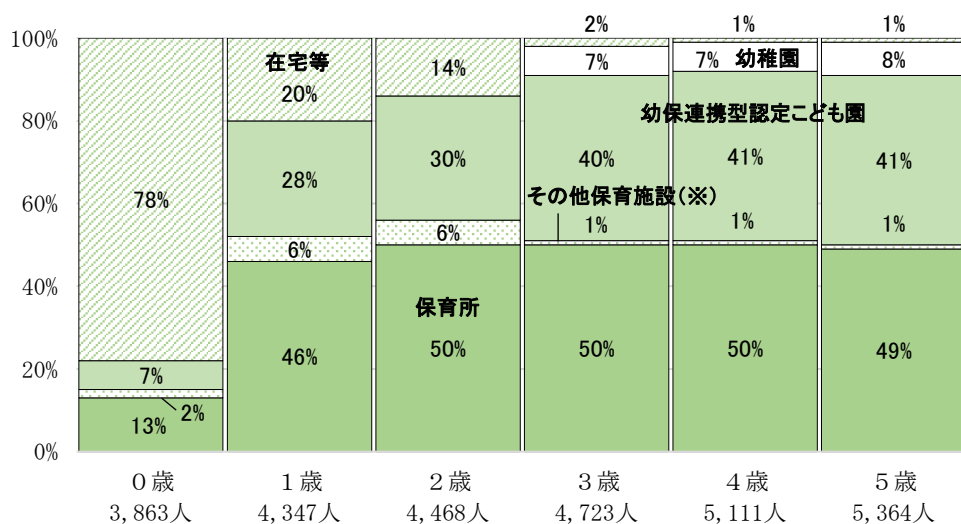
本県の就学前のこどもの数は令和元年から令和５年にかけて６千人以上減少しました。一方で、保育所等の就学前施設を利用する割合は増加しました。特に、１歳児及び２歳児については、令和元年がそれぞれ 75%、80%であったのに対し、令和５年では 80%、86%でした。また、全年齢では、令和元年が 81.8%であったのに対し、令和５年では 83.1%でした。

R元 未就学児 34,014人



※「その他保育施設」は、へき地保育所、児童館、地域型保育事業施設、認可外保育施設の合計。

R5 未就学児 27,876人



※「その他保育施設」は、へき地保育所、地域型保育事業施設、認可外保育施設の合計。

【出典：秋田県教育委員会（幼保推進課）調べ】

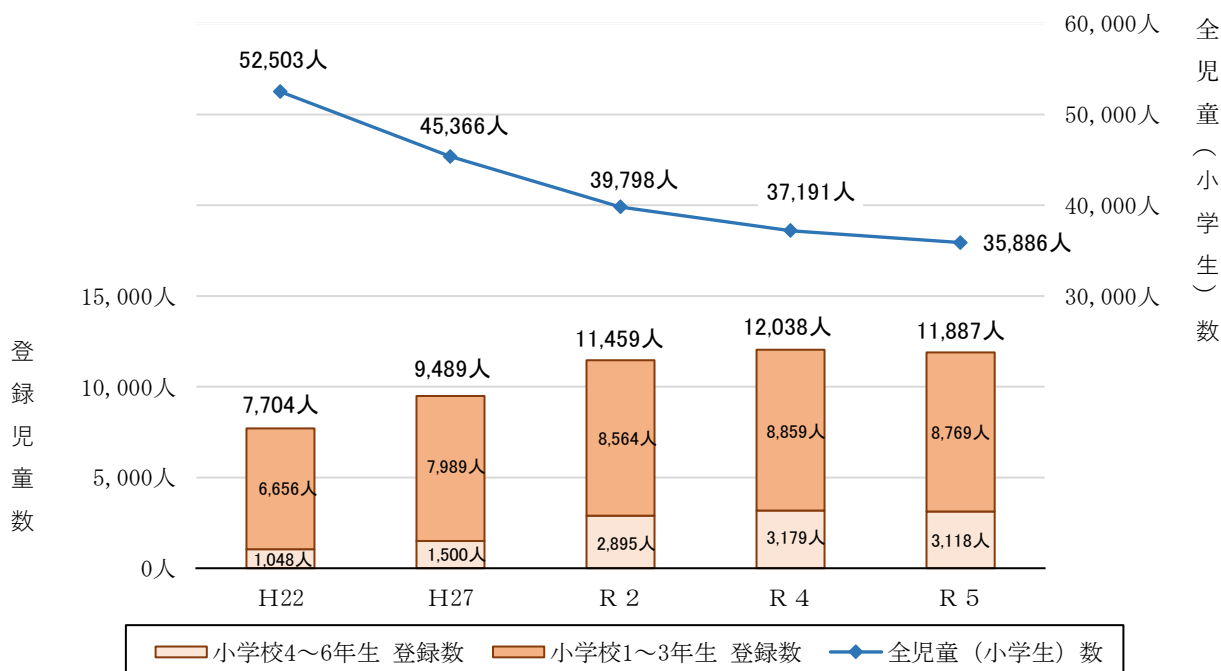
（２）放課後児童クラブの登録状況

本県の小学生数は、平成22年から令和5年までの間で1万6千人以上減少しましたが、放課後児童クラブ登録児童数は4,183人増加し、全小学生数の3割を超える等、放課後児童クラブへのニーズがさらに高まっています。

また、平成27年度に本格施行された子ども・子育て支援新制度において放課後児童クラブの対象児童が拡大されたことにより、近年は4年生から6年生の登録も増加傾向にあります。

全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごすことができるよう、必要なクラブ数を整備していく必要があります。

秋田県における放課後児童クラブ登録児童数の推移



【出典：文部科学省 学校基本調査、厚生労働省 放課後児童健全育成事業の実施状況】

4 家庭をめぐる環境の変化

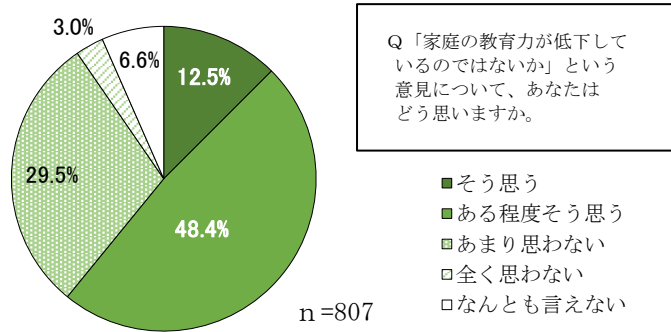
家庭は、こどもが基本的な生活習慣・生活能力、人に対する信頼感、豊かな情操、思いやりや善悪の判断等の基本的倫理観、自立心や自制心、社会的なマナー等を身に付ける上で重要な役割を担うものです。

家庭の教育力に関しては、令和元年に、秋田県教育委員会が県内の保護者約1千人を抽出して行った調査において、回答を得た保護者の約6割が「低下している」と回答しています。

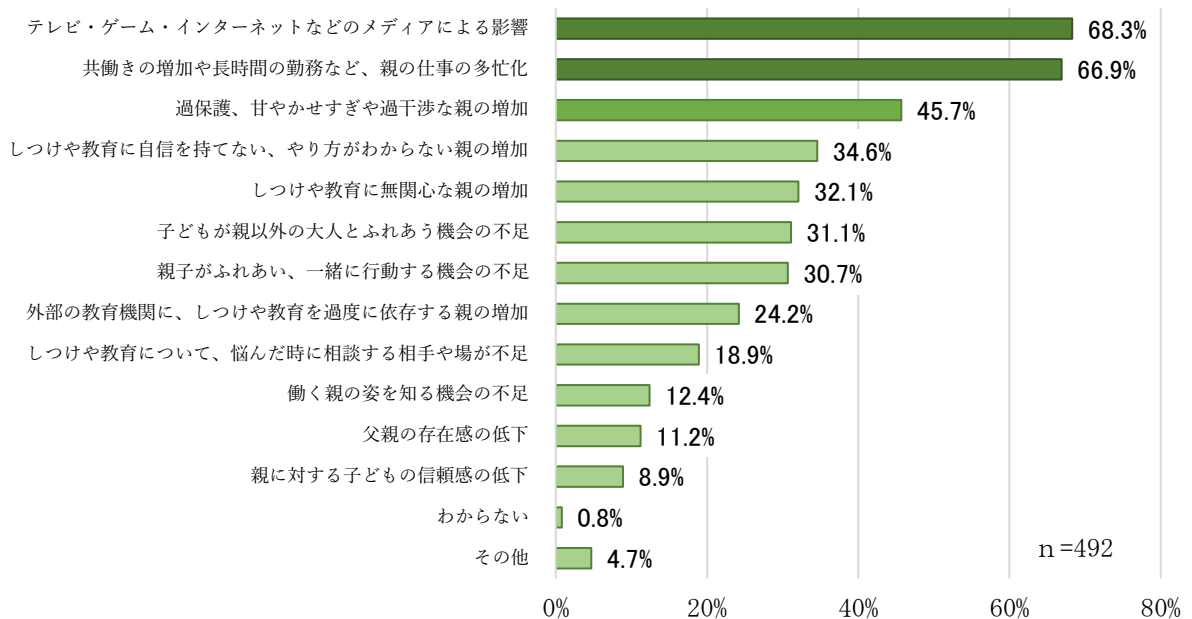
その理由として多かったものは、約7割の回答者が「テレビ・ゲーム・インターネット等の影響」、「共働きの増加や長時間の勤務等、親の仕事の多忙化」を挙げており、次いで「過保護、甘やかせすぎや過干渉な親の増加」が約5割となっています。

こうしたことから、学校と家庭を結ぶ地域人材の養成・活用、ネットワークづくり等の取組を推進し、家庭教育支援に対する体制整備を図りつつ、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を進める必要があります。

家庭の教育力の低下に関する保護者の意識



家庭の教育力が低下しているのではないかと考える理由



【出典：秋田県教育委員会 令和元年度 家庭教育に関する調査】

5 学校をめぐる状況

学校は、こども一人ひとりに応じた指導や問題解決学習、体験活動等を通して基礎・基本の確実な定着を図り、自ら学び自ら考える力等の「生きる力」を身に付ける場です。

社会がますます多様化・複雑化し、こどもを取り巻く環境も大きく変化する中で、学校だけで様々な課題に対応していくことは困難なことから、これまで以上に学校、家庭、地域の連携を強化しながら取り組んでいく必要があります。

本県の小・中学生は、全国学力・学習状況調査において、平成19年の第1回以来、連続しておおむね良好な成績を収めており、同調査の質問調査においても、早寝早起きをして、朝食も毎日きちんと摂り、自宅での予習・復習もしっかりと行っていることが分かっています。

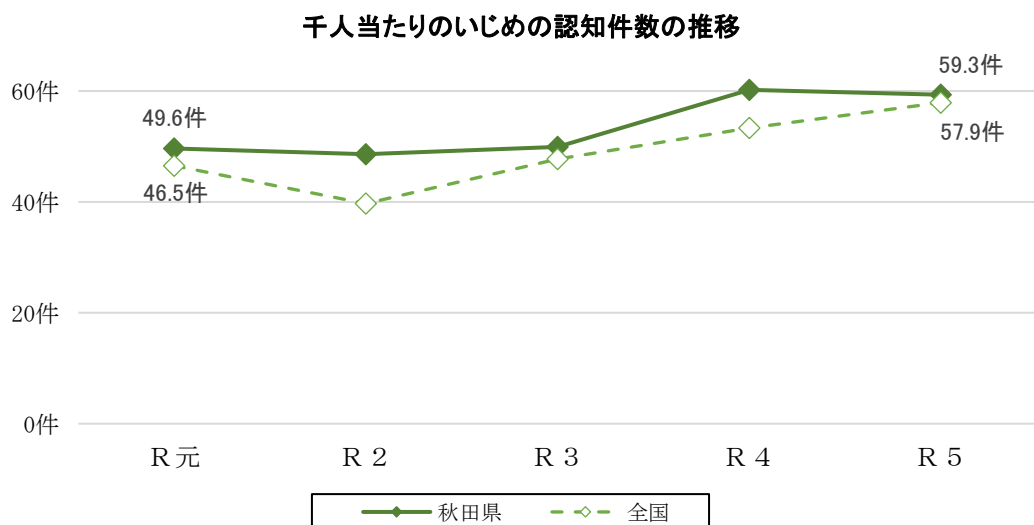
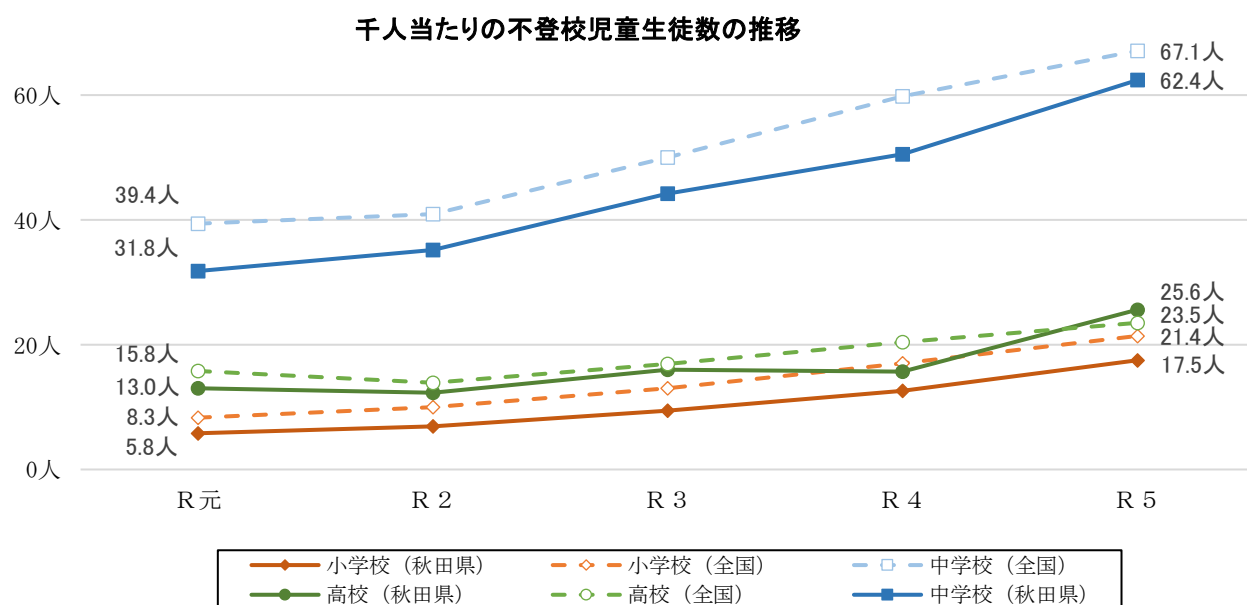
今後も、本県のこうした強みを失うことなく、更なる磨きをかけていく必要があります。

6 不登校やいじめをめぐる状況の変化

本県の千人当たりの不登校児童生徒数は、全国と比較して少ない状況が続いていますが、中学校では、小学校・高校と比較して2倍以上となっており、近年は更に増加傾向にあります。

いじめの認知件数は、いじめの疑いがある事案を正確に漏れなく積極的に認知し、即時対応を心がけることの重要性について各校の理解が進んだことから、増加傾向にあります。

今後も高い危機意識をもって、これらの実態把握や未然防止等の取組を充実していくとともに、規範意識の向上と好ましい人間関係構築のための取組を一層進めていく必要があります。



【出典：文部科学省 児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査】

7 地域社会の変化

地域社会は、こどもにとって多様な年齢層や立場の人々とふれあうことで、様々な生活体験、社会体験、自然体験を積み重ね、社会性や公共心を身に付けることのできる場です。しかしながら、都市化や過疎化の進行、地域のつながりの希薄化等から、地域コミュニティの機能は低下していると言われています。

このため、学校教育においても地域の活性化に貢献する活動等を通じて、こどもが地域社会とふれあいつつ、生き抜く力を育んでいく必要があります。

また、人口減少・高齢化に伴うプレイヤー不足により、地域活性化に取り組む団体のメンバーが固定化し、活動が停滞しているほか、意欲のある若者が地域活性化に向けて能力を発揮できる環境が整っていない等の課題を抱えています。

8 情報化社会の進展

情報通信技術の飛躍的な進展、とりわけスマートフォン等の普及により、いつでもどこにいても、あらゆる情報を瞬時に入手できる時代となっています。

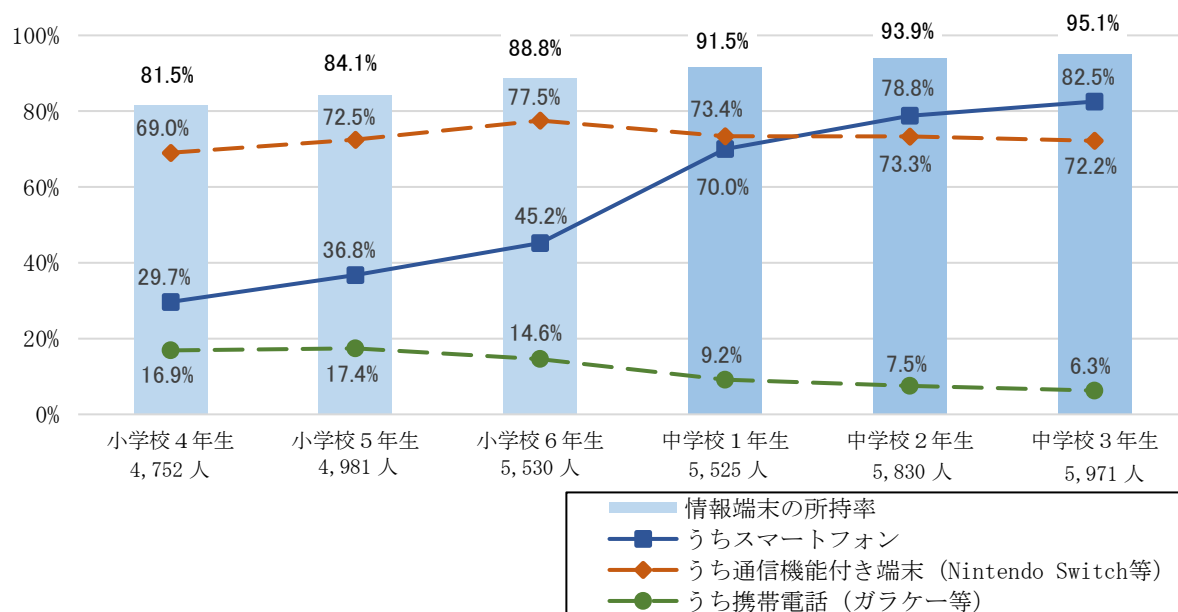
インターネットを通して、様々な情報をリアルタイムに得ることが可能となり、利便性が向上した一方で、主体的に物事を見る力・考える力の低下や、有害情報へのアクセスによる犯罪被害、人間関係の希薄化といった影響も指摘されています。

また、SNSやスマートフォンアプリ等によるこどものネットワークはおとなから見えにくく、事件やトラブルに巻き込まれる機会が増大しているほか、SNS等による誹謗中傷等、いじめにつながるおそれもあります。

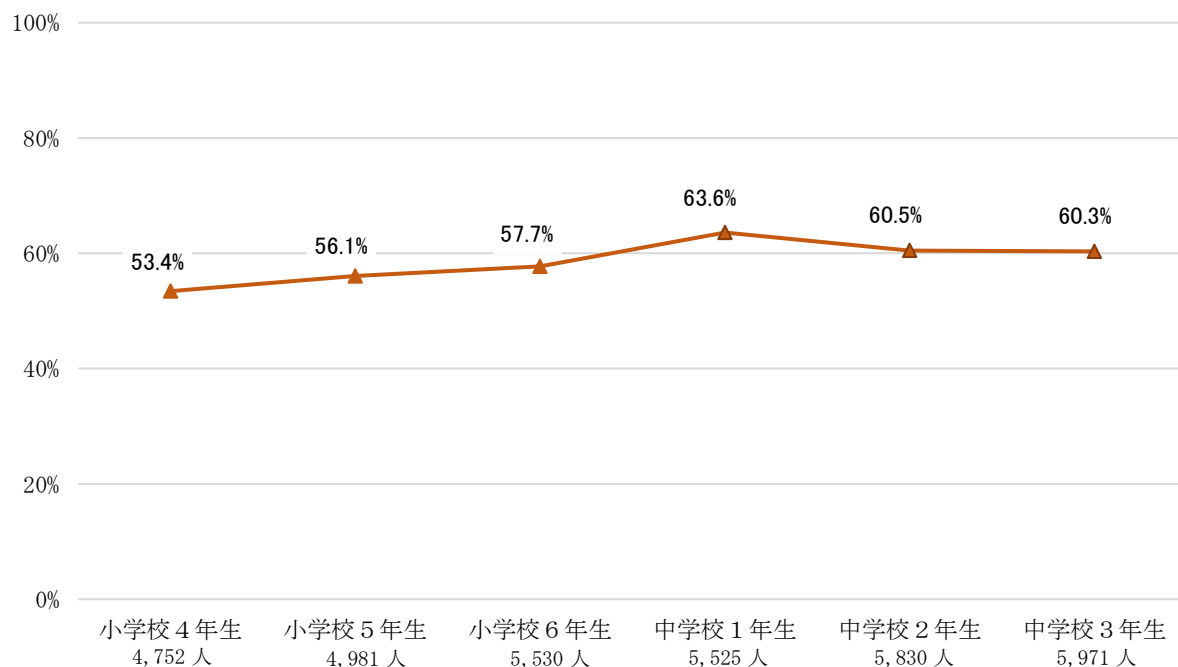
インターネット上の有害サイトへのアクセスを防ぐ手段としては、フィルタリングを推進していくことが有効ですが、県の令和5年度調査では、スマートフォンに代表される情報端末の所持率は小学6年生が88.8%、中学生3年生が95.1%であるのに対し、各情報端末へのフィルタリング実施率は5～6割にとどまっており、安全な利用に対する保護者の理解を深める取組が今後必要となっています。

これらの情報通信技術については、今後の社会を生きていく上で必要なものである一方で、使い方によっては様々なリスクを伴うことから、その適切な利用について啓発していく必要があります。

秋田県内の小・中学生の情報端末 (スマートフォン等)の所持率

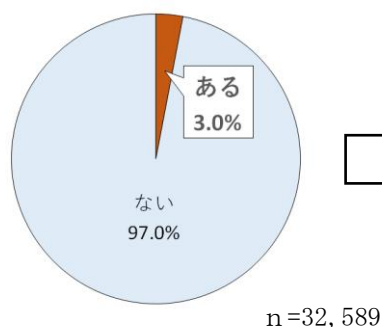


秋田県内の小・中学生のフィルタリング実施率

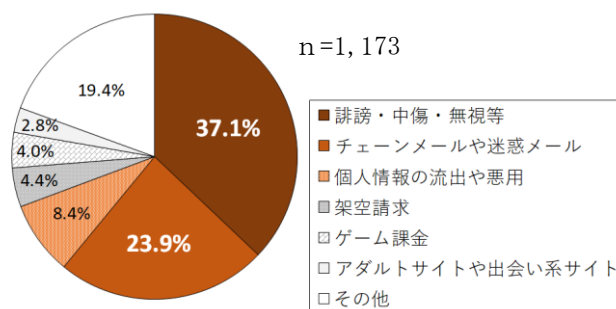


【出典：令和 5 年度 秋田県教育委員会（義務教育課）調べ】

秋田県内の小・中学生のインターネットや
SNS等のトラブル・被害に遭った経験の有無



トラブル・被害の内容



【出典：令和5年度 秋田県教育委員会（義務教育課）調べ】

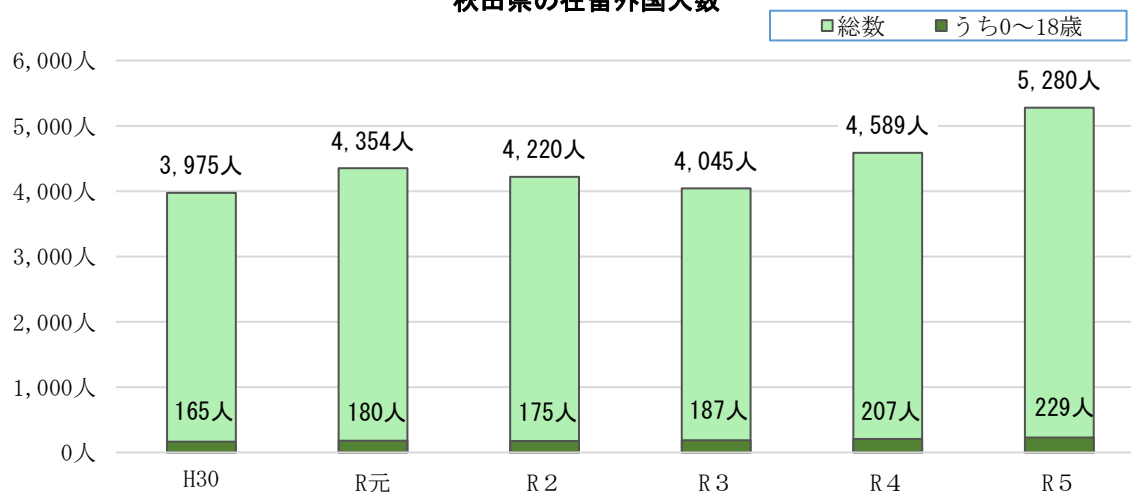
9 国際化の進展

情報通信技術の飛躍的な進展とともに地球規模で人・モノ・カネ・情報が行き交う時代であることから、企業活動はもとより、県民も意識の有無を問わずに、グローバル社会の中で日々の生活を送っています。

また、県内の在留外国人数は人手不足を背景とした外国人労働者の増加等により、令和5年12月末現在で5,280人、県内在留外国人のこども（0～18歳）は229人となっています。観光分野においては、令和元年までは本県への外国人観光客数が10万人以上、県民の海外渡航者数も3万5千人以上で推移していました。その後、新型コロナウイルス感染症の世界的な拡大により、共に令和2年から激減しましたが、令和5年には外国人観光客数が7万4千人、県民の海外渡航者数が14,201人と回復基調が見られ、今後も国際化は進むものと考えられます。

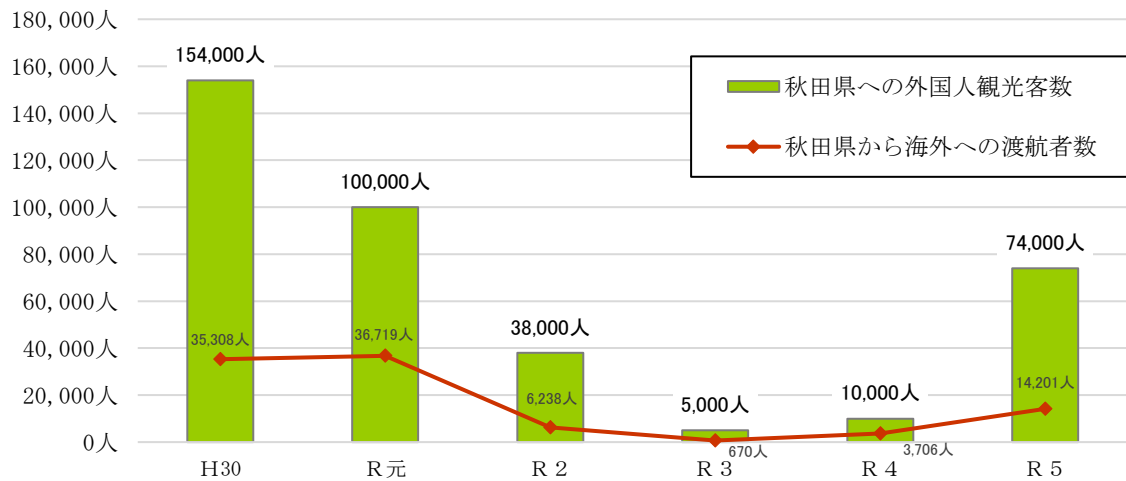
そのため、実践的な英語力の育成や国際感覚の醸成、異文化理解の促進に取り組むとともに、グローバル社会における「秋田」を常に意識しながら行動していくことが重要です。

秋田県の在留外国人数



【出典：法務省出入国在留管理庁 在留外国人統計及び出入国管理統計】

秋田県への外国人観光客数、
秋田県から海外への渡航者数



【出典：秋田県 観光統計】

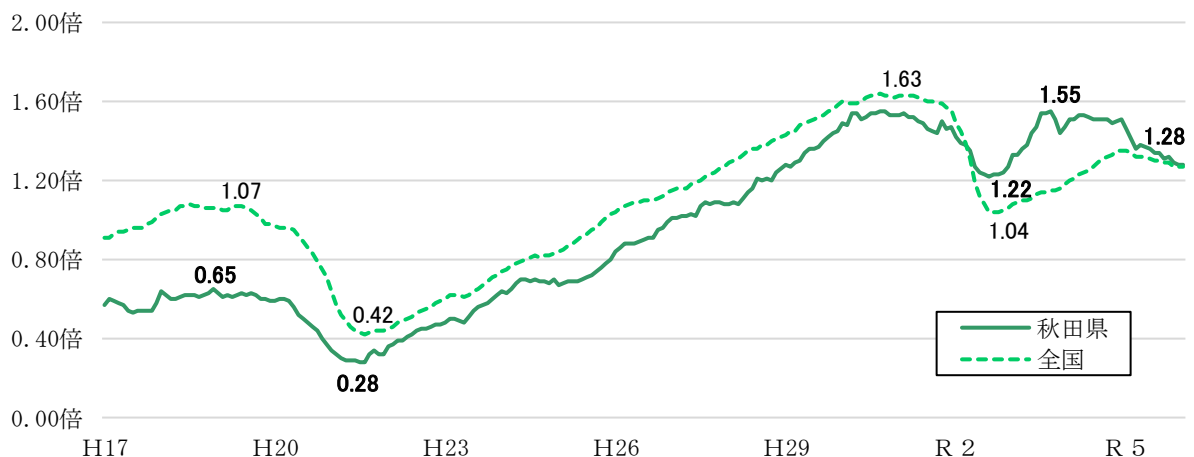
10 雇用・就職を取り巻く環境の変化

有効求人倍率は、平成 21 年以降、全国及び本県とも上昇が続き、新型コロナウイルス感染症の拡大で一時的な落ち込みはあったものの、それ以後は高い水準を維持しており、深刻な人手不足が続いています。

また、高校卒業者の県内就職率は、令和 2 年 3 月卒業者までは、全日制において 7 割を下回っていましたが、令和 3 年 3 月卒業者からは、全日制・定時制共に 7 割を上回っています。

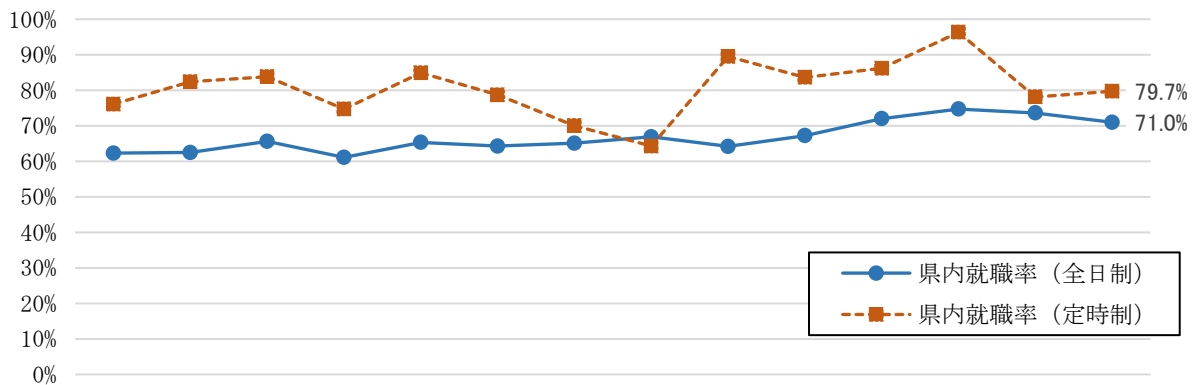
若年労働力の減少は、将来的に企業における人材確保が困難になることはもとより、地域社会の活力低下にもつながることから、引き続き雇用の確保・創出に積極的に関わり、県内就職・Aターン就職等を更に推し進める必要があります。

有効求人倍率の推移



【出典：厚生労働省 職業安定統計（一般職業紹介状況）】

高校(全日制・定時制)卒業者の県内就職率の推移



H23卒		H26卒		H29卒		R 2 卒		R 5 卒	
		H23卒	H26卒	H29卒	R2卒	R5卒	R6卒		
全日制	県内	1,663	1,617	1,644	1,576	1,347	1,212		
	総就職者数	2,671	2,648	2,527	2,344	1,829	1,707		
定時制	県内	54	62	42	56	50	51		
	総就職者数	71	83	60	67	64	64		

【出典：秋田県高等学校卒業者の進路状況調査（秋田県教育庁高校教育課）】

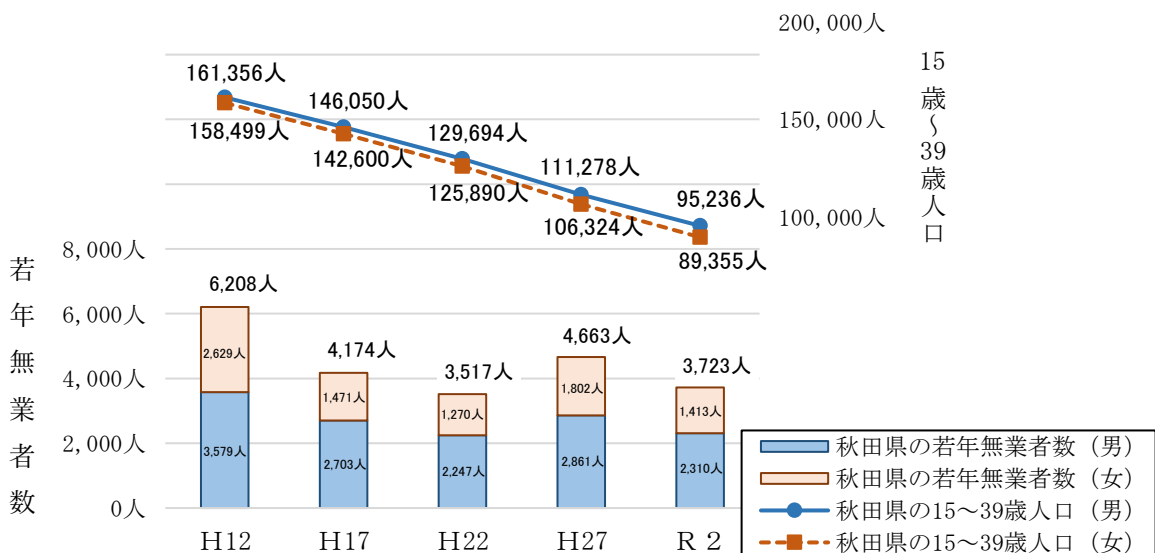
11 若年無業者の状況

本県における15～39歳の若年無業者数は、令和2年国勢調査時点で3,723人で、15～39歳の人口に占める若年無業者の割合は2.0%となっています。

就業希望の若年無業者が求職活動をしていない理由として、出産・育児や病気・けが、通学中の人を除くと、「知識・能力に自信がない」、「急いで仕事につく必要がない」、「探したが見つからなかった」といった回答が見られます。

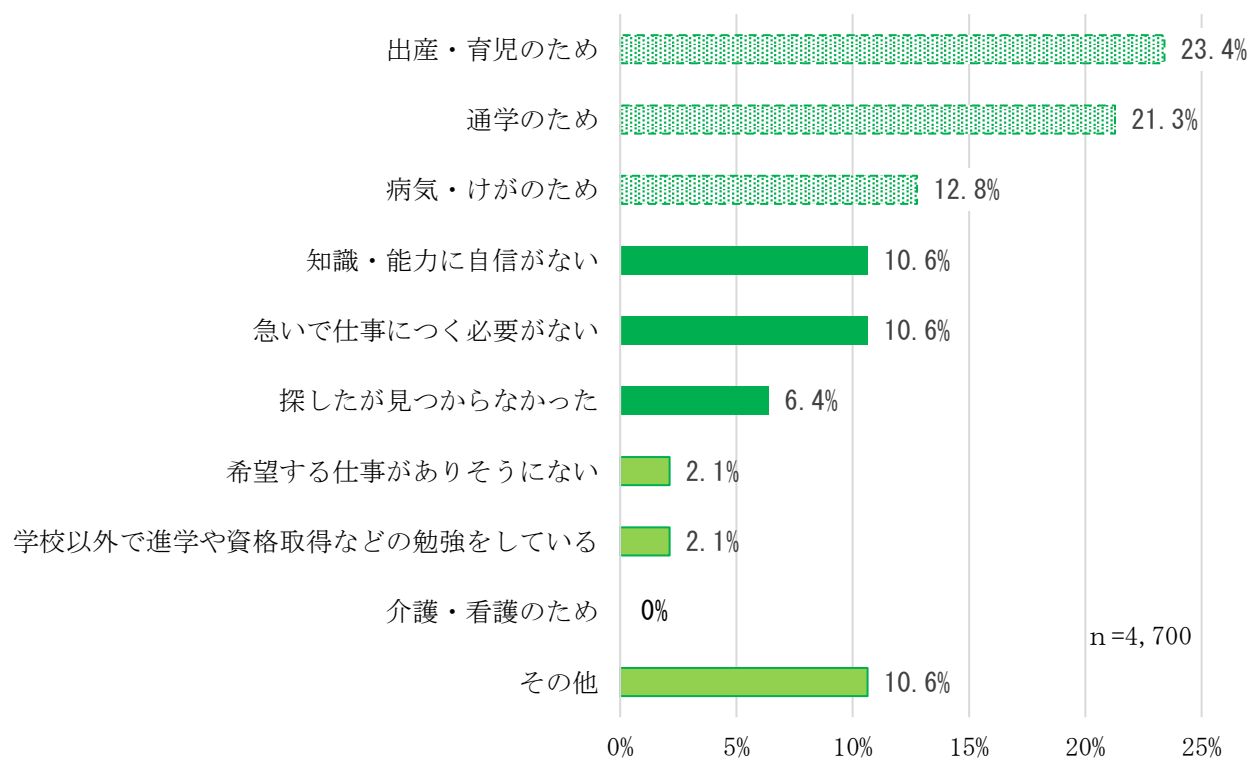
こうした若者が希望する就職を実現できるよう、一人ひとりの状況に応じたきめ細かい支援を行っていく必要があります。

秋田県の若年無業者の状況



【出典：総務省 国勢調査】

秋田県の就職希望の若年無業者が求職活動をしていない理由



【出典：令和4（2022）年 就業構造基本調査】

第3章 計画推進の基本的な考え方

1 計画の基本理念

こども・若者は、これからの社会を支えるかけがえのない存在であり、全てのこども・若者が、心身の状況や置かれている環境等にかかわらず、ひとしくその権利の擁護が図られ、夢や理想を抱きながら、年齢や発達程度に応じて、その意見と多様な人格・個性が尊重され、今とこれからにとっての最善の利益が図られるよう支援していく必要があります。

また、人口減少や少子高齢化の進行が著しい本県においては、こどもの教育・保育や子育て当事者を取り巻く環境は大きく変化してきており、県民が次世代育成支援対策の必要性に理解を深め、子育てを当事者だけにとどめず、社会全体で支えていく必要があります。

このようなこども・若者や子育て当事者を取り巻く環境を踏まえ、本計画では基本理念を次のとおり掲げ、こども・若者が幸福な生活を送ることができる社会を目指します。

【基本理念】

全てのこども・若者が、個性や多様性が尊重され、将来に希望を抱きながら健やかに成長し、幸福な生活を送ることができる社会を目指す

2 計画全体を貫く5つの視点

基本理念の実現のため、計画全体を貫く考え方として、次の5つの視点を掲げて各施策に取り組みます。

(1) 社会を構成する担い手として位置づける視点

社会は、こども・若者や働き盛りのおとな、高齢者等、異なる世代の様々な人々で構成されています。こども・若者は、心身の発達過程にあっても、生まれながらにして権利の主体であり、今を生きると同時に、次代の社会を担い、これからの秋田の発展を支える重要な主体です。

そのため、こども・若者が、自らの権利、心や体、社会に関する必要な情報や正しい知識を学び、それらに基づいて将来を自らが選択し、希望と意欲に応じて将来を切り拓いていくことができるようにすることが重要です。また、成長の節目を機会に、社会を構成する一員であるとの自覚を促し、自らの行動に責任を持つことや、社会との関わりの中で自らが存在していることを認識するとともに、自分たちの社会は自分たちでつくりあげていくという

自立の精神を養っていくことが大切です。

こうした観点から、こども・若者の自己選択、自己決定、自己実現を社会全体で後押しするとともに、こども・若者とおとながお互いを尊重し合いながら、社会を構成する担い手として共に生きていくことを目指します。

(2) ライフステージに応じて切れ目なく支援する視点

こども・若者が持つ能力や可能性、あるいは抱えている困難の程度は、それぞれ異なります。また、こども・若者や家庭の状況によっては、貧困、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力、非行、不登校、ひきこもり、障害・医療的ケア、ヤングケアラー等の様々な問題が複合的に絡まり、多方面にわたる支援を組み合わせることが必要な場合もあります。

こうしたことから、一人ひとりの置かれた状況、発達段階、性別等に応じて抱えている問題が異なることにも配慮しつつ、ライフステージに応じたきめ細かな支援を行っていきます。

また、こどもの将来がその生まれ育った環境によって左右されないよう、良好な成育環境を確保するとともに、全てのこども・若者が安全で安心して過ごすことができる居場所を持ち、また、多様な学びや体験活動・外遊びの機会を得ることを通じて、自己肯定感や自己有用感を高め、自分らしく社会生活を営むことができるよう取り組んでいきます。

(3) 当事者の意見を聴きながら共に進める視点

こども・若者が自らの意見を形成し、その意見を表明することや社会に参画することは、社会への影響力を発揮することにつながるとともに、自分たちの社会は自分たちでつくりあげていくという自立の精神を養うことにもつながると考えられます。それを受け止めるおとなも、こども・若者の最善の利益を実現する観点から、こども・若者の意見を年齢や発達の程度に応じて尊重する必要があります。

また、子育てを社会全体で支えていくためには、子育て当事者の意見や気持ちに寄り添った取組を進める必要があります。

こうしたことから、本計画は、意見表明の場を適切に設け、こども・若者や子育て当事者の意見を聴きながら、こども・若者や子育て当事者とともに進めます。意見を聴くに当たっては、不登校や社会的養護の下で生活しているこども・若者等、声が届きにくいと思われるこども・若者や子育て当事者からも意見を聴取するよう努めます。

（４）秋田で安心して生活できる視点

若者の県外流出や歯止めがかからない少子化により、将来に不安を抱いているこども・若者がいることと思われます。また、理想とするこどもの人数が持てない理由として、「子育てや教育にお金がかかりすぎる」との回答が最も多くなっており、子育ての経済的負担に不安を抱いている子育て当事者が多い状況です。

しかし、次世代を担うこども・若者や子育て当事者が将来にわたって安心して生活できる社会をつくることは、将来の秋田にとって必要なことであり、何よりも、こども・若者や子育て当事者の幸福な生活の実現のためには不可欠なことであるため、このような視点をもって各施策を進めていきます。

（５）社会全体で応援する視点

少子化が進展する状況において、次の世代を担うこども・若者が健やかに成長することは、より重要性を増しています。こども・若者の遊びや体験活動はその成長の原点であるため、こどもの遊び声や活動等について寛容に受け止め、こども・若者の成長を社会全体で見守ることが求められています。また、こども・若者や子育て当事者をめぐる課題が深刻化・複合化しており、単一分野の専門性のみでは解決できないことが多くなっています。

県は、こどものために何が最もよいことを考え、こどもが健やかで幸せに成長できるという、「こどもまんなか」の趣旨に賛同し、令和6年1月に、知事が「こどもまんなか応援サポーター」宣言を行い、地域・団体・企業等、県民と“いっしょ”に子育てを応援し、未来を拓く一人ひとりのこどもが健やかに成長できる秋田県を目指しています。

本計画の施策についても、家庭、学校、就学前施設、児童福祉施設、企業、地域、関係団体、行政等の社会のあらゆる分野の人々が相互に協力・連携しながら、社会全体でこども・若者や子育て当事者を支える視点で進めていきます。

3 施策の柱となる4つの項目

本計画では、基本理念の実現に向け、上記2の5つの視点を踏まえながら、次の施策の柱となる4つの項目を掲げ、こども施策を推進していきます。

また、こども・若者が健やかに、自立的に成長していくためには、各成長段階についても考慮した上で施策を講じていくことが、基本理念の実現をより一層確実なものにしていくと考えられます。

そのため、次の（１）から（３）までの各項目については、「ライフステージを通して」、

「こどもの誕生前から幼児期まで」、「学童期・思春期」、「青年期」の4つの区分を設定し、それぞれの成長段階に応じた施策を推進します。

(1) こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こども・若者が健やかに成長できる環境整備を推進するため、10 施策を展開します。

(2) 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

こども・若者が夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として自立し、羽ばたいていけるよう、9 施策を展開します。

(3) 困難を有するこども・若者への支援

家庭が経済的に困難な状況であったり、不登校やひきこもり等、困難な状況にあるこども・若者を支援する4 施策を展開します。

(4) 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

子育て当事者を社会全体で支えられるよう、必要な支援体制を整備するための3 施策を展開します。

4 本計画の施策体系

本計画の施策体系は次のとおりです。

項 目	成長段階の区分	施 策	
1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備	ライフステージを通して	1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等
		2	差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成
		3	多様な遊びや体験、活動できる機会づくり
		4	こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組
		5	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

	こどもの誕生前から幼児期まで	6	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保
		7	誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実
	学童期・思春期	8	心身の健康づくりの推進
		9	個性と創造力を育む教育の推進
		10	こどもの視点に立った居場所づくり
2 秋田の未来を切り拓く こども・若者への支援	学童期・思春期	1	ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成
		2	社会参加・参画機会の拡大
		3	社会への旅立ちの支援
	青年期	4	高等教育の修学支援、高等教育の充実
		5	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組
		6	多様な学びの機会の提供
		7	地域の活力を担う若者への支援
		8	ライフデザインの形成と実現への支援
		9	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（再掲）
3 困難を有するこども・若者への支援	ライフステージを通して	1	支援を必要とするこどもや家庭へのサポート
		2	障害児・医療的ケア児等への支援
	学童期・思春期	3	いじめ防止と不登校のこどもへの支援
	青年期	4	社会的自立に困難を有する若者への支援
4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実	1	地域におけるこども・子育て支援の充実等（一部再掲）	
	2	安心して子育てできる経済的支援の充実	
	3	共育での推進	

5 こども・若者の成長段階に応じた施策の整理

上記4の施策体系で示した各施策を4つの成長段階で整理すると次のとおりです。

成長段階の区分	施 策		項 目
1 ライフステージを通して	1	こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等	1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
	2	差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成	
	3	多様な遊びや体験、活動できる機会づくり	
	4	こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組	
	5	こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供	
	6	支援を必要とするこどもや家庭へのサポート	3 困難を有するこども・若者への支援
	7	障害児支援・医療的ケア児等への支援	
2 こどもの誕生前から幼児期まで	1	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保	1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
	2	誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実	
3 学童期・思春期	1	心身の健康づくりの推進	1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備
	2	個性と創造力を育む教育の推進	
	3	こどもの視点に立った居場所づくり	
	4	ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成	2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援
	5	社会参加・参画機会の拡大	
	6	社会への旅立ちの支援	
	7	いじめ防止と不登校のこどもへの支援	3 困難を有するこども・若者への支援

4 青年期	1	高等教育の修学支援、高等教育の充実	2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援
	2	就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組	
	3	多様な学びの機会の提供	
	4	地域の活力を担う若者への支援	
	5	ライフデザインの形成と実現への支援	
	6	妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（再掲）	
	7	社会的自立に困難を有する若者への支援	3 困難を有するこども・若者への支援

第4章 施策の推進方向

1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備

こども・若者が、他者との関わりの中で自立したおとなとして成長していくとともに、多様な価値観に出会い、相互に人格と個性を尊重し合いながら、主体的に、自分らしく、幸福に暮らすことができるよう、健康で安心して生活ができる基盤づくりが不可欠です。

また、良好な状況にある本県児童生徒の学力について、課題を克服しながら更に充実を図るとともに、全国的に見ても優れた体力・運動能力を維持していく必要があります。

核家族化や親の共働きの増加、地域のつながりの希薄化等により、家庭や地域における養育力の低下が指摘されている中、社会全体でこども・若者を見守り、育てる機能を強化していく必要があります。

こうした取組を通じ、こども・若者が健やかに成長できる環境づくりを推進していきます。

施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等

こども基本法が施行され、こども・若者が権利の主体であることについて、認識をより高めることが求められていることから、社会全体で認識を共有できるよう取組を推進するとともに、教育・養育の場において、こどもが自らの権利について学び、自らを守る方法や、困難を抱える時に助けを求め、回復する方法を学べるよう、こどもの権利に関する理解促進や人権教育を推進します。

また、こども・若者から意見を聴取し、こども施策をはじめ、県の施策の策定・実施・評価に生かします。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① こども・若者が権利の主体であることの周知

- ・ こども・若者が権利の主体であることについて、社会全体で共有できるよう、周知等の取組を行うほか、広く県民に対し情報提供等を行います。
- ・ 「こどもまんなか」の趣旨の普及啓発に取り組み、こども・若者にやさしい社会づくりを目指します。

② 権利に関する理解促進や人権教育の推進

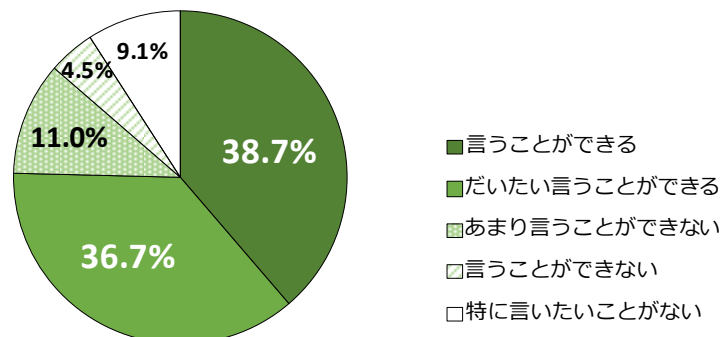
- ・ 学校教育を通じて、児童生徒が自他の大切さを認め、人権を守ろうとする教育を推進します。
- ・ いじめ、体罰、不適切な指導、児童虐待、性暴力等、こどもの権利侵害を許さないという意識を社会に浸透させるとともに、こどもに関わるおとなを対象に、こどもの人権に関する理解を深め、人権尊重の意識を高める人権啓発活動を推進します。

③ こども・若者の意見表明の機会の確保

- ・ こども・若者や子育て当事者が安全に、かつ、安心して意見を述べる機会をつくり、その意見をこども施策をはじめ、県の施策の策定・実施・評価に生かします。
- ・ こども・若者が自らの体験や活動を通して感じたことや考えたことを発表する機会を提供します。

【こどもアンケート（※）の結果から】

◎あなたはいま、学校やお家で、自分が思っていることや、やりたいこと等を自由に言うことができますか。



<分析>

約8割のこどもが、自分が思っていること、やりたいこと等をおおむね自由に言うことができおり、学校や家庭で意見を述べやすい環境づくりに努めていることが推察されますが、そうではないこどもも約2割いることから、こどもが安心して意見を述べる機会を確保していく必要があります。

《本計画への反映》

こども基本法において、全てのこどもは個人として尊重され、その基本的人権が保障されること、その年齢及び発達に応じて、自己に直接関係する全ての事項に関して意見を表明する機会が確保されること、その意見が尊重され、その最善の利益が優先して考慮されることが定められていることから、「施策項目1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備」の「施策1 こども・若者が権利の主体であることの社会全体での共有等」の中で、③こども・若者の意見表明の機会の確保に取り組むこととしています。

※県内の特別支援学校を含めた小・中・高生を対象としたアンケート

施策２ 差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成

人種、信条、性別、性的指向、性自認、社会的身分、門地、職業、年齢、障害等に関わらず、全てのこども・若者が健やかに成長し、安心して生活を送ることができる社会を実現するためには、差別等をなくし、県民一人ひとりが個人の尊厳の重要性を認識し、多様な文化・価値観を受け入れ、互いに認め合う意識が社会に根付くことが必要です。

このため、「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」に基づき、県民の多様性を尊重する意識の醸成を図る取組を推進します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 多様性に満ちた社会づくりに関する普及啓発

- ・ こども・若者の成長段階に応じ、無意識の思い込みや理解不足の解消に向け、差別や多様な文化・価値観の尊重に関する理解を深める機会を提供します。
- ・ 差別や多様性に関する意識をこども・若者を含め広く醸成するため、講座等を通じた普及・啓発を行うとともに、相談窓口の周知を図るほか、法務局と連携して、人権教育・人権啓発に関する取組を推進します。

【子ども・若者意見箱に寄せられた意見】

- ・ 性的マイノリティは日本人の10人に1人いるとも言われている中、学校で性的マイノリティに関する噂話等の不快な発言を耳にすることがあるので、学校・企業等で性的マイノリティに関して学ぶ機会や、当事者の話を聞く機会を設けてほしい。

《本計画への反映》

「秋田県多様性に満ちた社会づくり基本条例」に基づき、全ての県民が、個性を尊重し合いながら、多様な文化及び価値観を受け入れ、互いに支え合う社会の実現を目指すため、人種、信条、性別、性的指向、性自認等を理由とした差別を禁止するとともに、多様性に満ちた社会づくりについての理解を深めるための学習の機会の提供、広報活動の充実等を推進することとしています。

また、県、市町村、県民、事業者及び関係団体が意見を交換し、相互に協力して多様性に満ちた社会づくりに関する施策を総合的に推進するための体制の整備を進めることとしています。

このことから、「施策項目1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備」の「施策2 差別の解消と多様な文化・価値観を尊重する意識の醸成」の中で、①多様性に満ちた社会づくりに関する普及啓発に取り組むこととしています。

施策３ 多様な遊びや体験、活動できる機会づくり

遊びや体験活動は、こども・若者の健やかな成長の原点です。遊びや体験活動を通して創造力や好奇心等の感性が磨かれ、また、健康の維持につながり、ひいては、生涯にわたる幸せにつながります。

そのため、年齢や発達程度に応じて、自然体験、ボランティア活動、文化芸術活動等の多様な体験・活動のほか、外遊びを含む様々な遊びの機会や場を確保できるよう取組を推進します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 体験活動・交流活動の充実

- ・ たくましく社会を生き抜く力、郷土の自然や文化を愛する心、自律性、協調性、創造性、思いやりの心等、豊かな人間性を育むため、学校や社会教育施設等における自然体験活動や集団宿泊体験活動等の充実に取り組みます。

② 環境・自然保護活動の推進及び学びの機会の提供

- ・ こども・若者が、自然とのふれあいや身近な環境を大切にする活動、森づくり活動等を通じて、郷土の豊かな自然を愛する心や環境の保護及び地球温暖化やごみ等の環境問題に対する意識を育むことができるよう、環境教育や自然保護活動を推進します。
- ・ 環境や自然保護活動に精通した指導者の派遣や、体験学習の受入れを行っている事業者との連携等により、市町村、学校及び住民団体等が主催する環境保全に関する学びの充実を図ります。
- ・ こども・若者の環境保全に対する関心を高め、実践につなげていくため、環境・自然保護活動に関連するイベントを開催するほか、環境問題に関する学習や体験活動の機会を提供するとともに、こども・若者を対象として、地域で実施する環境保全活動の指導者となることができる人材を育成します。

③ ボランティア・NPOの活動等への参加促進

- ・ こども・若者が地域づくり活動や市民活動に参加するための環境を整え、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、青少年育成団体による青少年の社会貢献活動を支援します。

- ・ ボランティア活動に関する協議会を通じて、各地域における学校間、事業所・福祉施設等の関係機関との連携を密にし、体験活動の充実を図ります。
- ・ 若者が企画する地域活性化に向けた取組の実現を支援し、若い年代から地域と主体的に関わる機会を創出することによって、若者の地域への理解や愛着の醸成を図るとともに、地域活動への参加を促進します。
- ・ 市民活動サポートセンターにおいて、相談対応や情報発信を行い、ボランティア・NPO活動等をサポートするとともに、県民による地域課題の解決や地域活性化を促進するための活動を支援します。

④ 文化芸術活動の推進・支援等

- ・ こどもの豊かな感性や創造力を育むため、芸術系大学と連携し、身近な場所で一流の音楽や美術等に親しむことのできるアウトリーチ事業を実施するほか、アトリオンでは希望する小学校等で出前コンサートを開催します。
- ・ 文化芸術の将来を担う若手アーティスト等を育成するため、発表の機会を支援するとともに、県内の大学や関係団体等が持つ知見やネットワークを最大限に生かし、文化イベントの企画・運営のマネジメントを担う若手人材の育成に取り組みます。
- ・ 若者が主体となり、企画・参加する文化芸術活動等に対して支援します。
- ・ 誰もがふるさと秋田の魅力を発見し、豊かな感性を育むことができるよう、ライフステージに応じて優れた文化芸術に親しみ、体験できる機会を提供します。

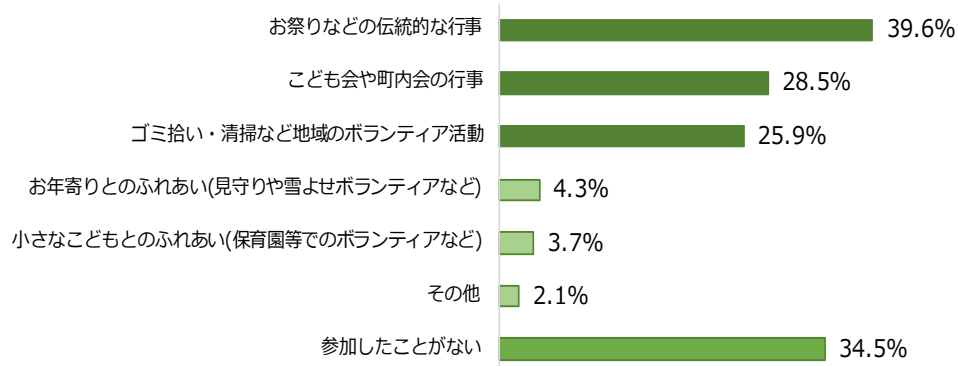
⑤ 生涯学習機会の充実

- ・ 県民が生涯にわたり学ぶことができるよう、多様なニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進に取り組みます。

【こどもアンケートの結果から】

◎あなたは、最近、次のような地域の活動に参加したことがありますか。

n=1,219



<分析>

地域とのつながりが希薄になっていると言われていますが、6割以上のこどもが、伝統行事や地域活動等に参加していることが分かります。反面、こうした活動に参加したことがないこどもも3割以上にのぼります。

《本計画への反映》

体験活動は、こどもの健やかな成長の原点であり、体験活動を通して創造力や好奇心等の感性が磨かれます。これまで地域活動に参加したことがないこどもに対しても、多様な体験・活動等の機会や場を提供する必要があることから、「施策項目1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備」の「施策3 多様な遊びや体験、活躍できる機会づくり」、「施策項目2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援」の「施策2 社会参加・参画機会の拡大」の中で③ボランティア・NPOの活動等への参加促進に取り組むこととしています。

施策4 こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組

少子化・核家族化の進行は、こども・若者のコミュニケーションの機会を減少させ、対人関係能力の低下等の要因となっています。

インターネットの急速な普及により、こども・若者が保護者の知らないうちに犯罪等に巻き込まれるケースも増加しています。

こども・若者を非行や事件から事前を守るためには、家族の日常的なふれあいの機会を増やし、こどもの変化にすばやく気づくことや、男女が性差について理解を深めお互いを尊重するための教育等が必要です。

こうした取組と併せ、非行に走ったり、犯罪被害に遭ったこども・若者への立ち直り支援も大切です。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 自殺予防の推進

- ・ SOSの出し方や深刻な悩みを抱える友人等からのSOSの受け止め方に関する教育を含む自殺予防教育、電話・SNS等を活用した相談体制の整備、遺されたこどもへの支援、こども・若者の自殺が増加する傾向にある長期休暇明け前後の集中的な啓発活動等を総合的に進めます。
- ・ 児童生徒の心身の健康問題について、適切な相談活動や保健指導ができるよう、精神科医を交えた事例検討会や相談活動を実施し、教職員の資質の向上を図るほか、道徳教育や様々な体験活動を通じて命を大切にする心を育み、日常生活で生じる様々な問題に対応できるよう、不安や悩み、ストレスに対処する能力を育てます。
- ・ 児童生徒の自殺を防ぐため、困った時には保護者や教職員以外の人にもSOSを出せるよう児童生徒への指導を進めるほか、教育相談体制の充実を図ることにより、児童生徒の出すSOSを確実に把握できるよう努めます。

② インターネット健全利用の促進

- ・ インターネット利用の低年齢化が進む中、保護者や地域住民等を対象として、こどもの利用の傾向や実際のトラブルとその未然防止方法等、こどもの健全な利用を支えるためのポイントを学ぶ機会を提供します。
- ・ 社会全体でこどもをインターネット上の有害情報やトラブル等から守り、安全・安心な利用環境を整えるため、ネットパトロール等の取組を民間企業等とも協働して推進します。

③ 性犯罪・性暴力対策

- ・ こども・若者を性暴力・性犯罪の加害者、被害者、傍観者にさせないため、学校における「生命（いのち）の安全教育」を推進します。
- ・ SNSの利用等によるこども・若者の性犯罪被害を未然に防止するため、被害につながるおそれのあるSNS上の不適切な書き込みに対して注意喚起する広報啓発活動を行います。
- ・ 県内各警察署や「やまびこ電話」等の相談窓口において、こどもに関する相談を受理し、適切に対応します。
- ・ こどもが児童買春や児童ポルノに係る犯罪等の被害者となることを防ぐため、保護者に対する啓発活動やこどもに対する情報モラル教室の開催のほか、関係機関・団体と連携した携帯電話販売店に対するフィルタリング等の普及促進に向けた要請等の取組を推進します。

- ・ こども・若者の性被害は潜在化・深刻化しやすいこと等を踏まえ、相談窓口の一層の周知やこども・若者が相談しやすいSNS等の活用を推進するとともに、地域における支援体制の充実のための取組を推進します。

④ 児童虐待の防止及びこども・若者のためのDV対策の推進

- ・ こどもの健やかな育ちを阻害する児童虐待についての防止対策を地域全体で推進します。
- ・ DV（ドメスティック・バイオレンス）は重大な人権侵害であることを周知し、その防止対策を地域全体で推進するとともに、相談窓口である子ども・女性・障害者相談センターや各地域の配偶者暴力相談支援センターの相談機能を強化します。
- ・ 配偶者暴力相談支援ネットワーク会議や支援調整会議等を活用し、関係機関とより一層連携を図りながら、被害者への支援体制の充実を図ります。
- ・ 互いを尊重し合う人間関係を築けるように豊かな心を育てるとともに、デートDVについて、生徒が加害者・被害者にならないように、教員向けの講習会の開催や啓発グッズの配布等、予防教育を推進します。

⑤ 犯罪被害、事故、災害からこどもを守る環境整備

- ・ こどもが、犯罪、事故、災害等から自らと他者の安全を守ることができるよう、体験的な学びを含め、発達の段階に応じた、継続的・体系的な安全教育を推進するとともに、こどもの安全に関する保護者への周知啓発を進めます。また、交通安全教育や交通安全運動、防災訓練等様々な普及啓発活動を推進するとともに、安全な道路交通環境の整備や地域全体で学校安全に取り組む体制の整備を進めます。
- ・ こどもが被害者となる犯罪を未然に防止するため、警察官や少年育成支援官による街頭活動を強化するとともに、スクールサポーターや自主防犯活動団体による見守り活動を促進するほか、「登下校防犯プラン」を踏まえ、自主防犯活動団体等の支援、関係機関との連携強化、相談体制の整備や充実を図ります。
- ・ PTA、スクールガード、地域のボランティア等が連携し、通学路における街頭指導、地域の危険箇所の点検等、こどもの登下校時の安全・安心を確保するための取組を推進します。
- ・ 危険に遭遇したこどもの一時的な保護と警察への通報を行う「子供110番の家」への支援等により、被害に遭ったこどもの保護や立ち直りを支援するための連携体制を構築します。

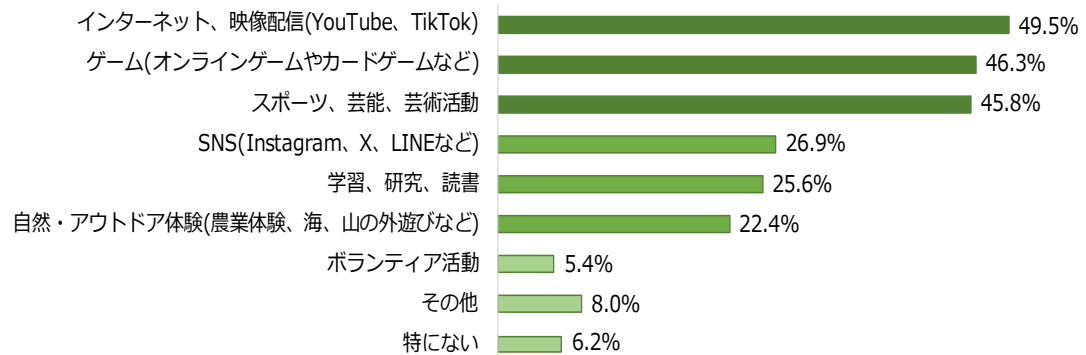
⑥ 非行防止と立ち直りへの支援

- ・ こども・若者の非行の背景には、自分の居場所を見いだせず孤立化し、あるいは疎外感を抱いているケースが多数あることから、家族同士がふれあう機会を拡充し、お互いの立場を理解し合うための「あきた家族ふれあいサンサンデー運動」や、地域住民の声かけによる「あったか声かけ運動」等の青少年健全育成運動を、青少年育成団体等と連携し、県民一体となって推進します。
- ・ こども・若者の健全な育成を阻害するおそれのある興行や書籍等については、表現の自由を十分尊重しつつ、青少年の健全育成と環境浄化に関する条例に基づき規制するほか、学校での非行防止教室の開催や街頭補導活動により、非行・被害防止活動を推進します。
- ・ ボランティア活動や美化活動等の社会参加活動、学習支援、スポーツ交流、農業等の体験活動等を通じて、こども・若者に自己肯定感や達成感を抱かせるとともに、規範意識を向上させ、再び非行に走ることをないように立ち直り支援を推進します。
- ・ 立ち直りへの支援として、再び非行に走りかねない状況にあるにもかかわらず、関係機関への相談や支援を求めることのないこども・若者が潜在している可能性があることから、積極的に声をかけ、再非行を防止するための立ち直り支援活動を実施します。
- ・ 学校や警察等の地域の関係機関・団体の連携を図り、非行・犯罪行為に及んだこども・若者とその家族への相談支援、自立支援を推進します。

【こどもアンケートの結果から】

◎あなたが、いま興味のあるもの、興味関心の高いものはなんですか。

n=1,219



<分析>

インターネット、映像配信、ゲームへの関心が高くなっています。

《本計画への反映》

スマートフォンの急速な普及により、インターネット利用の低年齢化が進む中、社会全体でこどもをインターネット上の有害情報やトラブル等から守り、安全・安心な利用環境を整えることが急務となっていることから、「施策項目1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備」の「施策4 こども・若者を非行・事件等から守り、安全を確保するための取組」の中で、②こどものインターネット健全利用の促進に取り組むこととしています。

施策5 こども・若者への切れ目のない保健・医療の提供

若いうちから健康に関する正しい知識を得て、自分のライフプランに適した健康管理を意識し、より質の高い生活を送ることは、将来の健やかな妊娠・出産だけでなく、病気の予防等、生涯を通じた健やかで充実した生活につながります。

このため、男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身に付け、健康管理を行うよう促すプレコンセプションケアの取組を推進するとともに、不妊や予期せぬ妊娠等への適切な相談支援等のライフステージに応じた性と健康の支援を行います。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① プレコンセプションケアの推進

- ・ 保健・医療・教育等の関係分野で、プレコンセプションケアの必要性についての意識や

情報の共有を図るとともに、こども・若者への情報発信を継続的に行います。

- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。
- ・ こどもと親世代への健康に関する正しい知識の普及啓発により、適正体重の維持に向けたこどもの頃からの健康的な生活習慣の定着を図ります。

② 若年期に発症することの多い女性のがんに対する予防活動の推進

- ・ AYA（※）世代を対象としたセミナーや出前講座の開催等を通じて、がんに関する知識及びがん検診等の重要性について普及啓発を行うとともに、市町村が実施する子宮頸がん検診に係る受診者自己負担額の無料化又は経費の軽減に対して助成を行い、検診の受診促進及び習慣化につなげます。

※ Adolescent and Young Adult（思春期・若年成人）の頭文字をとったもので、15～39歳の世代

③ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者への支援

- ・ 長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病や指定難病の患者に、継続した医療費の公費負担を行うとともに、成人後も切れ目なく適切な医療を受けることができるよう、移行期医療の支援体制の整備を推進します。
- ・ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者及びその家族が、地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携して、相談支援や就労支援等を行い、日常生活で生じる負担の軽減及びこども・若者の自立を推進します。
- ・ 妊よう性（※）温存療法等に係る経費の助成等により、将来こどもを持つことを希望するがん患者等への支援に取り組みます。

※ 妊娠するために必要な能力

施策6 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、母子保健を取り巻く環境が大きく変化する中、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくい等、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊産婦やその家族が増えており、親が育てにくさを感じる原因となる場合もあります。

このため、どこに住んでいても、また、どのような家庭環境にあっても、必要なサービスや情報提供が等しく受けられるよう、こども家庭センターの体制整備等により、市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するほか、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・学校・医療機関等ネットワークを構築して地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療の確保と不妊への支援

ア) 市町村の支援体制構築の支援・人材育成

- ・ 全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期から子育て期にわたるきめ細かな支援体制の構築を進める市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。

イ) 健やかな妊娠・出産に向けた支援

- ・ 健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届出についての啓発を行うとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の充実に向けて情報提供等の支援を行います。
- ・ リスクの高い妊娠に対する医療や、高度な新生児医療等に24時間体制で対応する周産期母子医療センターの運営や施設・設備の整備に対する支援を行います。
- ・ 分娩取扱医療機関までのアクセスに不安がないよう、妊婦の居住地にかかわらず、安心して出産できる環境づくりを推進します。

ウ) 妊産婦のメンタルヘルスに係る支援

- ・ 市町村が妊産婦に対する適切な支援を行えるよう、医療機関との連携体制の構築を支援します。
- ・ 産後も安心して子育てできるよう、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握し実施に向けた働きかけを行います。

エ) 新生児への検査体制の整備

- ・ 新生児聴覚検査の普及啓発に努めるとともに、先天性代謝異常等検査費用の助成を行い、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられる体制を整備します。

オ) 乳幼児健康診査の充実

- ・ 言語の理解能力や社会性が高まる 5 歳児に対する健康診査について、その有効性や必要性を示して、実施の機会がない市町村に働きかけを行います。

カ) 定期予防接種の理解促進

- ・ こどものうちに受けることが重要な定期予防接種について、市町村が円滑に実施できるよう支援します。

キ) こどもの急病等に係る電話相談の実施

- ・ こどものけが、急病時の対応に係る電話相談窓口を開設し、子育て当事者の不安軽減を図ります。

ク) 不妊に悩む夫婦への支援

- ・ 妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、不妊専門相談センターによる相談対応の実施のほか、不妊治療に要する費用を助成します。
- ・ 不妊治療に関する正しい知識を普及啓発し、安心して不妊治療を受けることができる環境の整備や、仕事と治療の両立を支援します。

ケ) 低出生体重児への支援

- ・ 身体の発育が未熟なまま出生し、入院を要するこどもの医療費を支援する市町村に対し助成します。
- ・ こどもの成長や発達の個人差を考慮した記録ができる「あきたリトルベビーハンドブック」を配付し、母親や家族の心理的負担の軽減を図るとともに、対象者と関係機関の情報の共有に資することで、切れ目のない支援につなげます。

② こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり

- ・ 社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、妊産婦やその家族を孤立させないように支えていく地域づくりを目指します。

③ 育児に困難を抱える親への支援

- ・ 親が育児不安等を感じる要因は、こどもの心身状態や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調、親子を取り巻く家庭環境等、様々であることから、それぞれの支援機関が問題点を的

確に把握し、必要な支援につなげることが求められており、妊産婦やその家族が、地域社会の中で育まれ必要な支援を受けられるよう、早期の段階から必要な支援が届く体制を整備します。

④ 妊娠期からの児童虐待予防対策

- ・ 市町村において設置に努めることとされた「こども家庭センター」について運営費の財政支援を行うほか、母子保健と児童福祉双方による一体的支援を行えるよう調整する統括支援員に対する研修を実施する等、できるだけ早期に全ての市町村が同センターを設置するよう取り組んでいきます。

⑤ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援

- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。

施策7 誕生前から幼児期までのこどもの成長の保障と遊びの充実

平成27年4月から「子ども・子育て支援新制度」が本格施行され、市町村と共に就学前の教育・保育の「量的拡充」と「質の向上」に取り組んできたことにより、待機児童は年々減少し、令和6年4月時点では過去最少となっていますが、一方で女性の就業率の上昇に伴って就学前の教育・保育施設（以下「就学前施設」という。）への入所児童の割合は増加傾向にあり、特に1～2歳児の伸び率が高いことから、今後の教育・保育の需給は見通しづらい状況にあります。

また、少子化の影響を受け、定員割れとなる就学前施設も見られる等、教育・保育を取り巻く環境は大きく変化してきています。

こうした状況を踏まえながら、全てのこどもに質の高い教育・保育の機会を提供していくためには、市町村が地域の実情と保護者のニーズ等に基づき実施する「就学前の教育・保育の総合的・計画的な提供」への支援を充実させていく必要があります。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 教育・保育の総合的・計画的な提供

ア) 教育・保育の役割、提供の必要性等に係る基本的考え方及びその推進方策

- ・ 乳幼児期の教育・保育は、生涯にわたる人格形成の基礎を培う重要なものであり、小学校以降の学びの基礎となるため、幼稚園、保育所、認定こども園等の施設類型を問わず、安全・安心な環境の中で、障害のあるこどもや医療的ケア児、外国籍のこども等の特別な配慮を必要とするこどもを含め、一人ひとりのこどもの健やかな成長を支えるため、市町村と連携・協働し、地域における教育・保育提供体制の確保にも留意しながら、こどもの発達にとって重要な遊びを通した質の高い教育・保育の総合的・計画的な提供を進めます。

イ) 教育・保育の需給区域の設定

- ・ 県が設定する教育・保育提供区域（以下「県設定区域」という。）については、県内各市町村が定める市町村子ども・子育て支援事業計画（以下「市町村事業計画」という。）における教育・保育提供区域、教育・保育の量の見込み、実施しようとする教育・保育の提供体制の確保の内容及びその実施時期等（以下「確保方策」という。）を勘案し、教育・保育の需給がおおむね各市町村内において完結していることも踏まえて、各市町村を一単位とする 25 区域（1 市町村につき 1 区域）とします。
- ・ 県設定区域は、地域子ども・子育て支援事業に関しても共通するものとします。

ウ) 教育・保育の量の見込みと確保方策

- ・ 各市町村事業計画における確保方策は教育・保育の量の見込みを満たして計画されていることを踏まえ、県設定区域ごとの各年度における教育・保育の量の見込みと確保方策については、各市町村事業計画に定めるとおりとし、県全域の教育・保育の量の見込みと確保方策については、各市町村事業計画の集計値とします。
- ・ 県設定区域における地域子ども・子育て支援事業に関しても、同様とします。
- ・ 具体的な教育・保育の量の見込みと確保方策については、資料編の資料 2「県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表」から資料 6「市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況」までのとおりとなります。

エ) 認定こども園への移行に対する支援

- ・ 既存の幼稚園及び保育所の認定こども園への移行については、施設の希望と地域の実情

を十分に勘案しながら進めるものとし、移行が円滑に行われるよう、施設からの要請に基づき訪問による助言・指導や情報提供等の支援を実施します。

- ・ 県設定区域ごとの認定こども園の目標設置数及び設置時期については、少子化が進行し、待機児童数も低水準で推移している県内の現状を考慮し、定めのないものとします。

② 保育人材の確保・育成と教育・保育の質の向上

ア) 保育士等の確保策の推進

- ・ 県内において保育業務に従事しようとする保育士養成施設の在学学生を対象に、返還免除付き就学資金の貸付を実施するほか、保育士・保育所支援センターを中心とした保育人材の確保や就労継続の取組を行うとともに、みなし保育士となることができる「子育て支援員」を養成します。
- ・ 保育周辺業務を行う「保育支援者」の配置や業務のＩＣＴ化等を支援することにより、保育士等の業務負担の軽減を図ります。

イ) 保育士等の資質・能力の向上

- ・ 秋田県教職キャリア指標に基づき、保育士や幼稚園教諭、保育教諭等のキャリアステージに応じた専門的指導力や保育実践力等の向上を図るため、各ステージや年間を見通して計画的・継続的な研修を実施します。
- ・ 医療的ケア児や外国籍のこども等の特別な配慮を必要とするこどもの保育ニーズの高まりや、子ども・子育て支援制度の改正等、保育現場を取り巻く環境は常に変化していることから、そうした変化を的確に捉えて研修内容を充実させ、一層の資質向上を図ります。
- ・ 保育現場においてリーダー的な役割を担う保育士等を育成するため、民間のノウハウ等を活用し、保育士等キャリアアップ研修を実施するほか、特例措置の適用を受ける保育教諭の幼稚園教諭免許又は保育士資格の取得を支援します。

ウ) 幼児教育センターの機能を生かした教育・保育の質の向上

- ・ 秋田県幼児教育センター（幼保推進課）及び秋田県幼児教育サテライトセンター（北・南教育事務所）を拠点に、公立・私立や施設類型等の垣根を超えて、保育士等に対する研修のほか、市町村や就学前施設に対し、巡回訪問による助言・指導や情報提供等の支援を実施するとともに、保護者や保育士等、誰からの相談にも的確に対応し、教育・保育の質の向上を図ります。

エ) 就学前教育・保育と小学校教育との円滑な接続

- ・ 乳幼児期の教育・保育において育まれた資質・能力が小学校以降の学びや生活につながるよう、各市町村における幼保小関係者による連携や、幼保小の協働による架け橋期のカリキュラム開発・実施への支援等を充実させる等、育ちや学びをつなぐ幼保小の円滑な接続を図るための取組を推進します。

オ) 指導監査等における市町村との連携の充実

- ・ 教育・保育を取り巻く環境が大きく変化し、不適切な保育や施設運営のあり方等への関係者の関心が高まる中で、教育・保育が適切に提供されるためには、就学前施設の状況を日常的に把握している市町村と設置認可等を担う県とが、それぞれの権限に基づく指導監査等を効率的・効果的に実施することが重要であることから、一層の情報共有や合同による各種対応等、市町村との連携の充実を図ります。
- ・ 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施を確保する観点から、認可外保育施設等の指導監督についても、市町村と一層の連携を図ります。

③ 教育・保育推進体制の充実・強化

- ・ 市町村における教育・保育推進体制の中心的な役割を担う教育・保育アドバイザーの配置市町村の拡充を図るとともに、アドバイザーによる就学前施設への訪問支援や地域連携等が円滑かつ効果的に行われるよう配置市町村への支援のほか、アドバイザーの配置が進まない市町村の課題に対応した支援等の実施により、各市町村の実情に即した教育・保育推進体制の充実・強化を図ります。

④ 市町村区域を超えた広域調整

- ・ 市町村が市町村事業計画の作成時等において、その区域を超えた教育・保育等の利用が行われている場合等、教育・保育の量の見込みや確保方策を関係市町村と調整する必要がある場合については、当該市町村間で調整を行うことを原則とし、調整が整わない場合には、県が市町村の区域を超えた広域的な見地からの調整を行います。
- ・ 市町村の区域を超えた教育・保育等の利用が行われる場合においても、当該市町村間の調整がつかない場合には、同様に県が調整を行います。

⑤ 教育・保育情報の公表

- ・ 保護者等が、適切かつ円滑に就学前施設等を利用する機会を確保できるようにするため、

事業者から報告された教育・保育に関する情報や経営情報等のほか、こども・子育て支援に関する情報等について、県のウェブサイト等を活用して公表します。

⑥ 地域におけるこども・子育て支援の充実

市町村が市町村事業計画に従って実施する次の地域子ども・子育て支援事業等について、保護者や地域のニーズ等に応じて適切に行われるよう、必要な支援を実施します。

ア) 利用者支援事業

- ・ 地域の子育て家庭や妊産婦に対し、適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、こどもやその保護者等の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発等、地域の連携を進めます。
- ・ 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や情報発信を行うとともに、必要な支援へつなげます。
- ・ 子育て支援員研修や母子保健コーディネーター研修を実施し、コーディネート業務に従事する人材の養成を進めます。

イ) 延長保育事業

- ・ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日と利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を行います。

ウ) 子育て短期支援事業

- ・ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等において養育・保護を行います。（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）

エ) 乳児家庭全戸訪問事業

- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行います。

オ) 養育支援訪問事業

- ・ 養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

カ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

キ) 地域子育て支援拠点事業

- ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

ク) 一時預かり事業

- ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

ケ) 病児保育事業

- ・ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

コ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

サ) 産後ケア事業

- ・ 産後も安心して子育てできるよう、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握し実施に向けた働きかけを行います。

シ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

ス) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

- ・ 健康面や発達面において、特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立の認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部等を補助します。

セ) 医療的ケア児保育支援事業

- ・ 医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等の利用希望に対応できるよう、受入れ等の体制を整備します。

⑦ 乳児等通園支援事業の提供

- ・ 保育所等に入所していない乳幼児が、保護者の就労要件を問わず、月一定時間柔軟に保育所等を利用できるようにします。
- ・ 乳児等通園支援事業の利用児が、満3歳に達した以降、地域のこども園携・接続に努めます。

施策 8 心身の健康づくりの推進

本県の中・高校生の体力や体格は、共に全国平均値より高い状況を維持していますが、夜型生活、朝食の欠食、運動する者とならない者の二極化傾向等、生活習慣が憂慮される児童生徒もいます。

また、本県の15～19歳の人工妊娠中絶率は平成14年以降低下傾向にあり、現在では全国平均を下回り、これまでの取組に一定の成果が見られますが、様々な情報端末を利用した性犯罪等に巻き込まれる危険性があります。

このため、学校・家庭・地域が連携して適切な指導を行うことにより、児童生徒が望ましい生活習慣や健康に関する正しい知識・判断力を身に付け、適切な意思決定と行動選択ができる児童生徒を育成します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 基本的な生活習慣や学習習慣、規範意識の定着

- ・ 児童生徒が基本的な生活習慣や学習習慣を身に付けることができるよう、学校において発達の段階に応じた指導計画を作成し、義務教育9年間を通じた体系的・組織的な取組を行います。
- ・ 社会の一員としての規範意識や、他者への思いやりの心をもって行動できるようにするため、道徳科や学級活動の授業等の充実を図るとともに、学校・家庭・地域が連携を深め、日常的に情報を共有して組織的な指導・支援を推進します。

② 体力づくり・スポーツ活動の推進

- ・ 生涯にわたって健康を保持増進し、豊かなスポーツライフを実現する資質や能力を育てることができるよう、体育・保健体育学習の一層の充実とともに、運動する機会の保障と充実を図ります。
- ・ 地域住民主体による「総合型地域スポーツクラブ」と連携し、こどもが気軽にスポーツに取り組める場の確保を図るとともに、学校・家庭・地域と連携しながら、体力づくり・スポーツ活動の推進を図ります。

③ 食育の推進

- ・ 栄養士・管理栄養士による出前講座の開催等、こどもと親世代への普及啓発を通じて、こ

どもの頃からの望ましい食習慣の定着（食事を規則正しく３食摂る、薄味や素材の味を知る「味覚」を育む等）を図ります。

- ・ 学校においては、栄養教諭を中核とし、教育活動の全体を通じて計画的に食育に取り組むとともに、給食への地場産食材の活用を図るほか、児童の朝食摂取率向上のため、摂取率が高い学校の優れた取組を共有する研修会を開催し、各校での実践を推進します。

④ 薬物乱用防止教育等の推進

- ・ 警察や薬剤師等の専門家を講師とした薬物乱用防止教室の開催や、学校における教育活動等を通して、喫煙・飲酒・薬物に関する正しい知識の普及と適切な行動選択ができる能力の向上を図ります。

⑤ 性教育の推進（一部再掲）

- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。
- ・ 産婦人科医等を講師とした性教育講座等の開催により、性に関する正しい知識の普及を図ります。

施策９ 個性と創造力を育む教育の推進

こどもにとって、学校は単に学ぶだけの場ではなく、安全・安心に過ごし、他者と関わりながら育つ大切な居場所の一つであり、こどもの最善の利益の実現を図る観点から、学校生活を更に充実したものとする必要があります。

そのため、全てのこどもが自分の良さや可能性を認識するとともに、あらゆる他者を価値のある存在として尊重し、多様な人々と協働しながら様々な社会的変化を乗り越え、豊かな人生を切り拓き、持続可能な社会の創り手となることができるよう、個別最適な学びと協働的な学びを一体的に充実させていきます。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 学校教育の充実

- ・ 児童生徒の個性を生かし、児童生徒の多様性に応える教育活動を展開するため、小・中学校における少人数学習を推進します。

- ・ 学習状況調査を活用した検証改善サイクルの確立や教育専門監の配置による優れた指導技術の波及等により、各学校の授業力を高め、児童生徒一人ひとりに確かな学力の定着を図るとともに、グローバルな視野と国際協調の精神を醸成し、世界に通用する英語コミュニケーション能力を育成します。
- ・ 高校においては、各校の進路指導の取組をキャリア教育推進協議会や高等学校教育研究会進路指導部会等で情報交換する等、学校間連携による進路指導の充実を図ります。
- ・ 全ての児童生徒に1人1台のICT端末が普及していることを踏まえ、ICTを効果的に活用した授業改善の取組を支援するとともに、研修等により教職員のICT活用指導能力の向上を図り、「秋田の探究型授業」の更なる充実を図ります。

② 生徒指導の充実

- ・ 児童生徒の実態や一人ひとりに応じた指導方法等について、小・中学校間で情報交換や共通実践する等、児童生徒の自己肯定感・自己有用感を高めるための取組を推進します。
- ・ 不登校の未然防止を図るため、適切な支援に向けた小・中学校間の引き継ぎを着実にを行うとともに、中学校への体験入学や小・中学校職員の情報交換、児童生徒の交流活動等を推進します。
- ・ 小・中学生及びその保護者が必要とするときに、中学校に配置するスクールカウンセラー、教育事務所等に配置する広域カウンセラーやスクールソーシャルワーカーに相談できるよう、配置の適正化を図るとともに、積極的な活用につながる広報活動を充実させます。
- ・ 全ての県立高校にスクールカウンセラーを配置し、いじめや暴力行為等の問題行動及び不登校等の未然防止や早期発見、早期解決ができるよう、相談体制の充実及び生徒の心のケアを図ります。

③ 体系的なキャリア教育・情報モラル教育の推進

- ・ 児童生徒の発達段階を踏まえた連続した指導・支援を行うため、小・中・高校の教員が相互に児童生徒の実態や指導内容等について情報交換し、指導計画を作成する等、小・中・高校12年間を通したキャリア教育・情報モラル教育を推進します。

④ 読書活動の推進

- ・ 生涯にわたって読書に親しむことができるよう、発達段階に応じた読書活動を支援するとともに、こどもと関わるおとなに向けた読書の楽しさの理解啓発や読書を通じた多世代交

流の機会の充実に取り組みます。

- ・ 県内全ての市町村で「子ども読書活動推進計画」が策定され、当該計画に基づく読書活動が実施されており、学校や図書館等と連携した県民運動を一層推進します。

⑤ 地域と共にある学校づくり

- ・ 地域の人的・物的資源を活用し、こどもの学びを豊かにするとともに、幅広い地域住民の参画により学校と地域双方向の連携・協働を図る「地域学校協働本部」や、「地域と共にある学校づくり」を進めるコミュニティ・スクール等の取組を進め、地域全体で教育の向上に取り組む体制づくりを推進します。

⑥ 多様な選択を可能にする教育の充実

- ・ 本県の少子化や人口減少の状況について理解を深めるとともに、性別にかかわらず、多様な分野で個性と能力を発揮できる社会を創造していくため、ライフプランニング学習副読本等を活用しながら、男女共同参画や多様な生き方、さらには将来のライフプランについて考える教育の充実に図ります。

施策 10 こどもの視点に立った居場所づくり

多くの家庭が共働きである状況が今後も見込まれるため、こどもが日中の時間帯に、安全・安心に過ごせる居場所を確保するとともに、その居場所がこどもにとってより良い場所となるよう取組を推進します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 放課後児童クラブ等の確保と質の向上

- ・ 全てのこどもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができるよう、放課後児童クラブ、放課後子ども教室や児童館等のこどもの居場所づくりを推進し、これらの施設に従事する人材の確保と質の向上を図ります。
- ・ 関係部局と連携を密にし、「放課後児童対策パッケージ」に基づく市町村の取組を支援します。
- ・ 保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に対し、授業終了後等に小学校の余裕教室

等を利用して適切な遊びと生活の場を提供します。

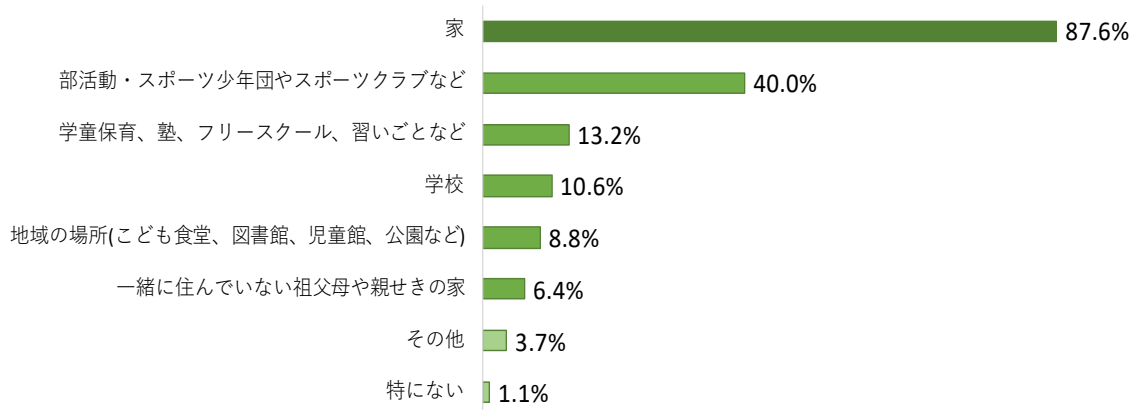
② 秋田県児童会館の機能充実

- ・ 県内唯一の大型児童館である秋田県児童会館が、乳幼児から高校生までを対象とした健全な遊びや活動の拠点、居場所となるよう、機能の充実を図ります。
- ・ 子育て支援団体や子育てサークル等とも連携しながら、様々な遊びの提供や人間性、創造性を育む機会を提供します。

【こどもアンケートの結果から】

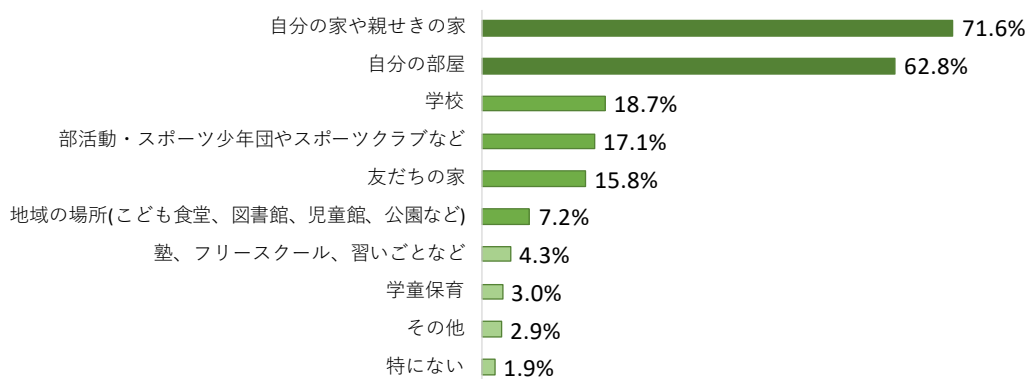
◎学校が終わった後の自由時間に過ごすことの多い場所はどこですか。

n=1,219



◎あなたにとって、落ち着けて安心できる場所はどこですか。

n=1,219



<分析>

学校が終わった後は家で過ごすこどもが多く、本県の学力の高さの要因と言われている家庭学習習慣が身についていることが推察されます。

落ち着けて安心できる場所の多くが家や自分の部屋となっており、多くの家庭の養育環境が良好であることがうかがえます。

反面、共働き家庭が多い中で、落ち着けて安心できる場所が家や自分の部屋だけということも多く、現状からは、放課後の時間を一人又は兄弟姉妹のみで過ごしている時間が長い可能性もあります。

《本計画への反映》

多くの家庭が共働きである状況が今後も見込まれるため、こどもが日中の時間に、安全に安心して過ごせ、かつ、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりを推進していく必要があることから、「施策項目1 こども・若者が健やかに成長できる環境整備」の「施策10 こどもの視点に立った居場所づくり」の中で、①放課後児童クラブ等の確保と質の向上等に取り組むこととしています。

2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

少子高齢化や情報化、国際化が急速に進む中で、こども・若者を取り巻く環境も多様化・複雑化しています。

今を生きるこども・若者は、秋田の将来を担うかけがえのない財産です。「ふるさとを知る」ことにとどまらず、いずれは自分たちでふるさとをつくりあげていくチャレンジ精神を持ち、夢に向かって生き生きと成長し、地域や社会から期待される人材として自立し羽ばたいていけるよう、個性と創造力を育む教育を推進しながら、社会への旅立ちを積極的に支援していく必要があります。

こども・若者が、積極的に社会活動や地域課題に取り組むことは、活力ある地域社会を創造していく上で不可欠であり、主体的に行動するこども・若者の育成や若者の地域の活性化に貢献する活動等への支援を行っていきます。

施策1 ふるさとへの愛着の醸成と国際的視野の育成

グローバル化が進展する中で、多様な価値観や異なる文化を持つ人との交流機会が増えています。こども・若者がふるさとの文化・歴史等を知ることや国際的視野を培うことにより、どのような場面にあっても自らの考えや意見を表明できる能力を養うとともに、国際理解の促進を図ります。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① ふるさとへの愛着の醸成

- ・ 幼児児童生徒がふるさとの恵まれた自然や文化、人材等とふれあう等、実感を伴ってふるさとの良さを新たに認識できる機会や、ふるさとの課題や展望について考えられるよう地域の活性化に貢献する活動等の充実を図り、郷土や国際社会において、自立的、協働的、創造的にたくましく生き抜く力を育みます。

② 国際理解の促進

- ・ 学校や公民館へ国際交流員を派遣して海外の文化等を紹介するほか、姉妹校等との相互交流事業により、こどもの海外への関心を高め、グローバル社会で活躍できる国際感覚や世界

的視野を身に付けた人材の育成を図ります。

- ・ 外国人とふれあう機会を通して、国籍や民族の違いを超え、互いの文化的背景や考え方等について理解を深めます。
- ・ 外国人児童生徒等に対しては、日本語の指導や学校生活への適応の支援を行い、必要に応じて教員を追加配置するほか、個々の履修状況や理解状況に応じた指導を実施します。

③ 国際交流の促進

- ・ 生徒の発達段階に応じたイングリッシュキャンプ等の実施、海外の学校や県内大学の留学生等との交流の促進により、異文化への理解を深め、国際感覚をかん養するとともに、英語による自己表現等のコミュニケーション能力の向上を図ります。

施策２ 社会参加・参画機会の拡大

地域社会は、こどもが主体的に活動することにより豊かな感性や社会性を培うことのできる場であることから、地域社会の一員であることの自覚を高め、社会的に自立したおとなへと成長するよう、社会参加及び参画機会の拡大を図ります。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① ボランティア活動の促進（一部再掲）

- ・ こどもが地域づくり活動や市民活動に参加するための環境を整え、地域の様々な活動に興味を持ち、地域活動に取り組もうとする意識を醸成するとともに、青少年育成団体による青少年の社会貢献活動を支援します。
- ・ 各地域における事業所・福祉施設等の関係機関との連携を密にして、ボランティア活動の充実を図ります。

施策３ 社会への旅立ちの支援

こども・若者が、将来どのような進路を選択するにしても、自らの夢を実現させることができるよう、早い段階からキャリア教育を進めることで、望ましい勤労観や職業観を確立させるとともに、きめ細かな就職支援を行います。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 消費者教育の充実

- ・ こども・若者が消費者トラブルに巻き込まれることを防止するとともに、より豊かな生活や持続可能な社会の構築に向けて主体的に行動することができるようにするため、消費者教育支援講座の開催やニーズに合った教材・情報の提供等により学校への支援を推進し、消費者教育、金融教育の充実を図ります。

② 職業意識の形成支援

- ・ 生徒一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、勤労観や職業観を育むため、教育活動全体を通じたキャリア教育の充実に努めるとともに、キャリア教育の推進に関する協議会等を通して各学校の優れた取組の共有を図ります。
- ・ 中学校や高校の早い段階において、県内企業の魅力を深く知ってもらう機会の拡大を図るとともに、職業意識の醸成を促進し、将来の職業選択に資するため、高校1年生を対象とした職場見学やセミナーを引き続き実施するほか、中学生や高校生向けの地元企業ガイダンス等を開催します。

③ 職場体験・インターンシップの充実

- ・ 児童生徒が早い時期から様々な職場での社会体験を通して、働く大人と接し、働くことの楽しさややりがいなどを学ぶことにより、一人ひとりの勤労観や職業観を育み、就業意欲の向上を目指すため、地域企業や関係機関と連携し、職場体験を通じた取組を実施します。
- ・ 働くことの意義や重要性についての理解を促進し、確かな勤労観や職業観を養うため、高校2年生の全生徒を対象としたインターンシップ等の体験活動を促進します。
- ・ 働くことに悩みを持つ若者に対し、働く自分をイメージしたり、自身の得意・不得意を見極めるため、地域若者サポートステーション等を通じた職場体験プログラムを実施します。

④ 進路指導・職業相談・就職支援の充実

- ・ 就職を目指す高校生に対しては、県立高校等に職場定着就職支援員を配置し、職業観の醸成と早期離職防止に向けたコミュニケーションセミナー等を実施するとともに、各種資格取得に向けた支援を行います。
- ・ 新規高卒者の県内就職を促進するため、関係機関と連携しながら、県内企業におけるきめ

細かな求人の掘り起こしを行うほか、求人・求職のミスマッチが起きないようにするための情報交換会や面接会を開催します。

【子ども・若者意見箱に寄せられた意見】

- ・高校3年生になり、1・2年生の時から職場体験できるイベントがもっと多くあれば良かったと思っている。
- ・部活の後でも参加しやすいように夜の部を設けたり、高校生が利用しやすいミルハスや図書館等の公共施設での職業イベントが多くあると良い。

《本計画への反映》

こども一人ひとりの社会的・職業的自立に向けて、将来の職業選択に資するため、中学校や高校の早い段階から職業や職場を知ってもらう機会の拡大を図る等、「施策項目2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援」の「施策3 社会への旅立ちの支援」の中で、②職業意識の形成支援や③職場体験・インターンシップの充実に取り組むこととしています。

施策4 高等教育の修学支援、高等教育の充実

若者が、家庭の経済状況にかかわらず、大学等の高等教育機関に進学する機会を確保できるよう、高等教育段階の修学を支援します。

また、県内の教育研究環境を確保するため、大学等の運営等について支援します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 奨学金制度等による経済的負担の軽減

- ・（公財）秋田県育英会を通し、奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯における大学進学時等の経済的不安を解消するため、家計負担のピークに合わせた奨学金制度により支援します。
- ・ 高等教育機関の学生に対して、国の修学支援新制度に基づき、授業料等の経済的負担の軽減に向けた支援を行います。
- ・ 県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部を助成し、若者の県内定着・回帰に向けた経済的支援を行います。

② 高等教育機関の機能の強化等

- ・ 次代を担う有為な人材を育成し、デジタル技術等の進展やグローバル化に対応するための教育活動に取り組む秋田県立大学及び国際教養大学に対し、運営や施設設備等の整備への

支援を行い、教育研究環境の充実を図ります。

- ・ 県内の看護系大学や短大等の教育研究の場を確保するため、その運営に対し支援するほか、学生が積極的な社会参加や地域貢献につながる取組を行う私立大学等を支援します。

施策5 就労支援、雇用と経済的基盤の安定のための取組

企業は、厳しい競争の中で生き残っていくために必要となる高度な技能・技術を有する人材を求めており、このような産業人材を育成・確保するための職業訓練を実施します。

また、大学生やAターン就職希望者等、若者の県内定着・回帰を促進するため、県内就職に向けた企業情報等を様々な広報媒体を活用し発信するとともに、県内企業とのマッチング機会の創出を図ります。

＜施策を構成する柱と主な取組内容＞

① 就業のための能力開発支援

- ・ 地域ニーズに対応した即戦力となる技能者・技術者を育成するため、新卒者に対する職業訓練や技能検定を実施するほか、離転職者に対しては、ハローワーク等の関係機関と連携した職業能力開発により早期再就職を支援します。
- ・ 農林漁業に従事しようとする若者に対して、技術習得のための研修をはじめとした各種支援や就業後のフォローアップ等、新規就業者支援対策の充実・強化を図ります。

② 県内定着・回帰に向けた支援（一部再掲）

- ・ 大学生等の県内就職を促進するため、県就活情報サイトによる県内企業情報や就職支援情報等の提供を行うとともに、合同就職説明会や面接会等、学生と県内企業とのマッチング機会の拡大を図ります。
- ・ 県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部を助成し、若者の県内定着・回帰に向けた経済的支援を行います。
- ・ 建設人材確保推進員による若者と建設企業のマッチングを推進するほか、学生と県内企業で活躍する社会人との交流による県内就職に向けた意識の醸成を図ります。
- ・ 社会人のAターン就職の促進については、Aターン就職マッチング支援サイトの活用促進を図るとともに、就職マッチングフェアの開催やあきた暮らし・交流拠点センター「アキタコアベース（Aターンプラザ秋田）」による就職支援を行います。

③ 起業家意識の醸成と起業活動への支援

- ・ 高校生や大学生を対象とした起業体験の実施等による起業家意識の醸成や人材育成を図るほか、商工団体と連携し、起業に関するセミナーの開催や起業時に要する初期投資費用への支援、その後のフォローアップ等、起業前から起業後まで切れ目のない支援を行います。
- ・ スタートアップを目指す若者については、支援組織「アキスタプラットフォーム」により相談対応を行うほか、スタートアップや支援者等との交流イベントを開催する等、成長を促す取組を実施します。

施策6 多様な学びの機会の提供

多様化・高度化する県民の学習ニーズに対応し、生涯学習を推進するため、県内各地で体系的かつ総合的な学習の機会を提供するとともに、高等教育機関が持つ知的資源を地域に還元する取組を促進します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 生涯学習機会の充実（再掲）

- ・ 県民が生涯にわたり学ぶことができるよう、多様なニーズに応じた学習機会の充実を図るとともに、地域コミュニティの活性化に向けた社会教育の推進に取り組めます。

② 高等教育機関による学びの機会の提供

- ・ 大学等高等教育機関における、高校生向けの高大連携授業や県民を対象とした公開講座の開催等、それぞれの高等教育機関の特色を生かした多様な学びの機会の提供を支援します。

施策7 地域の活力を担う若者への支援

少子化や過疎化の進行に伴い、地域社会には様々な課題が生じていますが、秋田の未来を担う大学生をはじめとする若者が積極的に社会・文化活動や地域課題に取り組むことは、活力ある社会を形成していく上で重要なことから、主体的に行動する若者への取組を支援します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① ボランティア・NPO活動等への参加促進（一部再掲）

- ・ 若い年代から地域と主体的に関わる機会を創出することによって、若者の地域への理解や愛着の醸成を図り、地域活動への参加を促進します。
- ・ 市民活動サポートセンターにおいて、相談活動や情報発信を行い、ボランティア・NPO活動等をサポートするとともに、県民による地域課題の解決や地域活性化を促進するための活動を支援します。

② 若者による文化芸術活動への支援（再掲）

- ・ 文化芸術の将来を担う若手アーティスト等を育成するため発表の機会を支援するとともに、県内の大学や関係団体等が持つ知見やネットワークを最大限に生かし、文化イベントの企画・運営のマネジメントを担う若手人材の育成に取り組みます。
- ・ 若者が主体となり、企画・参加する文化芸術活動に対して支援します。

③ 地域で主体的に行動する若者の育成・支援

- ・ 若者がアイデアを実現するための環境整備を行うとともに、戦略的な取組を支援することにより、若者の意欲や斬新なアイデアを、地域活性化につなげる機会の創出を図ります。

施策8 ライフデザインの形成と実現への支援

若い世代が、将来を見通して、様々なライフイベントと仕事におけるキャリア形成を両立できることが重要です。

多様な価値観、考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が自らの主体的な選択により、結婚や出産、子育てを望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく環境づくりを推進します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 男女共同参画社会づくりの推進

- ・ 固定的な性別役割分担意識を払拭し、多様な生き方が尊重され、誰もが生きやすく活躍できる環境づくりを推進します。

② ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進

- ・ 男女共にワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、働き方改革を通じた長時間労働の改善や柔軟な働き方の導入のほか、男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発等の取組を一層推進します。

③ 結婚や子育てを社会全体で支える気運の醸成

- ・ 小学生から大学生、若年社会人が、自分自身のライフデザインとして、学ぶことや働くことと併せて、結婚やこどもを持つことについて、向き合い考える機会や情報を提供するとともに、家庭や職場、地域全体で結婚や子育てを応援する気運の醸成を図る取組を推進します。

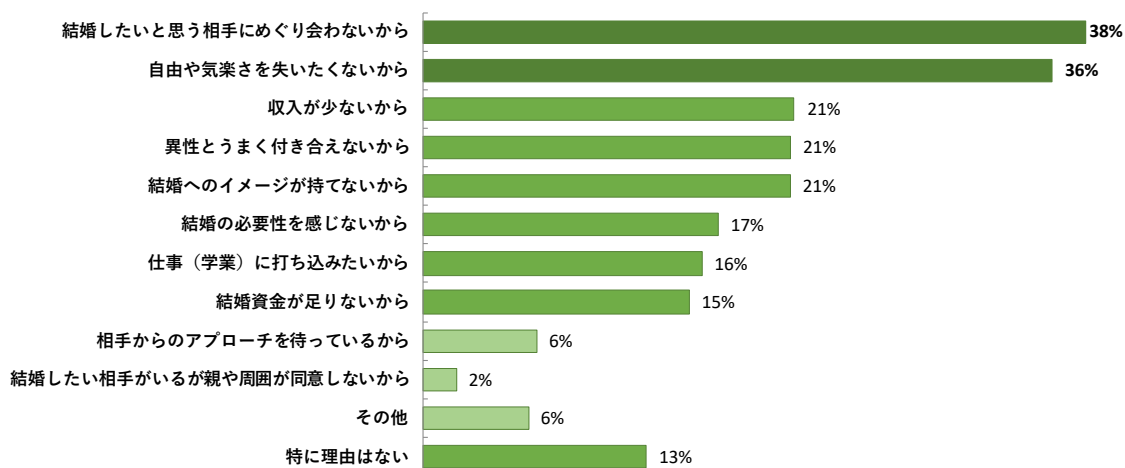
④ 出会いと結婚への支援

- ・ 民間団体や市町村との協働により設置したあきた結婚支援センターを中心に、様々な出会いの機会の提供や相談対応等の施策を充実させ、出会いや結婚を希望する人を支援します。

【若者アンケートの結果から】

◎結婚をしていない又は考えていない理由について

n=416



<分析>

結婚をしていない又は考えていない人の理由は様々ですが、「結婚したいと思う相手にめぐり会わないから」、「自由や気楽さを失いたくないから」が、それぞれ全体の3割以上を占めており、その次に、「収入が少ないから」、「異性とうまく付き合えないから」、「結婚へのイメージが持てないから」が続きます。

《本計画への反映》

多様な価値観、考え方を尊重することを大前提とし、若い世代が自らの主体的な選択により結婚を望んだ場合に、それぞれの希望に応じて社会全体で支えていく環境づくりを推進していく必要があることから、「施策項目2 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援」の「施策8 ライフデザインの形成と実現への支援」の中で、③結婚や子育てを社会全体で支える気運の醸成や④出会いと結婚への支援に取り組むこととしています。

施策９ 妊娠前から妊娠期、出産、幼児期までの切れ目のない保健・医療の確保（再掲）

少子化や核家族化の進行、地域のつながりの希薄化等、母子保健を取り巻く環境が大きく変化する中、周囲に相談相手がいない、必要な情報が得にくい等、妊娠・出産・子育てに関して不安を抱える妊産婦やその家族が増えており、親が育てにくさを感じる原因となる場合もあります。

このため、どこに住んでいても、また、どのような家庭環境にあっても、必要なサービスや情報提供が等しく受けられるよう、こども家庭センターの体制整備等により、市町村において妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を整備できるよう支援するほか、母子保健の中心的役割を果たす人材の育成や、地域・学校・医療機関等ネットワークを構築して地域全体で妊産婦やその家族を見守り、孤立させない取組を推進します。

＜施策を構成する柱と主な取組内容＞

① 切れ目のない妊産婦・乳幼児への保健・医療の確保と不妊への支援（再掲）

ア）市町村の支援体制構築の支援・人材育成

- ・ 全ての子育て家庭が、状況に応じて適切な支援を受けられるよう、妊娠期から子育て期にわたるきめ細かな支援体制の構築を進める市町村を支援するとともに、それを支える人材の育成を図ります。

イ）健やかな妊娠・出産に向けた支援

- ・ 健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届出についての啓発を行うとともに、市町村が実施する妊婦健康診査の充実に向けて情報提供等の支援を行います。
- ・ リスクの高い妊娠に対する医療や、高度な新生児医療等に24時間体制で対応する周産期母子医療センターの運営や施設・設備の整備に対する支援を行います。
- ・ 分娩取扱医療機関までのアクセスに不安がないよう、妊婦の居住地にかかわらず、安心して出産できる環境づくりを推進します。

ウ）妊産婦のメンタルヘルスに係る支援

- ・ 市町村が妊産婦に対する適切な支援を行えるよう、医療機関との連携体制の構築を支援します。
- ・ 産後も安心して子育てできるよう、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握し実施に向けた働きかけを行います。

エ) 新生児への検査体制の整備

- ・ 新生児聴覚検査の普及啓発に努めるとともに、先天性代謝異常等検査費用の助成を行い、できるだけ早い段階で適切な治療や療育を受けられる体制を整備します。

オ) 乳幼児健康診査の充実

- ・ 言語の理解能力や社会性が高まる 5 歳児に対する健康診査について、その有効性や必要性を示して、実施の機会がない市町村に働きかけを行います。

カ) 定期予防接種の理解促進

- ・ こどものうちに受けることが重要な定期予防接種について、市町村が円滑に実施できるよう支援します。

キ) こどもの急病等に係る電話相談の実施

- ・ こどものけが、急病時の対応に係る電話相談窓口を開設し、子育て当事者の不安軽減を図ります。

ク) 不妊に悩む夫婦への支援

- ・ 妊娠・出産についての希望がかなえられるよう、不妊専門相談センターによる相談対応の実施のほか、不妊治療に要する費用を助成します。
- ・ 不妊治療に関する正しい知識を普及啓発し、安心して不妊治療を受けることができる環境の整備や、仕事と治療の両立を支援します。

ケ) 低出生体重児への支援

- ・ 身体の発育が未熟なまま出生し、入院を要するこどもに対し医療費を支援する市町村に対し助成します。
- ・ こどもの成長や発達の個人差を考慮した記録ができる「あきたりトルベビーハンドブック」を配付し、母親や家族の心理的負担の軽減を図るとともに、対象者と関係機関の情報の共有に資することで、切れ目のない支援につなげます。

② こどもの健やかな成長を見守り育む地域づくり（再掲）

- ・ 社会全体でこどもの健やかな成長を見守り、妊産婦やその家族を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

③ 育児に困難を抱える親への支援（再掲）

- ・ 親が育児不安等を感じる要因は、こどもの心身状態や発達・発育の偏り、親の心身状態の不調、親子を取り巻く家庭環境等、様々であることから、それぞれの支援機関が問題点を的

確に把握し、必要な支援につなげることが求められており、妊産婦やその家族が、地域社会の中で育まれ必要な支援を受けられるよう、早期の段階から必要な支援が届く体制を整備します。

④ 妊娠期からの児童虐待予防対策（再掲）

- ・ 市町村において設置に努めることとされた「こども家庭センター」について運営費の財政支援を行うほか、母子保健と児童福祉双方による一体的支援を行えるよう調整する統括支援員に対する研修を実施する等、できるだけ早期に全ての市町村が同センターを設置するよう取り組んでいきます。

⑤ 予期せぬ妊娠等に悩む若年妊婦等への支援（再掲）

- ・ 思いがけない妊娠や性に関する問題について気軽に相談できる「女性健康支援センター」を通じて助産師等による相談活動を行う等、相談体制の充実を図ります。

3 困難を有するこども・若者への支援

全てのこども・若者が健やかに成長し、自立していくことは、県民共通の願いです。しかしながら、家庭の生活困窮、虐待、いじめ、体罰、不適切な指導、暴力、経済的搾取、性犯罪、性暴力、非行、不登校、ひきこもり、障害・医療的ケア、ヤングケアラー等、困難を抱え、又は、権利侵害を受け、あるいは、不利な立場に置かれているこども・若者も存在します。

このような困難な状況にあるこども・若者を支援するためには、支援が必要となった経緯や原因、家庭環境等の違いをよく理解した上で、きめ細かな支援を継続していくことが必要です。

こども・若者が抱える問題は、教育・医療・福祉・就労等、様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、困難を抱えているこども・若者がその置かれている状況を克服することができるよう、関係機関が分野、主体の壁を超えて一層連携・協力し、情報共有を図りながら支援します。

施策1 支援を必要とするこどもや家庭へのサポート

児童虐待や配偶者からの暴力（DV）の防止対策を推進するとともに、こどもの貧困対策、ヤングケアラー対策を進め、支援を必要とするこどもや家庭をサポートします。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 社会的養育の推進とこどもの権利擁護

- ・ 児童虐待等、何らかの理由により家庭で生活することが困難になったこどもが、適切に養育され、心身の健やかな成長と発達が保証されるよう、家庭養育優先原則に基づき、里親やファミリーホーム等への措置について優先的に検討していきます。
- ・ 令和4年改正児童福祉法により、児童相談所がこどもの意見や意向を勘案した上で施設入所や一時保護等の決定を行うよう求められており、こどもの権利擁護に向けて必要となる環境整備を行います。

② 児童虐待やDVの防止（一部再掲）

- ・ こどもの健やかな育ちを阻害する児童虐待や重大な人権侵害であるDVについて、その防止対策を地域全体で推進します。

③ こどもの貧困の解消に向けた対策の推進

- ・ 生まれ育った環境に左右されることなく、全てのこどもが前向きな気持ちで夢や希望を持つことのできる社会の実現に向け、「秋田県子どもの貧困対策推進計画」において定めた教育の支援や子育て家庭の生活の安定に資する支援等、重点施策に基づき、地域や民間と協働したこどもの貧困対策の推進に取り組みます。

④ ヤングケアラーへの支援

- ・ ヤングケアラーの問題は、ケアが日常化することで学業や友人関係等に支障が出る可能性が高いにもかかわらず、こども自身の認知度の不足から顕在化しづらい場合があるため、学校等の教育機関や地域の関係機関等と連携し、こどもの状況把握や相談体制の整備等、必要な支援を進めます。

【若者アンケートの結果から】

◎あなたがこどもの頃に、困ったことや壁にぶつかった時、「こんな支援やサービス、環境があったら良かったな」というものは何ですか。

- ・ ヤングケアラーで、家事や妹の世話をしなければならず、親がそれを当たり前とってしまったので、親への意識醸成や相談先の周知、低廉な家事代行サービス等の支援があれば良かった。

《本計画への反映》

ヤングケアラーが抱える問題は、教育・医療・福祉・就労等、様々な分野にわたり、問題が複雑に絡み合っていることが多いため、関係機関が分野・主体の壁を超えて連携・協力し、情報共有を図りながら、こども・若者に寄り添った相談・支援を行う必要があることから、「施策項目3 困難を有するこども・若者への支援」の「施策1 支援を必要とするこどもや家庭へのサポート」の中で、④ヤングケアラーへの支援に取り組むこととしています。

施策2 障害児・医療的ケア児等への支援

障害のあるこどもや専門的な支援が必要なこども等、様々な事情で困難を抱えたり、不利な立場にあるこどもや保護者に対し、早期発見・早期解決を図るための体制整備や各種支援を実施します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 障害のあるこども・若者への支援

- ・ 障害のあるこどもの早期発見・早期療育に努め、一貫した療育サービスを提供するため、県立医療療育センターを中心とした療育体制の整備を図るとともに、県内どこでも必要な支援を受けることができる地域づくりを推進します。
- ・ 障害のある生徒の社会的・職業的な自立に向けて、学校において生徒一人ひとりの教育的ニーズに応じたキャリア教育や進路指導の充実に努めるとともに、関係機関等との連携による職業教育や就労支援等を行います。
- ・ 学校卒業後の障害のある若者に対して、社会で自立して生きるために必要となる力を生涯にわたり維持・開発・伸長するため、効果的な学習プログラムや実施体制について実践研究を行いながら、地域における持続可能な「障害者の生涯学習」を推進するほか、自立や社会参加に向けた相談体制や就労支援サービス等の充実に努めます。
- ・ 子ども・女性・障害者相談センターにおいて、教職員や児童福祉施設職員を対象とした研修会を開催し、不安や悩みを抱えやすいこどもの心に関する理解を促進し、支援につなげます。
- ・ 特別児童扶養手当等の経済的支援を行うとともに、こどもと家族に寄り添いながら個々の特性や状況に応じた質の高い支援の提供を進めます。
- ・ 障害の有無にかかわらず、安心して共に暮らすことができる地域づくりを進めるため、地域における障害児支援の中核的役割を担う児童発達支援センターの機能強化や保育所等への巡回支援の充実に努める等、地域における障害児の支援体制の強化や保育所におけるインクルージョンを推進します。

② 発達障害のあるこども・若者への支援

- ・ 乳幼児健康診査等により発達障害のあるこどもの早期発見につなげるとともに、適切な相談・指導の充実・強化を図るほか、発達障害児に対する理解を促進するための普及啓発を行います。
- ・ 発達障害者支援センターを核として医療、保健、福祉、教育関係機関等が連携し、発達障害のあるこども・若者やその家族の相談に応じながら、切れ目のない支援を実施します。

③ 医療的ケア児等専門的な支援が必要なこども・若者とその家族への支援

- ・ 医療的ケア児等専門的な支援が必要なこども・若者とその家族が地域で必要な支援が受けられるよう、医療的ケア児支援センターを核として、地域の医療的ケア児等コーディネーターや受入事業所による連携を推進します。

④ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者への支援（再掲）

- ・ 長期にわたり療養を必要とする小児慢性特定疾病や指定難病の患者に、継続した医療費の公費負担を行うとともに、成人後も切れ目なく適切な医療を受けることができるよう、移行期医療の支援体制の整備を推進します。
- ・ 小児慢性特定疾病や指定難病等を抱えるこども・若者、その家族が、その地域で安心して暮らせるよう、関係機関が連携して、相談支援や就労支援等を行い、日常生活で生じる負担の軽減及びこども・若者の自立を推進します。
- ・ 妊よう性温存療法等に係る経費の助成等により、将来こどもを持つことを希望するがん患者等への支援に取り組みます。

⑤ 障害に配慮した教育

- ・ 障害のある特別な支援を要するこどもに対し、一人ひとりの教育的ニーズを十分に考慮し、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して幼稚園等から小学校、小学校から中学校、中学校から高校等に引き継ぐ等、指導・支援の円滑な移行を推進します。
- ・ 特別支援学校において、個別の教育支援計画や個別の指導計画に基づき、それぞれの障害に応じた専門的な指導・支援を行うとともに、そのセンター的機能を生かして、地域の園・小・中・高校等に在籍する幼児児童生徒やその保護者一人ひとりに応じた教育的支援を行います。
- ・ 障害のあるこどもと障害のないこどもが、可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を両輪として、インクルーシブ教育システムの実現に向けた取組を進めるとともに、障害のあるこども・若者の生涯にわたる学習機会の充実を図ります。
- ・ 通常の学級と特別支援学級・特別支援学校との組織的・計画的な交流及び共同学習や障害理解授業の実施により、障害への理解を促進するとともに、障害のある児童生徒の地域貢献活動や地域行事への積極的な参加を推進します。

【若者アンケートの結果から】

◎あなたがこどもの頃に、困ったことや壁にぶつかった時、「こんな支援やサービス、環境があったら良かったな」というものは何ですか。

- ・発達障害グレーゾーンのこどもが、普通学級のほかにも安心して学べる・過ごせるような場所があれば良かった。

《本計画への反映》

障害のあるこどもと障害のないこどもが、可能な限り共に安全・安心に過ごすための条件・環境整備と、一人ひとりの教育的ニーズに応じた学びの場の整備・充実を図ることによるインクルーシブ教育システムの実現に向けて、「施策項目3 困難を有するこども・若者への支援」の「施策2 障害児・医療的ケア児等への支援」の中で、②発達障害のあるこども・若者への支援に取り組むこととしています。

施策3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援

近年、悩みや不安を抱えるこどもや人間関係をうまく築くことができないこどもが増加しており、いじめ問題や不登校が深刻化しています。

いじめはこどもの心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であり、こども主体でのいじめ防止に資する取組の実施、いじめの積極的な認知と早期の組織的対応、相談先の確保、関係機関等との連携の推進等、防止対策を強化します。

不登校については、未然防止等の取組の充実を図るとともに、こどもの悩みや不安を受け止め、心のケアや適切な支援を行う取組を推進します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① いじめ防止対策の推進

- ・ 全教育活動を通じて、いじめを許さない学校づくりに取り組むとともに、未然防止に効果のある児童会・生徒会が主体的に行ういじめ防止の取組を推進すること等を通して、児童生徒同士の好ましい人間関係を形成する絆づくりの取組や児童生徒の自己有用感を高める指導の充実を図ります。
- ・ いじめを認知した際は、即時に事実確認し、学級担任はもとより、対策委員会を開催する等、学校全体で組織的に対応し、いじめを受けた側・行った側双方の本人とその保護者に対して、いじめは重大な人権侵害であることを踏まえて適切な指導・援助を行い、解決に努めます。

② 教育相談環境の整備

- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー等の相談員の配置や「すこやか電話」等の相談電話の設置により、いじめや不登校等で不安・悩みを抱えている子どもや保護者が気軽に相談できる環境を整備します。

【若者アンケートの結果から】

◎あなたがこどもの頃に、困ったことや壁にぶつかった時、「こんな支援やサービス、環境があったら良かったな」というものは何ですか。

- ・ こどもでも簡単に相談できたり、助けてもらえる支援やサービス等があれば良かった。あったとしても知らなかった。

《本計画への反映》

「施策項目3 困難を有するこども・若者への支援」の「施策3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援」の中で、②教育相談環境の整備に取り組むこととしているほか、こどもが相談できる場所等の周知に努めます。

③ 不登校対策の推進

- ・ 不登校の未然防止を図るため、授業や諸活動において、児童生徒一人ひとりが活躍する場や他者から認められる場を意図的に設ける等、居場所づくりや絆づくりにつながる取組を推進します。
- ・ 校種間等の連携を強化し、幼稚園・保育所等から小学校、小学校から中学校、中学校から高校への適切な情報提供による円滑な移行を図り、不登校等の未然防止の取組を推進します。
- ・ 不登校の児童生徒に対しては、対策委員会を中心に指導・援助の計画を策定し、役割分担する等、学校全体での組織的な対応を行うほか、「スペース・イオ」や校内外の教育支援センターにおける学習支援、市町村やフリースクール等との連携により、不登校の児童生徒を対象とした多様な学びの場の提供とサポートを行います。

【若者アンケートの結果から】

◎あなたがこどもの頃に、困ったことや壁にぶつかった時、「こんな支援やサービス、環境があったら良かったな」というものは何ですか。

- ・ 学校に行けなくなっても自分の居場所だと思えるような場所がほかにもあれば良かった。

《本計画への反映》

「施策項目3 困難を有するこども・若者への支援」の「施策3 いじめ防止と不登校のこどもへの支援」の中で、③不登校対策の推進に取り組むこととしています。

施策４ 社会的自立に困難を有する若者への支援

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、義務教育段階を卒業してしまうと、社会との接点が途切れてしまい、困難を抱えた状態が長期化・固定化するおそれがあります。

このため、こうした若者の置かれた状況に応じた相談支援や就労支援、地域支援体制等の充実を図ります。

また、就職したものの、仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援として、相談体制を整備します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 若者の自立に向けたサポート

- ・ ニートやひきこもり状態にある若者が、社会への一歩を踏み出すためには、相談者に寄り添う、励ます等の地道な対応が必要であるため、地域若者サポートステーションにおけるジョブトレーニングのほか、職場体験やスキルアップ等の事業を通じて、人間関係を円滑に構築できる能力を養成するとともに、キャリアカウンセリングを実施する等、働くことに困難を抱え無業状態にある若者を支援します。
- ・ ニート等社会的自立に困難を有する若者が社会へ踏み出せるよう、県内各地に開設されている「若者の居場所」において就業意欲等の醸成を行い、地域若者サポートステーション等と連携を図りながら、社会的自立を支援します。
- ・ 「秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議」を主催し、教育・福祉・保健・医療・更生保護・雇用等に関する関係各機関が連携した効果的なこども・若者育成支援に結びつけます。

② ひきこもり対策の推進

- ・ ひきこもり相談支援センターにおいて、電話や面接による相談に対応するとともに、相談支援体制の整備や関係機関との連携強化に取り組めます。
- ・ ひきこもり状態にある本人が集まる「青年グループ」を開催し、居場所を提供するとともに、対人関係能力の向上をサポートします。
- ・ 同じ悩みを持つ親同士が集まる「にじの会」を開催し、親の精神的安定や孤立感の軽減を図るとともに、対応を学ぶ学習機会を提供します。

③ 仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援

- ・ 仕事や職業生活に起因した強い不安や悩み、ストレス等を原因としたメンタルの不調等により、就労困難にならないよう、若者が気軽に相談できる相談窓口を設置し、その周知に努めます。

【子ども・若者意見箱に寄せられた意見】

- ・ 非正規で働いており、正社員になりたいが、平日は働いているため、土日等に相談できる公的機関の窓口がほしい。

【若者の居場所での聞き取りから】

- ・ 誰かと交流したい、つながりたい。
- ・ 地元以外の「居場所」も複数あってもいい。
- ・ 同じような境遇・年代の人が集まる「居場所」があると良い。

《本計画への反映》

社会生活を円滑に営む上で困難を抱える若者は、社会との接点が途切れてしまい、困難を抱えた状態が長期化・固定化するおそれがあるため、置かれた状況に応じた相談支援や就労支援、地域支援体制等の充実を図る必要があることから、「施策項目3 困難を有するこども・若者への支援」の「施策4 社会的自立に困難を有する若者への支援」の中で、①若者の自立に向けたサポートや③仕事や職場生活に起因した悩みを抱える若者への支援に取り組むこととしているほか、若者が抱える困難の状況に応じた適切な相談窓口の周知に努めます。

4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実

本県において、今後も、県民がこどもを持ちたいという希望を実現するためには、子育て当事者の多様なニーズに対応した支援や経済的支援、ひいては子育てを社会全体で支える体制が求められています。

そのため、平成 27 年 4 月から本格施行された「子ども・子育て支援新制度」に基づき、市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等を継続して支援するほか、安心して子育てができるよう、経済的支援の充実を図っていきます。

また、行政、企業、県民等が協働し、子育て家庭を社会全体で支える取組も推進します。

施策 1 地域におけるこども・子育て支援の充実等

市町村が実施する地域子ども・子育て支援事業等を支援し、子育て支援の充実と機能強化を図ります。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 地域におけるこども・子育て支援の充実（一部再掲）

市町村が市町村事業計画に従って実施する次の地域子ども・子育て支援事業等について、保護者や地域のニーズ等に応じて適切に行われるよう、必要な支援を実施します。

ア) 利用者支援事業（再掲）

- ・ 地域の子育て家庭や妊産婦に対し、適切に幼児教育や保育、子育て支援サービスを利用できるよう、こどもやその保護者等の身近な場所で、適切な施設やサービスの情報を提供し、必要に応じて相談・助言等を行うほか、関係機関とのネットワークの構築や社会資源の開発等、地域の連携を進めます。
- ・ 妊娠時から妊産婦等に寄り添い、出産・育児の見通しを立てるための面談や情報発信を行うとともに、必要な支援へつなげます。
- ・ 子育て支援員研修や母子保健コーディネーター研修を実施し、コーディネーター業務に従事する人材の養成を進めます。

イ) 延長保育事業（再掲）

- ・ 保育認定を受けたこどもについて、通常の利用日及び利用時間帯以外の日及び時間において、保育所や認定こども園等で保育を行います。

ウ) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

- ・ 保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図ります。事業実施に当たっては、放課後児童クラブ、放課後子ども教室に従事する者の確保と質の向上を図るとともに、関係部局との連携を密にする等、「放課後児童対策パッケージ」に基づく市町村の取組を支援します。

エ) 子育て短期支援事業（再掲）

- ・ 保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童等について、児童養護施設等において養育・保護を行います。（短期入所生活援助事業、夜間養護等事業）

オ) 乳児家庭全戸訪問事業（再掲）

- ・ 生後4か月までの乳児のいる全ての家庭を訪問し、育児に関する不安や悩みの傾聴や子育て支援に関する情報提供を行います。

カ) 養育支援訪問事業（再掲）

- ・ 養育支援を特に必要とする家庭を訪問し、養育に関する専門的な指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。

キ) 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業（再掲）

- ・ 要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化やネットワーク機関間の連携強化を図ります。

ク) 地域子育て支援拠点事業（再掲）

- ・ 乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行います。

ケ) 一時預かり事業（再掲）

- ・ 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として日中、保育所、幼稚園、認定こども園、地域子育て支援拠点等で一時的に預かり、必要な保護を行います。

コ) 病児保育事業（再掲）

- ・ 病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行います。

サ) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）（再掲）

- ・ 乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者等を会員として、児童の預かり等の援助を受けたい者と、当該援助を行いたい者との相互援助活動に関する連絡、調整を行います。

シ) 子育て世帯訪問支援事業

- ・ 家事・子育て等に対して不安や負担を抱えている子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を、訪問支援員が訪問し、不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を実施することにより、家庭や養育環境を整え、虐待リスク等の高まりを未然に防ぎます。

ス) 親子関係形成支援事業

- ・ 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者及びその児童に対し、講義やグループワーク等を通じて児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談及び助言を実施するとともに、同じ悩みや不安を抱える保護者同士が情報の交換ができる場を設ける等により、親子間における適切な関係性の構築を図ります。

セ) 児童育成支援拠点事業

- ・ 養育環境等に課題を抱え、家庭や学校に居場所のない児童等に対し、当該児童の居場所となる場を開設し、生活習慣の形成や学習のサポート、食事の提供等を行うとともに、関係機関へのつなぎを行う等、個々の児童の状況に応じた支援を包括的に提供することにより、虐待を防止し、こどもの最善の利益の保障と健全な育成を図ります。

ソ) 妊婦に対する支援給付事業

- ・ 妊婦給付認定を受けた妊婦に対し、妊娠・出産に係る費用の支援を行います。

タ) 実費徴収に係る補足給付を行う事業（再掲）

- ・ 保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等の支援を行います。

チ) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業（再掲）

- ・ 健康面や発達面において、特別な支援が必要なこどもを受け入れる私立の認定こども園の設置者に対して、職員の加配に必要な費用の一部等を補助します。

ツ) 多世代の交流を生かした子育て支援の強化

- ・ 中学生や高校生、高齢者に対して、子育て支援ボランティアへの参加を促進する等、多世代が子育て家庭を支える取組を強化します。

テ) 妊婦健康診査事業

- ・ 健やかな妊娠・出産のため、早期の医療機関受診及び妊娠届出についての啓発を行う

とともに、市町村が実施する妊婦健康診査の充実に向けて情報提供等の支援を行います。

ト) 産後ケア事業（再掲）

- ・ 退院直後の母子への心身のケアや育児のサポート等、きめ細かい支援を行う、産後ケア事業を実施する市町村に対して助成を行うとともに、未実施の市町村に対しては、課題を把握した上で、実施についての働きかけを行います。

ナ) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）（再掲）

- ・ 保育所等に入所しない乳幼児が、保護者の就労要件を問わず、月一定時間柔軟に保育所等を利用できるようにします。

ニ) 医療的ケア児保育支援事業（再掲）

- ・ 医療的ケア児の地域生活支援の向上を図るため、保育所等の利用希望に対応できるよう、受入れ等の体制を整備します。

② 子育てを支援する生活環境の整備

- ・ 安心して子育てを行うためには、「こどもまんなかまちづくり」の観点から、こどもの安全に配慮した公園や公共施設等の整備、子育て世帯に優しい生活環境づくりを進めることが必要であり、都市公園の整備、バリアフリーの普及やこどものえきの設置促進に努めます。
- ・ こどもが身近な場所で多様な遊びを体験できるよう、市町村に対して地域性を踏まえた遊び場の確保を検討するよう働きかけを行います。
- ・ あきた子育てふれあいカードや子育てタクシーの取組等を推進するとともに、県内に所在する魅力的な遊び場やあきた子育てふれあいカードの協賛店情報をSNS等の様々な媒体を通じて情報発信します。

③ 家庭教育支援体制の充実

- ・ 不安や悩みを抱えている保護者等に対して適切な支援ができるよう、各学校等における教育相談体制の充実を図るとともに、PTAや市町村等とも連携を図りながら、出前講座や家庭教育支援指導者等研修の実施等により、家庭教育支援の充実を図ります。

④ ひとり親家庭の自立支援の充実

- ・ 児童扶養手当等の経済的支援に加え、ひとり親家庭就業・自立支援センターにおいて、職業・生活相談や技能習得講習会等を実施し、子育てと仕事の両立を支援します。
- ・ 令和6年度秋田県ひとり親家庭等実態調査の結果等を踏まえ、ひとり親家庭のうち母子家庭に対しては、より収入の高い就業や養育費確保に向けた支援を重点的に推進し、父子家庭に対しては、家事等の日常生活を支援するとともに、相談体制の充実を図ります。

施策２ 安心して子育てできる経済的支援の充実

子育て家庭では、保育料や医療費、学費等、子育てにかかる経済的負担が大きくなります。

また、保護者アンケートでは、「子育てや教育にかかる費用に不安があるか」の質問に対し、「そう思う」「どちらかと言えばそう思う」と回答した割合は合計で 93.6%となっており、こどもを産み育てたいという希望を断念することなく、安心してこどもを持つことができるよう経済的支援を実施します。

《施策を構成する柱と主な取組内容》

① 出産・子育て家庭等への支援

- ・ 妊婦又は子育て家庭を応援するため、給付金を支給するとともに、本県の子育て支援施策を子育て家庭やこれから親となる世代等へ幅広くPRします。

② 幼児教育・保育に要する経費や医療費等の負担軽減

- ・ 未就学児に対する保育料や副食費の助成、高校生までのこどもの医療費に対する助成を行うほか、児童手当による経済的支援を行い、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ります。

③ ゆとりある住宅確保等への支援

- ・ 経済的基盤の弱い若い世代が、安心して家庭を持ち、子育てができるよう、宅地の取得や住環境の整備等を支援します。また、公営住宅等への子育て世帯等の入居を優遇します。

④ 奨学金制度等による経済的負担の軽減（再掲）

- ・ （公財）秋田県育英会を通し、奨学金の貸与を行い、教育に係る経済的負担の軽減を図ります。特に、多子世帯における大学進学時等の経済的不安を解消するため、家計負担のピークに合わせた奨学金制度により支援します。
- ・ 高等教育機関の学生に対して、国の修学支援新制度に基づき、授業料等の経済的負担の軽減に向けた支援を行います。
- ・ 県内企業に就職する新卒者等の奨学金返還額の一部を助成し、若者の県内定着・回帰に向けた経済的支援を行います。

施策３ 共育での推進

男女が共に子育てをしながら働き続けることができるよう、企業における仕事と育児の両立支援の充実や男性の家事・育児への参画を促進する必要があります。

このため、子育てしやすい環境整備に取り組む企業への支援や理解促進に取り組めます。

＜施策を構成する柱と主な取組内容＞

① 企業における仕事と子育ての両立支援の促進

- ・ 従業員の仕事と子育ての両立支援に対する企業の理解が深まるよう、企業訪問により支援策等の情報提供や取組の働きかけを行うほか、次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定や「くるみん」認定の取得等に向けた支援等、中小企業等をサポートします。

② 一般事業主行動計画の策定を通じた企業の取組の促進

- ・ 県内企業に対する次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画の策定を通じて、育児休業の取得促進や短時間勤務制度の導入のほか、こどもの看護のための休暇制度の創設等を働きかけ、子育てしやすい環境の整備に向けた企業の取組を促進します。

③ 男性の家事・育児参画の促進

- ・ 男性の家事・育児への積極的な参画を促進するため、乳幼児の父親やプレパパ（間もなく父親になる男性）が育児等を学ぶ機会の充実を図るほか、家事・育児等を積極的に行う男性ロールモデルや、企業における従業員の仕事と子育ての両立支援に関する好事例を紹介する等、仕事と子育ての両立に関する全県的な啓発を実施します。

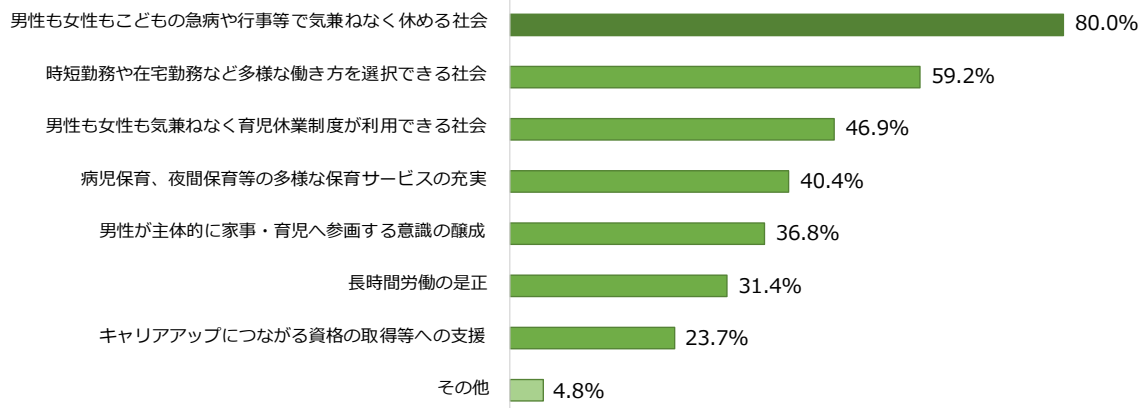
④ ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた取組の推進（再掲）

- ・ 男女共にワーク・ライフ・バランスが実現できるよう、働き方改革を通じた長時間労働の改善や柔軟な働き方の導入のほか、男性の家事・育児への参画促進に向けた普及啓発等の取組を一層推進します。

【保護者アンケートの結果から】

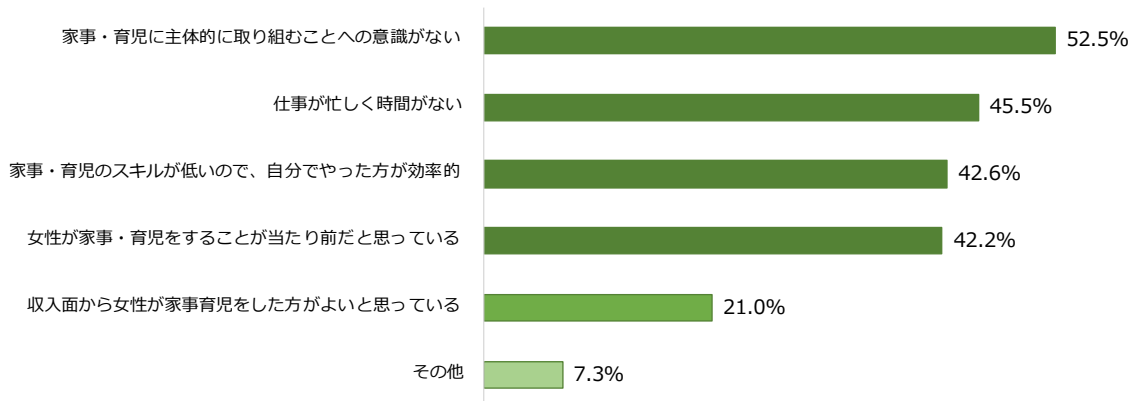
◎あなたが仕事と子育てを両立できるためには、どんな環境が必要だと思いますか。

n=1,239



◎配偶者／パートナーの家事育児への参画状況が不十分だと思う要因は何だと思いますか。

n=453



<分析>

- ・仕事と子育てを両立するための環境として、「こどもの急病や行事等で気兼ねなく休める社会」との回答が8割を占めており、「時短勤務や在宅勤務など多様な働き方を選択できる社会」、「気兼ねなく育児休業制度が利用できる社会」と続くことから、こどものために仕事を休みづらい職場が少なくないことが分かります。
- ・配偶者／パートナーの家事育児への参画状況が不十分だと思う理由としては、「家事・育児に主体的に取り組むことへの意識がない」が最も多く、依然として男性の家事・育児の分担意識が低いことが分かります。

《本計画への反映》

- ・仕事と家庭の両立は人生を豊かにするものであり、家族の時間を共有しながら男女共に活躍できる環境は秋田の未来を築くものであるため、男女が共に子育てをしながら働き続けることができるよう、仕事と子育てを両立できる環境づくりを進めていく必要があることから、「施策項目4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実」の「施策3 子育ての推進」の中で、①企業における仕事と子育ての両立支援の促進に取り組むこととしています。
- ・「男は仕事、女は家庭」という固定的な性別役割分担意識は変わってきていますが、未だ性差による偏見や格差は存在しており、家事・育児負担が女性に集中している現状を変え、夫婦が相互に協力しながら子育てする社会をつくるため、「施策項目4 子育て当事者を社会全体で支える体制の充実」の「施策3 子育ての推進」の中で、③男性の家事・育児参画の促進に取り組むこととしています。

第5章 計画の指標と数値目標

本計画に関する施策の進捗状況を把握するため、次のとおり指標と数値目標を設定します。

(1) こども・若者が健やかに成長できる環境整備

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	自分にはよいところがあると思う児童生徒の割合（小6）、（中3）	%	—	83.5	84.7	86.0	90.0	
2	少年自然の家等の利用者満足度調査における肯定的評価の割合	%	—	—	—	—	96.0	
3	SOSの出し方に関する教育の実施小中学校の割合（※1）	%	17.5	30.7	30.3	28.9	40%以上	
4	SOSの出し方に関する教育の実施高等学校の割合（※2）	%	16.7	3.8	15.4	7.7	50%以上	
5	ネットトラブルに遭った児童生徒の割合（※3）	%	4.1	3.9	3.4	3.0	3.0	
6	歩道整備率（通学路指定分）	%	46.7	46.9	47.1	47.4	48.2	
7	低年齢化に対応したインターネット環境整備に関する講座を実施した市町村数（累積）	市町村	7	9	12	16	25	
8	地域と連携して防災訓練等を実施する学校の割合（公立幼・小・中・高・特別支援）	%	47.3	59.4	61.6	65.3	70.0	
9	肥満傾向児の割合（小学5年生）（男子）	%	13.9	14.1	16.3	16.8	12.6	
10	肥満傾向児の割合（小学5年生）（女子）	%	10.5	10.6	11.4	10.0	9.3	
11	妊娠11週以下での妊娠の届出率	%	95.8	95.4	95.8	94.7	100	
12	乳幼児健康診査未受診率（3～5か月児）	%	2.1	2.0	1.4	1.4	0.0	
13	母子保健分野に携わる関係者の専門性の向上に取り組んでいる市町村の割合	%	72.0	76.0	76.0	76.0	100	
14	5歳児健診を実施する市町村数	市町村	—	—	—	5	25	
15	産後ケア事業を実施する市町村数	市町村	7	17	19	20	25	
16	保育所等の待機児童数（翌年度4月1日現在）	人	10	7	3	2	0	
17	幼保小の協働による架け橋期カリキュラムの策定市町村数	市町村	—	—	—	—	25	
18	地場農産物の学校給食利用率（年間）	%	27.5	27.7	23.6	19.1	30.0	
19	秋田県学習状況調査における設定通過率（※4）を超えた設問数の割合	pt	74.9	72.7	77.5	75.8	75.0	
20	英検3級相当以上の英語力を有する中学3年生の割合（※5）	%	—	53.1	44.4	46.9	60.0	
21	朝食の摂取率（毎日食べる）（小学5・6年生）（※6）	%	—	88.7	88.9	86.1	92.0	
22	新体力テストにおける小中高の偏差値の平均	—	—	49.5	49.5	50.6	52.7	
23	小・中学校における学校運営協議会の構成員として地域学校協働活動推進員・地域コーディネーター等が参画している割合（公立）	%	51.9	57.1	62.9	67.1	73.0	

24	持続可能な地域づくりを意識した地域と連携した教育活動を実施している高校数	校	26	24	20	20	25	
25	放課後児童クラブ待機児童数（翌年度5月1日現在）	人	51	57	43	32	0	

※1 国公立小・中学校

※2 公立高等学校

※3 公立小・中学校

※4 どの程度の通過率であれば「おおむね満足できる状況」とするか、問題ごとにあらかじめ定めた値

※5 公立中学校

※6 公立小学校

（２） 秋田の未来を切り拓くこども・若者への支援

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	地域や社会をよくするために何かしてみたいと思う児童生徒の割合（小6）、（中3）	%	—	—	—	83.9	90.0	
2	高校生のインターンシップ参加率（年間）（※7）	%	—	33.6	48.2	61.3	66.0	
3	高校生の県内就職率（※8）	%	72.5	75.4	73.8	71.3	76.0	
4	特別支援学校高等部卒業生の就職者の割合	%	37.2	39.4	30.6	37.8	40.5	
5	ライフプランを意識することの必要性を理解した高校生の割合	%	95.2	92.7	93.8	97.2	100	
6	あきた就職活動支援センターにおけるキャリアコンサルティング利用者数	人	4,751	3,735	4,383	4,708	4,500	

※7 公立 全日制・定時制

※8 公立 全日制・定時制

（３） 困難を有するこども・若者への支援

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	里親等委託率（3歳未満）	%	—	—	—	—	75.0	
	里親等委託率（3歳～就学前）		—	—	—	—	75.9	
	里親等委託率（学童期以降）		—	—	—	—	50.0	
	里親等委託率（全体）		17.6	24.2	23.4	25.4	55.5	
2	児童虐待により死亡又は重大な後遺症を残す事例の認知件数	件	0	0	0	0	0	
3	母子家庭の年収240万円以上の世帯の割合	%	18.2	18.8	22.5	22.9	38.4	
4	医療的ケア児等コーディネーターの配置人数	人	64	—	61	80	130	
5	障害者への支援体制を整えている講座を実施している市町村数	市町村	—	—	—	—	16	
6	認知したいじめの解消率（※9）	%	93.0	91.4	88.7	90.9	95.0	
7	不登校児童生徒のうち、学校内外の機関等で相談・指導を受けた児童生徒の割合（※10）	%	71.6	71.0	66.1	59.3	75.0	

8	若者の自立支援を通じた進路決定者数	人	102	97	98	73	100	
---	-------------------	---	-----	----	----	----	-----	--

※9 国公立 小・中・高・特別支援学校

※10 公立 小・中学校

(4) 子育てを社会全体で支える体制の充実

番号	指 標	単位	現 状				目 標	
			R2	R3	R4	R5	R11	備考
1	地域子育て支援拠点年間利用組数	組	123,799	114,584	103,516	139,102	140,000	
2	アンケート調査「子育て家庭への経済的支援」での「十分である、概ね十分である、ふつう」を合算した割合	%	82.9	84.3	83.6	81.4	85.0	
3	次世代育成支援対策推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員100人以下の企業）	社	518	559	620	673	970	
4	女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定企業数（従業員数100人以下の企業）	社	241	284	374	466	910	
5	県内民間事業所における男性の育児休業取得率	%	10.7	14.8	17.9	32.6	90.0	

資 料 編

資料 1

秋田県こども計画策定委員会委員名簿及び策定経過

1 委員名簿

	氏 名	所属団体・役職等	分 野
委員長	山 名 裕 子	秋田大学教育文化学部教授	有識者
副委員長	笈 川 正 典	秋田弁護士会子どもの人権に関する委員会 副委員長	青少年団体
委員	大 石 淑 子	秋田県高等学校長協会会員	思春期
委員	大 友 潤 一	秋田県保育協議会会長	保育
委員	大 屋 みはる	NPO法人KOU理事長	就労支援
委員	草 薨 友 愛	秋田県BBS連盟会員	青年期
委員	小 泉 ひろみ	一般社団法人秋田県医師会会長	母子保健
委員	佐佐木 良 博	秋田県小学校長会会員	学童期
委員	高 橋 賢 史	秋田県PTA連合会副会長	義務教育期
委員	武 田 正 廣	秋田県私立幼稚園・認定こども園連合会会長	幼稚園
委員	田 中 真理子	能代山本子育てグループちゅちゅ代表	保護者
委員	本 田 正 博	NPO法人ファザーリング・ジャパン東北 代表理事	両立支援
委員	山 崎 純	NPO法人子育て応援Seed理事長	子育て支援 当事者

2 策定経過

年 月 日	概 要
令和6年 7月17日	・第1回秋田県こども計画策定委員会開催において、秋田県こども計画の骨子(案)及びアンケート結果等について意見交換
令和6年 9月20日	・県議会総務企画委員会において秋田県こども計画の骨子(案)を審査
令和6年11月11日	・第2回秋田県こども計画策定委員会において、秋田県こども計画(素案)について意見交換
令和6年12月 6日	・県議会総務企画委員会において秋田県こども計画(素案)の概要及び秋田県こども計画(素案)を審査
令和6年12月13日～ 令和7年 1月13日	・パブリックコメント実施
令和7年 1月28日	・第3回秋田県こども計画策定委員会において、秋田県こども計画(最終案)の意見交換
令和7年 2月20日	・県議会総務企画委員会において秋田県こども計画(案)を審査
令和7年 3月31日	・秋田県こども計画公表

県設定区域における教育・保育施設及び地域型保育事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表

令和7年3月
(単位：人)

区 分		令和7年度				令和8年度				令和9年度				令和10年度				令和11年度			
		1号	2号	3号	1・2歳	1号	2号	3号	1・2歳	1号	2号	3号	1・2歳	1号	2号	3号	1・2歳	1号	2号	3号	
		教育ニース	その他	0歳	1・2歳	教育ニース	その他	0歳	1・2歳	教育ニース	その他	0歳	1・2歳	教育ニース	その他	0歳	1・2歳	教育ニース	その他	0歳	1・2歳
①	量の見込み	1,588	11,758 886 10,872	1,834	6,256	1,491	11,138 842 10,296	1,738	6,053	1,387	10,330 778 9,552	1,663	6,032	1,321	9,711 732 8,979	1,611	5,824	1,283	9,351 704 8,647	1,548	5,618
②	特定	2,564	-	-	-	2,545	-	-	-	2,491	-	-	-	2,476	-	-	-	2,455	-	-	-
	2号認定	-	12,727	-	-	-	12,501	-	-	-	12,138	-	-	-	11,844	-	-	-	11,667	-	-
	3号認定	-	-	2,464	6,883	-	-	2,433	6,805	-	-	2,411	6,790	-	-	2,385	6,709	-	-	2,360	6,614
	小計	2,564	15,291 12,727	2,464	6,883	2,545	15,046 12,501	2,433	6,805	2,491	14,829 12,138	2,411	6,790	2,476	11,844	2,385	6,709	2,455	11,667	2,360	6,614
確 保	小規模保育	-	-	104	221	-	-	104	221	-	-	104	223	-	-	105	222	-	-	104	222
	家庭的保育	-	-	5	5	-	-	5	5	-	-	5	5	-	-	5	5	-	-	5	5
	居宅訪問型 保育	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0	-	-	0	0
	事業所内 保育	-	-	37	80	-	-	37	77	-	-	40	86	-	-	40	86	-	-	40	86
方 策	小計	-	-	146	306	-	-	146	303	-	-	149	314	-	-	150	313	-	-	149	313
	確認を受けない 幼稚園	339	-	-	-	344	-	-	-	351	-	-	-	355	-	-	-	357	-	-	-
	幼稚園における 長時間・通年の 預かり保育	459	0	0	0	421	0	0	0	381	0	0	0	348	0	0	0	329	0	0	0
	認可外保育施設	-	55	3	13	-	27	3	10	-	-	2	3	10	-	2	3	10	-	2	3
策	企業主導型 保育施設	-	46	67	125	-	45	65	127	-	31	63	129	-	31	61	125	-	31	60	121
	合 計	3,362	16,190 12,828	2,680	7,327	3,310	15,883 12,573	2,647	7,245	3,223	15,394 12,171	2,626	7,243	3,179	11,877	2,599	7,157	14,841 3,141	11,700	2,572	7,058
	②－①	888	1,956	846	1,071	977	2,277	909	1,192	1,058	2,619	963	1,211	1,126	2,898	988	1,333	1,154	3,053	1,024	1,440

1号認定… こどもが満3歳以上で幼稚園等への教育を希望する場合
2号認定… こどもが満3歳以上で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合
3号認定… こどもが満3歳未満で保育の必要な事由に該当し、保育所等での保育を希望する場合

教育二一ス… 2号認定のうち、幼児期の学校教育の利用希望が強いと想定されるもの
その他…………… 2号認定のうち、認定こども園及び保育所の利用を希望するもの

県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の

「量の見込み」と「確保方策」総括表（1）

令和7年3月

◆延長保育事業(法では「時間外保育」)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人	-	8,258	7,919	7,663	7,383	7,189	
② 確保方策	人	7,060	11,733	11,388	11,104	10,754	10,517	

◆一時預かり事業

(1) 幼稚園における在園児対象(幼稚園型)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人日	-	156,321	147,355	137,984	131,608	128,534	
② 確保方策	人日	150,398	200,760	189,358	174,671	162,756	153,760	

(2) 幼稚園型以外、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業除く)、子育て短期支援事業(トワイライトステイ)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人日	-	16,846	16,262	15,788	15,244	14,688	
② 確保方策	人日	14,036	32,087	31,376	30,882	30,339	30,064	
一時預かり事業 (幼稚園型除く)	人日	8,362	20,640	20,360	20,178	19,944	19,755	
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業除く)	人日	4,573	9,731	9,320	9,033	8,746	8,683	ア
子育て短期支援事業 (トワイライトステイ)	人日	1,101	1,716	1,696	1,671	1,649	1,626	イ

◆病児保育事業、子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人日	-	17,117	16,292	15,514	14,872	14,347	
② 確保方策	人日	11,249	33,559	33,020	33,481	33,068	32,755	
病児保育事業	人日	11,199	33,484	32,945	33,406	32,993	32,680	
子育て援助活動支援事業 (病児・緊急対応強化事業)	人日	50	75	75	75	75	75	ウ

◆子育て援助活動支援事業(病児・緊急対応強化事業以外かつ就学児のみ)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人日	-	1,718	1,693	1,667	1,612	1,571	
② 確保方策	人日	1,481	2,002	2,007	2,012	1,987	1,968	エ

◆子育て短期支援事業(ショートステイ)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人日	-	509	501	490	482	476	
② 確保方策	人日	247	718	711	705	698	693	オ

◆地域子育て支援拠点事業

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人回	-	272,569	263,070	256,264	247,367	241,872	
② 確保方策	か所	67	62	62	62	62	62	

◆ 利用者支援事業												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
確保方策	か所	35	44	44	44	44	44					

◆ 乳児家庭全戸訪問事業												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
① 量の見込	人	3,468	3,541	3,426	3,320	3,228	3,140					
② 確保方策	市町村	25	25	25	25	25	25					

◆ 養育支援訪問事業												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
① 量の見込	人	34	49	48	47	46	45					
② 確保方策	市町村	6	11	11	11	11	11					

◆ 妊婦健康診査												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
① 量の見込	人回	33,960	38,636	37,333	36,154	35,067	33,987					

◆ 子育て世帯訪問支援事業												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
① 量の見込	人日	-	643	633	626	617	606					
② 確保方策	人日	424	662	652	645	636	625					

◆ 児童育成支援拠点事業												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
① 量の見込	人	-	13	13	13	13	13					
② 確保方策	人	0	13	13	13	13	13					

◆ 親子関係形成支援事業												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
① 量の見込	人	-	29	29	28	29	28					
② 確保方策	人	12	15	16	28	29	28					

◆ 乳幼児等通園支援事業												
項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考				
① 量の見込	人日	-	202	2,831	2,828	2,808	2,800					
② 確保方策	人日	-	1,526	26,070	26,067	26,053	26,052					

県設定区域における地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」と「確保方策」総括表（2）

令和7年3月

◆ 妊婦等包括相談支援事業

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	回	-	8,278	8,014	7,791	7,569	7,402	
② 確保方策	回	5,837	8,392	8,134	7,915	7,704	7,529	
こども家庭センター等	回	-	7,743	7,543	7,340	7,141	6,974	
上記以外	回	-	649	591	575	563	555	

◆ 子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
確保方策	市町村	6	6	6	6	6	6	

◆ 実費徴収に伴う補足給付事業

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
確保方策	市町村	-	1	1	1	1	1	

◆ 産後ケア事業

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人日	-	1,667	1,657	1,647	1,630	1,610	
② 確保方策	人日	1,090	1,698	1,688	1,673	1,656	1,641	

◆ 多様な主体の参入促進事業

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
確保方策	市町村	2	2	2	2	2	2	

◆ 放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
① 量の見込	人	-	12,110	11,963	11,628	11,312	10,873	
小学1年生	人	-	3,213	3,115	3,080	2,996	2,849	
小学2年生	人	-	2,898	2,858	2,692	2,696	2,568	
小学3年生	人	-	2,470	2,512	2,399	2,279	2,264	
小学4年生	人	-	1,727	1,622	1,680	1,636	1,509	
小学5年生	人	-	1,054	1,058	978	961	945	
小学6年生	人	-	748	798	799	744	738	
② 確保方策	人	11,923	13,520	13,615	13,617	13,594	13,569	

◆ ファミリー・サポート・センター事業(再掲)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
確保方策	人日	6,104	11,808	11,402	11,120	10,808	10,726	7+ウ+エ

◆ 子育て短期支援事業(ショートステイ、トワイライトステイ)(再掲)

項 目	単位	R6見込	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	備考
確保方策	人日	1,348	2,434	2,407	2,376	2,347	2,319	イ+オ

市町村子ども・子育て支援事業計画における基礎数値

市町村	児童数														
	7 年度					8 年度					9 年度				
	0 歳	1・2 歳	3・5 歳	6・8 歳	9・11 歳	0 歳	1・2 歳	3・5 歳	6・8 歳	9・11 歳	0 歳	1・2 歳	3・5 歳	6・8 歳	9・11 歳
市町村	1 7 年度					1 8 年度					1 9 年度				
	1,505	2,995	5,310	6,025	6,701	1,468	2,963	5,075	5,760	6,535	1,432	3,029	4,738	5,547	6,226
秋田市	162	315	617	715	774	150	310	574	671	776	140	327	515	651	746
能代市	288	597	1,137	1,449	1,652	277	566	1,064	1,351	1,587	267	579	949	1,251	1,531
横手市	200	514	935	1,087	1,203	184	418	886	1,034	1,190	169	384	821	946	1,160
大館市	53	110	202	274	314	50	106	192	243	314	48	108	176	211	286
男鹿市	109	221	462	583	699	104	205	418	535	666	98	210	365	494	594
湯沢市	91	188	378	447	531	85	199	315	419	504	80	180	296	400	465
鹿角市	289	628	1,095	1,257	1,459	280	617	1,050	1,202	1,352	272	591	1,014	1,152	1,324
由利本荘市	156	345	573	625	708	155	357	529	604	733	155	338	555	582	701
潟上市	325	686	1,120	1,350	1,532	317	688	1,100	1,263	1,452	307	667	1,087	1,150	1,449
大仙市	71	146	265	388	473	70	137	252	333	447	68	143	231	294	428
北秋田市	68	165	258	313	428	66	155	251	296	381	64	149	243	264	355
にかほ市	66	146	231	323	408	62	139	225	285	402	61	129	214	264	370
仙北市	14	33	63	64	63	14	33	60	63	59	13	36	60	62	60
小坂町	5	9	18	20	19	3	9	18	19	18	3	8	15	16	19
上小阿仁村	6	13	20	34	46	6	14	17	27	48	6	12	20	25	37
藤里町	33	77	141	179	218	31	63	144	162	195	29	66	120	148	195
三種町	8	19	56	69	74	8	16	47	64	69	8	16	35	64	74
八峰町	15	30	73	105	130	14	30	67	94	123	13	31	56	89	110
五城目町	14	28	67	52	93	13	25	63	57	74	13	29	47	60	70
八郎潟町	7	15	60	55	59	6	15	52	59	50	6	14	52	55	52
井川町	15	21	47	59	57	15	27	41	53	59	15	30	32	55	59
大湯村	56	123	235	305	367	54	108	233	294	344	50	113	203	264	344
美郷町	44	100	178	229	251	44	97	156	222	243	40	91	151	198	245
羽後町	8	8	27	40	32	8	9	26	35	34	8	16	15	35	35
東成瀬村	3,608	7,532	13,568	16,047	18,291	3,484	7,306	12,855	15,145	17,655	3,365	7,296	12,010	14,277	16,935
25市町村															

※確保方策における「その他」は幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿とする場合の人数

1 号認定及び2 号認定②																																			
9 年度															1 0 年度																				
確保方策															確保方策																				
量の見込み															量の見込み																				
1 号認定					2 号認定					1 号認定					2 号認定					1 号認定					2 号認定										
人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人		
739	3, 917	478	3, 439	6, 141	1, 485	351	210	4, 087	0	0	8	710	3, 760	456	3, 304	6, 141	1, 503	355	188	4, 087	0	0	8	710	3, 760	456	3, 304	6, 141	1, 503	355	188	4, 087	0	0	8
能代市	50	459	0	459	650	90	0	560	0	0	0	48	440	0	440	619	90	0	0	529	0	0	0	48	440	0	440	619	90	0	0	529	0	0	0
横手市	43	884	0	884	1, 489	155	0	1, 312	0	0	22	40	828	0	828	1, 489	155	0	0	1, 312	0	0	22	40	828	0	828	1, 489	155	0	0	1, 312	0	0	22
大館市	82	739	73	666	904	117	0	787	0	0	0	71	643	64	579	794	94	0	0	700	0	0	0	71	643	64	579	794	94	0	0	700	0	0	0
男鹿市	19	158	14	144	177	19	0	14	144	0	0	17	148	13	135	165	17	0	13	135	0	0	0	17	148	13	135	165	17	0	13	135	0	0	0
湯沢市	53	313	0	313	498	90	0	408	0	0	0	48	288	0	288	458	83	0	0	375	0	0	0	48	288	0	288	458	83	0	0	375	0	0	0
鹿角市	22	262	0	262	543	50	0	493	0	0	0	21	247	0	247	543	50	0	0	493	0	0	0	21	247	0	247	543	50	0	0	493	0	0	0
由利本荘市	117	814	155	659	1, 181	125	0	1, 056	0	0	0	112	771	146	625	1, 181	125	0	0	1, 056	0	0	0	112	771	146	625	1, 181	125	0	0	1, 056	0	0	0
潟上市	82	460	0	460	715	160	0	555	0	0	0	82	455	0	455	715	160	0	0	555	0	0	0	82	455	0	455	715	160	0	0	555	0	0	0
大仙市	33	987	10	977	1, 100	0	0	102	997	0	1	29	883	10	873	995	0	0	102	892	0	0	1	29	883	10	873	995	0	0	102	892	0	0	1
北秋田市	30	221	0	221	402	30	0	372	0	0	0	30	208	0	208	402	30	0	0	372	0	0	0	30	208	0	208	402	30	0	0	372	0	0	0
にかほ市	35	194	0	194	258	0	0	55	203	0	0	35	190	0	190	239	0	0	45	194	0	0	0	35	190	0	190	239	0	0	45	194	0	0	0
仙北市	8	206	0	206	275	39	0	234	0	2	0	8	203	0	203	275	39	0	0	234	0	2	0	8	203	0	203	275	39	0	0	234	0	2	0
小坂町	6	43	0	43	49	6	0	43	0	0	0	6	43	0	43	49	6	0	0	43	0	0	0	6	43	0	43	49	6	0	0	43	0	0	0
上小阿仁村	0	15	0	15	15	0	0	15	0	0	0	0	14	0	14	14	0	0	0	14	0	0	0	0	14	0	14	14	0	0	14	0	0	0	
藤里町	20	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	19	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0	19	0	0	0	19	0	0	0	0	0	0	0
三種町	0	119	0	119	170	0	0	170	0	0	0	0	113	0	113	170	0	0	0	170	0	0	0	0	113	0	113	170	0	0	170	0	0	0	0
八峰町	0	35	0	35	35	0	0	35	0	0	0	0	27	0	27	27	0	0	0	27	0	0	0	0	27	0	27	27	0	0	27	0	0	0	0
五城目町	7	42	0	42	51	9	0	42	0	0	0	6	34	0	34	43	9	0	0	34	0	0	0	6	34	0	34	43	9	0	0	34	0	0	0
八郎潟町	5	43	43	0	65	15	0	50	0	0	0	4	39	39	0	65	15	0	0	50	0	0	0	4	39	39	0	65	15	0	0	50	0	0	0
井川町	0	52	5	47	100	30	0	70	0	0	0	0	28	4	24	100	30	0	0	70	0	0	0	0	28	4	24	100	30	0	0	70	0	0	0
大湯村	6	30	0	30	44	6	0	38	0	0	0	6	27	0	27	42	6	0	0	36	0	0	0	6	27	0	27	42	6	0	0	36	0	0	0
美郷町	15	189	0	189	330	30	0	300	0	0	0	14	174	0	174	330	30	0	0	300	0	0	0	14	174	0	174	330	30	0	0	300	0	0	0
羽後町	15	133	0	133	148	15	0	133	0	0	0	15	132	0	132	147	15	0	0	132	0	0	0	15	132	0	132	147	15	0	0	132	0	0	0
東成瀬村	0	15	0	15	34	0	0	34	0	0	0	0	16	0	16	34	0	0	0	34	0	0	0	0	16	0	16	34	0	0	34	0	0	0	0
25市町村	1, 387	10, 330	778	9, 552	15, 394	2, 491	351	381	12, 138	0	2	31	1, 321	9, 711	732	8, 979	15, 056	2, 476	348	11, 844	0	2	31	1, 321	9, 711	732	8, 979	15, 056	2, 476	355	348	11, 844	0	2	31

※確保方策における「その他」は幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿とする場合の人数

1 号認定及び2 号認定③															
1 1 年度															
市町村	量の見込み								確保方策						
	2 号認定				1 号認定				2 号認定						
	1 号認定	教育ニーズ		その他	幼稚園	確認を受けない幼稚園	その他（※）	保育所等	その他（※）	認可外保育施設	企業主導型の地域枠				
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
秋田市	699	3,702	447	3,255	6,141	1,510	357	179	4,087	0	0	8			
能代市	46	425	0	425	604	90	0	0	514	0	0	0			
横手市	38	790	0	790	1,489	155	0	0	1,312	0	0	22			
大館市	60	542	54	488	705	71	0	0	634	0	0	0			
男鹿市	16	142	13	129	158	16	0	13	129	0	0	0			
湯沢市	45	270	0	270	430	78	0	0	352	0	0	0			
鹿角市	22	251	0	251	543	50	0	0	493	0	0	0			
由利本荘市	109	750	142	608	1,181	125	0	0	1,056	0	0	0			
潟上市	83	464	0	464	715	160	0	0	555	0	0	0			
大仙市	25	837	10	827	935	0	0	92	842	0	0	1			
北秋田市	30	199	0	199	402	30	0	0	372	0	0	0			
にかほ市	33	180	0	180	228	0	0	45	183	0	0	0			
仙北市	8	192	0	192	275	39	0	0	234	0	0	2			
小坂町	6	45	0	45	51	6	0	0	45	0	0	0			
上小阿仁村	0	12	0	12	12	0	0	0	12	0	0	0			
藤里町	20	0	0	0	20	20	0	0	0	0	0	0			
三種町	0	97	0	97	170	0	0	0	170	0	0	0			
八峰町	0	24	0	24	24	0	0	0	24	0	0	0			
五城目町	6	34	0	34	43	9	0	0	34	0	0	0			
八郎潟町	4	35	35	0	65	15	0	0	50	0	0	0			
井川町	0	26	3	23	100	30	0	0	70	0	0	0			
大湯村	6	30	0	30	42	6	0	0	36	0	0	0			
美郷町	12	158	0	158	330	30	0	0	300	0	0	0			
羽後町	15	129	0	129	144	15	0	0	129	0	0	0			
東成瀬村	0	17	0	17	34	0	0	0	34	0	0	0			
25市町村	1,283	9,351	704	8,647	14,841	2,455	357	329	11,667	0	2	31			

※確保方策における「その他」は幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿とする場合の人数

市町村		3号認定（0歳）①																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																				
		7年度												8年度												9年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																												
		確保方策				地域型保育				確保方策				地域型保育				確保方策				地域型保育				確保方策				地域型保育																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								
		量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	認可外 保育施設	企業主 導型の 地域枠	小規模 保育	家庭的 保育	居宅訪問 型保育	事業所 内保育

※確保方策における「その他」は幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿とする場合の人数

3号認定（0歳）②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																							
10年度										11年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
確保方策										確保方策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																													
市の 見込み	特定障害・保 育施設	その他 （※）	地域型保育					量の 見込み	地域型保育					認可外 保育施設	企業主導型 の地域枠	小規模保育				認可外 保育施設	企業主導型 の地域枠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
			小規模保育	家庭的保育	居宅訪問型 保育	事業所内 保育	認可外 保育施設		小規模保育	家庭的保育	居宅訪問型 保育	事業所内 保育																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																											
市町村	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人</

※確保方策における「その他」は幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿とする場合の人数

3号認定（1・2歳）①																													
市町村		7年度										8年度								9年度									
		確保方策					確保方策					確保方策					確保方策												
		量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	地域型保育	認可外 保育 施設	企業主 導型の 地域枠	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	地域型保育	認可外 保育 施設	企業主 導型の 地域枠	量の 見込み	特定教 育・保 育施設	その他 （※）	地域型保育	認可外 保育 施設	企業主 導型の 地域枠										
6年度 実績見 込み 6年 10月1日	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人										
秋田市	2,539	2,453	2,725	2,500	0	197	142	0	0	55	0	28	2,424	2,725	2,500	0	197	142	0	55	0	28							
能代市	317	255	320	320	0	0	0	0	0	0	0	0	249	287	287	0	0	0	0	0	0	0							
横手市	581	534	692	644	0	12	0	0	0	12	0	36	506	692	644	0	12	0	0	12	0	36							
大館市	513	444	481	400	0	15	8	0	0	7	11	55	360	431	357	0	15	8	0	7	8	51							
男鹿市	104	93	93	81	0	12	6	0	0	6	0	0	90	90	81	0	9	6	0	3	0	0							
湯沢市	212	168	262	262	0	0	0	0	0	0	0	0	156	243	243	0	0	0	0	0	0	0							
鹿角市	179	174	271	266	0	5	0	5	0	0	0	0	184	271	266	0	5	0	5	0	5	0							
由利本荘市	603	486	607	607	0	0	0	0	0	0	0	0	477	607	607	0	0	0	0	0	0	0							
潟上市	285	234	223	171	0	52	52	0	0	0	0	0	296	278	220	0	52	52	0	0	0	6							
大仙市	666	564	594	575	0	13	13	0	0	0	0	6	523	561	542	0	13	13	0	0	0	6							
北秋田市	161	138	201	201	0	0	0	0	0	0	0	0	129	201	201	0	0	0	0	0	0	0							
にかほ市	72	140	143	143	0	0	0	0	0	0	0	0	132	141	141	0	0	0	0	0	0	0							
仙北市	188	139	167	165	0	0	0	0	2	0	2	0	133	167	165	0	0	0	0	2	0	2							
小坂町	27	22	22	22	0	0	0	0	0	0	0	0	22	22	22	0	0	0	0	0	0	0							
上小阿仁村	11	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9	0	0	0	0	0	0	0							
藤里町	11	13	13	13	0	0	0	0	0	0	0	0	14	14	14	0	0	0	0	0	0	0							
三種町	83	77	94	94	0	0	0	0	0	0	0	0	63	94	94	0	0	0	0	0	0	0							
八峰町	27	19	19	19	0	0	0	0	0	0	0	0	16	16	16	0	0	0	0	0	0	0							
五城目町	32	24	27	27	0	0	0	0	0	0	0	0	23	24	24	0	0	0	0	0	0	0							
八郎潟町	36	25	45	45	0	0	0	0	0	0	0	0	20	45	45	0	0	0	0	0	0	0							
井川町	33	15	20	20	0	0	0	0	0	0	0	0	15	20	20	0	0	0	0	0	0	0							
大湯村	17	22	24	24	0	0	0	0	0	0	0	0	20	24	24	0	0	0	0	0	0	0							
美郷町	131	115	180	180	0	0	0	0	0	0	0	0	100	180	180	0	0	0	0	0	0	0							
羽後町	90	85	85	85	0	0	0	0	0	0	0	0	83	83	83	0	0	0	0	0	0	0							
真成瀬村	13	8	10	10	0	0	0	0	0	0	0	0	9	20	20	0	0	0	0	0	0	0							
25市町村	6,931	6,256	7,327	6,883	0	306	221	5	0	80	13	125	6,053	7,245	6,805	0	303	221	5	0	77	10							

※確保方策における「その他」は幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿とする場合の人数

市町村		3号認定（１・２歳）②																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		11年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																
		10年度														11年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
		確保方策														確保方策																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																		
量の見込み		特定教育・保育施設		その他（※）		地域型保育						量の見込み		特定教育・保育施設		その他（※）		地域型保育						認可外保育施設		企業主導型の地域枠		確保方策						認可外保育施設		企業主導型の地域枠																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																														
						小規模保育		家庭的保育		居宅訪問型保育								事業所内保育		小規模保育		家庭的保育						居宅訪問型保育		事業所内保育		小規模保育						家庭的保育		居宅訪問型保育		事業所内保育																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																								

※確保方策における「その他」は幼稚園における長時間・通年の預かり保育を保育の受け皿とする場合の人数

市町村子ども・子育て支援事業計画における地域子ども・子育て支援事業の需給状況

延長保育事業																						
市町村				7 年度				8 年度				9 年度				1 0 年度				1 1 年度		
6 年度実績見込み 6 年10月1 日		量の見込み		確保方策		量の見込み		確保方策		量の見込み		確保方策		量の見込み		確保方策		量の見込み		確保方策		
実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	実人数	施設数	
人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	人	か所	
秋田市	3,357	81	3,750	91	3,637	3,637	91	3,526	3,526	91	3,419	3,419	91	3,357	3,357	91	3,246	3,246	91	3,135	3,135	
能代市	547	17	502	17	474	474	16	450	450	16	427	427	16	408	408	16	385	385	16	362	362	
横手市	115	35	171	35	161	2,534	35	152	2,534	35	144	2,534	35	139	2,534	35	1,087	1,087	35	999	999	
大館市	305	16	187	18	168	1,286	18	156	1,286	18	138	1,286	18	120	1,286	18	1,087	1,087	18	999	999	
男鹿市	270	7	220	5	220	220	5	220	220	5	220	220	5	220	220	5	220	220	5	220	220	
湯沢市	645	12	590	12	541	541	12	501	501	12	468	468	12	441	441	12	418	418	12	385	385	
鹿角市	230	7	216	7	197	197	7	183	183	7	172	172	7	169	169	7	169	169	7	169	169	
由利本荘市	100	24	100	24	96	96	24	92	92	24	88	88	24	84	84	24	84	84	24	84	84	
潟上市	74	5	973	5	943	943	5	989	989	4	981	981	4	988	988	4	988	988	4	988	988	
大仙市	543	23	513	22	488	488	22	456	456	22	421	421	22	398	398	22	375	375	22	352	352	
北秋田市	260	10	260	10	260	300	10	260	300	10	260	300	10	260	300	10	260	300	10	260	300	
にかほ市	155	8	136	8	129	129	8	124	124	8	121	121	8	115	115	8	115	115	8	115	115	
仙北市	0	0	96	0	92	0	0	88	0	0	85	0	0	82	0	0	82	0	0	82	0	
小坂町	12	1	9	1	8	8	1	9	9	1	8	8	1	8	8	1	8	8	1	8	8	
上小阿仁村	4	1	4	1	4	4	1	3	3	1	3	3	1	3	3	1	3	3	1	3	3	
藤里町	2	1	6	1	6	6	1	6	6	1	6	6	1	5	5	1	5	5	1	5	5	
三種町	75	3	80	3	76	76	3	69	69	3	65	65	3	58	58	3	58	58	3	58	58	
八峰町	16	2	17	2	15	15	2	12	12	2	11	11	2	10	10	2	10	10	2	10	10	
五城目町	27	2	20	2	19	20	2	17	20	2	16	20	2	15	20	2	15	20	2	15	20	
八郎潟町	49	1	57	1	53	60	1	40	55	1	36	55	1	32	55	1	32	55	1	32	55	
井川町	7	1	2	1	2	10	1	2	10	1	1	10	1	1	10	1	1	10	1	1	10	
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美郷町	149	3	238	3	227	240	3	210	240	3	197	240	3	183	240	3	183	240	3	183	240	
羽後町	96	2	89	2	82	82	2	78	78	2	76	76	2	73	73	2	73	73	2	73	73	
真成瀬村	22	1	22	1	21	22	1	20	22	1	20	22	1	20	22	1	20	22	1	20	22	
25市町村	7,060	263	8,258	272	7,919	11,388	271	7,663	11,104	270	7,383	10,764	270	7,189	10,517	270	7,189	10,517	270	7,189	10,517	

[illegible]

一時預かり事業・子育て短期支援事業（トワライトステイ）、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポーター・センター事業〔病児・緊急対応強化事業を除く〕）																																									
一時預かり事業（幼稚園型）以外																																									
市町村	7年度						8年度						9年度						10年度						11年度																
	一時預かり			確保方策			確保方策			確保方策			確保方策			確保方策			確保方策			確保方策			確保方策			確保方策			確保方策										
	ファミリー		トワライトステイ	量の見込み		トワライトステイ	ファミリー		トワライトステイ	量の見込み		トワライトステイ	ファミリー		トワライトステイ	量の見込み		トワライトステイ	ファミリー		トワライトステイ	量の見込み		トワライトステイ	ファミリー		トワライトステイ	量の見込み		トワライトステイ	ファミリー		トワライトステイ	量の見込み		トワライトステイ					
	延べ人数	施設数	ポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	ポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	ポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	ポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	ポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	ポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	ポ	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数				
秋田市	2,553	60	1,423	649	2	4,896	5,454	2,635	60	2,230	589	2	4,795	5,405	2,606	60	2,230	544	2	4,641	5,350	2,598	60	2,230	522	2	4,515	5,271	2,542	60	2,230	499	2								
能代市	1,010	13	85	1	1	1,089	1,090	1,004	13	85	1	1	1,041	1,042	956	13	85	1	1	1,003	1,004	918	13	85	1	1	943	944	858	13	85	1	883	884	798	13	85	1	1		
横手市	688	32	140	0	0	1,959	1,959	1,775	32	178	6	1	1,848	1,848	1,675	32	167	6	1	1,739	1,739	1,575	32	158	6	1	1,655	1,655	1,500	32	149	6	1	1,593	1,593	1,443	32	144	6	1	
大館市	900	2	990	451	1	3,607	7,862	4,502	2	2,440	920	1	3,486	7,862	4,502	2	2,440	920	1	3,372	7,862	4,502	2	2,440	920	1	3,247	7,862	4,502	2	2,440	920	1	3,114	7,862	4,502	2	2,440	920	1	
男鹿市	249	3	0	0	0	250	250	250	5	0	0	0	220	220	220	5	0	0	0	220	220	220	5	0	0	0	220	220	220	5	0	0	220	220	220	5	0	0	0	0	
湯沢市	482	7	0	0	0	441	4,080	4,080	7	0	0	0	405	4,080	4,080	7	0	0	0	375	4,080	4,080	7	0	0	0	350	4,080	4,080	7	0	0	329	4,080	4,080	7	0	0	0	0	
鹿角市	200	4	1,900	0	0	1,201	4,990	240	4	4,750	0	0	1,122	4,560	240	4	4,320	0	0	1,066	4,270	240	4	4,030	0	0	990	3,980	240	4	3,740	0	0	845	3,910	240	4	3,670	0	0	
由利本荘市	206	16	35	0	0	563	563	533	21	30	0	0	551	551	521	21	30	0	0	538	538	508	21	30	0	0	522	522	492	21	30	0	0	515	515	485	21	30	0	0	
潟上市	682	3	0	0	0	1,029	1,029	1,029	3	0	0	0	997	997	997	3	0	0	0	1,004	1,004	1,004	3	0	0	0	995	995	995	3	0	0	1,003	1,003	1,003	3	0	0	0	0	
大仙市	168	26	0	0	0	150	150	150	25	0	0	0	135	135	135	25	0	0	0	123	123	123	25	0	0	0	117	117	117	25	0	0	111	111	111	25	0	0	0	0	
北秋田市	148	7	0	0	2	275	500	300	6	0	200	2	275	500	300	6	0	200	2	275	500	300	6	0	200	2	275	500	300	6	0	200	2	275	500	300	6	0	200	2	0
にかほ市	48	2	0	0	0	250	250	250	2	0	0	0	250	250	250	2	0	0	0	250	250	250	2	0	0	0	250	250	250	2	0	0	250	250	250	2	0	0	0	0	
仙北市	75	4	0	0	0	233	2,880	2,880	4	0	0	0	224	2,880	2,880	4	0	0	0	212	2,880	2,880	4	0	0	0	207	2,880	2,880	4	0	0	199	2,880	2,880	4	0	0	0	0	
小坂町	0	1	0	0	0	31	31	31	1	0	0	0	31	31	31	1	0	0	0	29	29	29	1	0	0	0	32	32	32	1	0	0	33	33	33	1	0	0	0	0	
上小阿仁村	0	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	0	1	1	1	1	0	0	1	1	1	1	0	0	0	0	
藤里町	93	1	0	0	0	96	96	96	1	0	0	0	96	96	96	1	0	0	0	96	96	96	1	0	0	0	80	80	80	1	0	0	80	80	80	1	0	0	0	0	
三種町	47	3	0	0	0	85	85	85	3	0	0	0	81	81	81	3	0	0	0	73	73	73	3	0	0	0	69	69	69	3	0	0	61	61	61	3	0	0	0	0	
八峰町	16	2	0	0	0	15	15	15	2	0	0	0	15	15	15	2	0	0	0	15	15	15	2	0	0	0	15	15	15	2	0	0	15	15	15	2	0	0	0	0	
五城目町	31	2	0	0	0	31	31	31	2	0	0	0	30	30	30	2	0	0	0	27	30	30	2	0	0	0	24	30	30	2	0	0	24	30	30	2	0	0	0	0	
八郎潟町	0	0	0	0	0	18	18	0	0	18	0	0	45	48	0	0	48	0	0	52	60	0	0	60	0	0	60	72	0	0	72	0	0	75	84	0	0	84	0	0	
井川町	19	1	0	0	0	20	20	20	1	0	0	0	20	20	20	1	0	0	0	20	20	20	1	0	0	0	20	20	20	1	0	0	20	20	20	1	0	0	0	0	
大潟村	478	1	0	0	0	450	450	450	1	0	0	0	450	450	450	1	0	0	0	400	400	400	1	0	0	0	400	400	400	1	0	0	400	400	400	1	0	0	0	0	
美郷町	84	3	0	0	0	53	160	160	3	0	0	0	50	160	160	3	0	0	0	50	160	160	3	0	0	0	46	160	160	3	0	0	46	160	160	3	0	0	0	0	
羽後町	185	4	0	0	0	123	123	123	4	0	0	0	114	114	114	4	0	0	0	108	108	108	4	0	0	0	105	105	105	4	0	0	101	101	101	4	0	0	0	0	
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
25市町村	8,362	198	4,573	1,101	6	16,846	32,087	20,640	203	9,731	1,716	7	16,262	31,376	20,360	203	9,320	1,696	7	15,788	30,882	20,178	203	9,033	1,671	7	15,244	30,339	19,944	203	8,746	1,649	7	14,688	30,064	19,755	203	8,683	1,626	7	

[illegible]

病児保育事業、子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業〔病児・緊急対応強化事業〕）②		10年度										11年度									
市町村	量の 見込み	確保方策										確保方策									
		病児保育事業										病児保育事業									
		病児・病後児対応型					体調不良児対応型					病児・病後児対応型					体調不良児対応型				
		延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数	延べ人数	施設数
秋田市	2,495	10,896	4	5,658	9	0	0	0	0	72	2,449	10,896	10,824	5,658	4	5,166	9	0	0	0	72
能代市	980	1,131	2	762	5	0	0	0	0	0	929	1,114	1,114	762	2	352	5	0	0	0	0
横手市	5,389	6,161	2	1,131	14	0	0	0	0	3	5,187	5,959	5,956	1,920	2	4,036	14	0	0	0	3
大館市	771	4,524	2	4,524	0	0	0	0	0	0	686	4,524	4,524	4,524	2	0	0	0	0	0	0
男鹿市	85	85	1	85	0	0	0	0	0	0	85	85	85	85	1	0	0	0	0	0	0
湯沢市	981	981	2	223	9	0	0	0	0	0	922	922	922	209	2	713	9	0	0	0	0
鹿角市	187	960	2	960	0	0	0	0	0	0	184	960	960	960	2	0	0	0	0	0	0
由利本荘市	20	20	1	20	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	1	0	0	0	0	0	0
潟上市	237	350	0	350	2	0	0	0	0	0	239	350	350	350	0	0	350	2	0	0	0
大仙市	806	3,528	3	3,528	0	0	0	0	0	0	806	3,528	3,528	3,528	3	0	0	0	0	0	0
北秋田市	950	2,000	1	1,990	8	0	0	0	0	0	950	2,000	2,000	10	1	1,990	8	0	0	0	0
にかほ市	608	608	2	90	3	0	0	0	0	0	582	582	582	90	2	492	3	0	0	0	0
仙北市	633	960	1	960	0	0	0	0	0	0	628	960	960	960	1	0	0	0	0	0	0
小坂町	50	50	1	50	0	0	0	0	0	0	48	48	48	48	1	0	0	0	0	0	0
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤里町	2	2	1	2	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	1	0	0	0	0	0	0
三種町	23	23	1	23	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	1	0	0	0	0	0	0
八峰町	15	15	2	15	0	0	0	0	0	15	15	15	15	15	2	0	0	0	0	0	0
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八郎潟町	103	150	0	150	1	0	0	0	0	94	150	150	150	0	0	150	1	0	0	0	0
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美郷町	438	530	0	530	3	0	0	0	0	406	530	530	530	0	0	530	3	0	0	0	0
羽後町	94	94	61	61	1	0	0	0	0	90	90	90	90	59	1	31	1	0	0	0	0
東成瀬村	5	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25市町村	14,872	33,068	29	18,891	55	0	0	0	0	75	14,347	32,755	32,680	18,870	29	13,810	55	0	0	0	75

地域子育て支援拠点事業																				
市町村	7年度				8年度				9年度				10年度				11年度			
	6 年度実績 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	確保方策		量の 見込み	その他 地域子育て 支援拠点 事業
		地域子育て 支援拠点 事業	その他		地域子育て 支援拠点 事業	その他		地域子育て 支援拠点 事業	その他		地域子育て 支援拠点 事業	その他		地域子育て 支援拠点 事業	その他		地域子育て 支援拠点 事業	その他		
	か所	人国	か所	か所	か所	人国	か所	か所	か所	人国	か所	か所	か所	人国	か所	か所	か所	人国	か所	か所
秋田市	9	187,392	9	9	0	181,752	9	9	0	176,160	9	9	0	170,856	9	9	0	167,736	9	9
能代市	3	11,978	3	3	0	11,552	3	3	0	11,727	3	3	0	10,974	3	3	0	10,296	3	3
横手市	7	14,674	3	3	0	13,969	3	3	0	14,010	3	3	0	13,561	3	3	0	13,181	3	3
大館市	4	8,030	4	2	2	7,138	4	2	2	6,530	4	2	2	6,002	4	2	2	5,516	4	2
男鹿市	1	1,900	1	1	0	1,850	1	1	0	1,800	1	1	0	1,750	1	1	0	1,700	1	1
湯沢市	3	585	3	3	0	547	3	3	0	546	3	3	0	519	3	3	0	491	3	3
鹿角市	1	1,169	1	1	0	1,190	1	1	0	1,089	1	1	0	1,026	1	1	0	972	1	1
由利本荘市	4	8,600	3	3	0	8,170	3	3	0	7,762	3	3	0	7,374	3	3	0	7,005	3	3
潟上市	1	309	1	1	0	316	1	1	0	324	1	1	0	322	1	1	0	321	1	1
大仙市	13	4,153	13	3	10	4,028	13	3	10	3,908	13	3	10	3,790	13	3	10	3,677	13	10
北秋田市	4	9,500	5	5	0	9,500	5	5	0	9,500	5	5	0	9,500	5	5	0	9,500	5	5
にかほ市	4	3,700	4	4	0	3,600	4	4	0	3,500	4	4	0	3,400	4	4	0	3,300	4	4
仙北市	1	1,140	1	1	0	1,081	1	1	0	1,022	1	1	0	984	1	1	0	957	1	1
小坂町	1	660	1	0	1	660	1	0	1	680	1	0	1	660	1	0	1	620	1	0
上小阿仁村	0	36	1	1	0	36	1	1	0	36	1	1	0	36	1	1	0	36	1	1
藤里町	1	72	1	1	0	72	1	1	0	72	1	1	0	60	1	1	0	60	1	1
三種町	1	4,500	1	1	0	4,500	1	1	0	4,500	1	1	0	4,500	1	1	0	4,500	1	1
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五城目町	1	276	1	1	0	270	1	1	0	270	1	1	0	252	1	1	0	239	1	1
八郎潟町	1	12,000	1	1	0	11,000	1	1	0	11,000	1	1	0	10,000	1	1	0	10,000	1	1
井川町	1	350	1	1	0	350	1	1	0	350	1	1	0	350	1	1	0	350	1	1
大湯村	1	725	1	1	0	725	1	1	0	725	1	1	0	725	1	1	0	725	1	1
美郷町	3	547	1	1	0	495	1	1	0	498	1	1	0	480	1	1	0	455	1	1
羽後町	1	203	1	1	0	199	1	1	0	185	1	1	0	176	1	1	0	165	1	1
真成瀬村	1	70	1	1	0	70	1	1	0	70	1	1	0	70	1	1	0	70	1	1
25市町村	67	272,569	62	49	13	263,070	62	49	13	256,264	62	49	13	247,367	62	49	13	241,872	62	49
																				13

利用者支援事業																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
7 年度				8 年度				9 年度				10 年度				11 年度																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																																									
市町村	6 年度 実績 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の 見込 み	確保方策		量の

乳児家庭全戸訪問事業										養育支援訪問事業										妊産婦健診												
市町村	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		6年度 実績 見込み	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		6年度 実績 見込み	7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定		量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定		量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定	量の 見込み	事業実 施予定
市町村	1,450	1,505	1	1,468	1	1,432	1	1,403	1	1,376	1	4	12	1	12	1	12	1	12	1	12	1	16,886	20,552	20,048	19,642	19,264	18,886				
秋田市	151	159	1	148	1	138	1	130	1	123	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,128	1,944	1,800	1,680	1,584	1,476					
能代市	315	288	1	277	1	267	1	261	1	255	1	0	0	1	0	1	0	1	0	1	0	1	285	305	296	288	282	278				
横手市	235	216	1	198	1	182	1	167	1	153	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3,168	2,915	2,682	2,468	2,270	2,085					
大館市	40	45	1	42	1	39	1	36	1	33	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	438	720	672	624	576	528					
男鹿市	100	95	1	90	1	85	1	82	1	77	1	15	14	1	13	1	12	1	11	1	10	1,800	1,717	1,638	1,544	1,481	1,386					
湯沢市	67	79	1	74	1	70	1	66	1	63	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	943	1,038	969	912	867	821					
鹿角市	271	294	1	285	1	277	1	270	1	268	1	8	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	3,400	3,696	3,590	3,498	3,471	3,366				
由利本荘市	145	156	1	155	1	155	1	153	1	153	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	149	169	168	159	157	157					
潟上市	280	256	1	256	1	256	1	256	1	256	1	5	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	280	256	256	256	256	256				
大仙市	44	80	1	80	1	80	1	75	1	75	1	0	5	1	5	1	5	1	5	1	5	1	522	1,085	1,080	1,080	980	980				
北秋田市	50	68	1	66	1	64	1	62	1	59	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	50	68	66	64	62	59					
にかほ市	80	74	1	69	1	68	1	66	1	64	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1,128	1,145	1,076	1,058	1,024	989					
仙北市	9	14	1	14	1	13	1	13	1	11	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	140	196	196	196	182	182					
小坂町	6	5	1	3	1	3	1	3	1	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	67	70	70	70	70	70					
上小阿仁村	7	6	1	6	1	6	1	5	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	93	102	102	102	85	85					
藤里町	32	32	1	31	1	29	1	27	1	24	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	42	34	33	31	29	26					
三種町	10	10	1	10	1	10	1	10	1	10	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	20	20	20	20					
八峰町	15	13	1	12	1	12	1	11	1	11	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	22	21	19	18	18					
五城目町	15	24	1	22	1	22	1	22	1	17	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	215	308	308	308	308	308					
八郎潟町	15	7	1	6	1	6	1	6	1	5	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	200	200	200	200	200	200					
井川町	12	15	1	15	1	15	1	15	1	15	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	240	300	300	300	300	300					
大潟村	56	46	1	45	1	41	1	41	1	38	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	734	768	736	704	688	656					
美郷町	55	46	1	46	1	42	1	40	1	38	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	988	830	830	755	717	679					
羽後町	8	8	1	8	1	8	1	8	1	8	1	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	22	176	176	176	176	176					
東成瀬村	3,468	3,541	25	3,426	25	3,320	25	3,228	25	3,140	25	34	49	11	48	11	47	11	46	11	45	11	33,960	38,636	37,333	36,154	35,067	33,987				
25市町村																																

市町村	子育て世帯訪問支援事業												児童育成支援拠点事業											
	6年度 実績 見込み		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		6年度 実績 見込み		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
秋田市	120	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	167	0	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13
能代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
横手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
湯沢市	132	126	126	118	118	112	112	106	106	98	98	98	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
鹿角市	1	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
由利本荘市	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	8	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
潟上市	5	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	60	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大仙市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
北秋田市	0	95	120	95	120	95	120	95	120	95	120	95	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
仙北市	4	4	4	3	3	3	3	3	3	3	3	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
小坂町	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	6	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
三種町	0	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	30	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
大湯村	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	84	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
羽後町	70	58	58	57	57	56	56	53	53	50	50	50	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
真成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
25市町村	424	643	662	633	652	626	645	617	636	606	625	625	0	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13	13

市町村		親子関係形成支援事業										乳幼児等通園支援事業											
		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度			
		6年度 実績 見込み	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)	確保 方針 (実人数)	量の 見込み (実人数)
秋田市	2	5	5	5	5	5	5	5	5	5	71	71	69	69	68	68	67	67	66	66	66	66	66
能代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7	7	7	7	7	7	7	7	7	7	
横手市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	9	9	9	9	9	9	9	9	9	9	
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	26	26	26	26	26	26	26	26	26	26	
湯沢市	10	10	9	9	8	8	8	8	7	7	116	1,440	108	1,440	108	1,440	103	1,440	97	1,440	97	1,440	
鹿角市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	20	20	18	18	17	17	17	17	17	17	
由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	96	96	96	96	84	84	84	84	84	84	
潟上市	0	0	2	2	2	3	3	3	3	3	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15	
大仙市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	18	79	18	79	17	79	17	79	17	79	
北秋田市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2,160	24,000	2,160	24,000	2,160	24,000	2,160	24,000	2,160	24,000	
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙北市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2	
小坂町	0	14	0	13	13	13	13	13	13	13	0	0	3	3	3	3	3	3	3	3	3	3	
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	24	24	24	24	24	24	24	24	24	24	
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	36	36	36	36	36	36	36	36	36	36	
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	5	3	5	3	5	3	5	3	5	
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大湯村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	108	108	108	108	108	108	108	108	108	108	
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	—	—	6	10	6	10	6	10	5	10	5	10	
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	12	12	12	12	12	12	12	12	12	12	
真成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
25市町村	12	29	15	29	28	28	29	29	28	28	202	1,526	2,831	26,070	2,828	26,067	2,808	26,053	2,800	26,052	2,800	26,052	

市町村		妊婦等包括相談支援事業										産後ケア事業																			
		7年度			8年度			9年度				10年度				11年度				6年度 実績 見込み		7年度		8年度		9年度		10年度		11年度	
		確保方策			確保方策			確保方策		確保方策		確保方策		確保方策																	
		量的 見込み	子ども 家庭セ ンター 等	左 記 以 外	量的 見込み	子ども 家庭セ ンター 等	左 記 以 外	量的 見込み	子ども 家庭セ ンター 等	左 記 以 外	量的 見込み	子ども 家庭セ ンター 等	左 記 以 外	量的 見込み	子ども 家庭セ ンター 等	左 記 以 外															
秋田市	2,915	2,971	2,971	2,898	2,898	2,898	2,840	2,840	2,840	2,785	2,785	2,785	2,730	2,730	2,730	0	341	603	603	588	588	574	574	562	562	551	551				
能代市	0	486	486	0	450	450	0	420	420	420	0	396	396	396	0	40	46	46	43	43	43	43	40	40	37	37					
横手市	0	570	570	0	552	552	0	536	536	0	524	524	0	516	516	0	0	28	28	28	28	28	28	28	28	28	28				
大館市	719	600	600	0	552	552	0	507	507	507	0	465	465	465	0	211	180	180	165	165	152	152	139	139	127	127					
男鹿市	120	135	135	0	126	126	0	117	117	117	0	108	108	108	0	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10	10				
湯沢市	0	300	300	0	286	286	0	270	270	270	0	259	259	259	0	35	33	33	32	32	30	30	29	29	27	27					
鹿角市	200	255	255	0	240	240	0	231	231	231	0	219	219	219	0	68	85	85	80	80	77	77	73	73	70	70					
由利本荘市	0	840	840	0	816	816	0	795	795	795	0	789	789	789	0	52	50	50	52	52	54	54	56	56	58	58					
潟上市	426	468	468	0	465	465	0	465	465	465	0	459	459	459	0	119	101	101	114	114	127	127	139	139	152	152					
大仙市	840	768	768	0	768	768	0	768	768	768	0	768	768	768	0	130	295	295	310	310	315	315	320	320	325	325					
北秋田市	0	240	340	0	240	340	0	240	340	340	0	225	325	325	0	0	96	96	96	96	96	96	96	96	96	96					
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	8	10	10	12	12	14	14	16	16	18	18						
仙北市	195	198	198	0	186	186	0	183	183	183	0	177	177	177	0	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6					
小坂町	33	42	42	0	42	42	0	39	39	39	0	39	39	39	0	0	15	15	15	15	12	12	12	12	9	9					
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5	5	3	3	3	3	3	3	3	3						
藤里町	17	16	16	0	16	16	0	16	16	16	0	13	13	13	0	3	15	15	15	15	15	12	12	12	12						
三種町	99	115	115	0	111	111	0	104	104	104	0	97	97	97	0	21	32	34	31	33	29	31	27	29	24						
八峰町	30	30	30	0	30	30	0	30	30	30	0	30	30	30	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1	1						
五城目町	40	40	40	0	38	39	0	35	38	38	0	33	37	37	0	3	3	5	3	5	3	5	3	5	3						
八郎潟町	45	42	50	0	39	50	0	39	50	50	0	30	50	50	0	15	20	25	20	25	20	25	20	25	15						
井川町	25	25	25	0	25	25	0	25	25	25	0	25	25	25	0	15	15	15	15	15	15	15	15	15	15						
大湯村	12	15	15	0	15	15	0	15	15	15	0	15	15	15	0	4	4	4	4	4	4	4	4	4	4						
美郷町	45	48	50	0	46	50	0	44	50	50	0	43	50	50	0	5	10	32	10	32	15	32	15	32	15						
羽後町	50	46	46	0	45	45	0	44	44	44	0	42	42	42	0	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
東成瀬村	26	28	32	8	28	32	8	24	28	32	8	24	28	32	8	2	2	2	2	2	2	2	2	2	2						
25市町村	5,837	8,278	8,392	7,743	649	8,014	8,134	7,543	591	7,791	7,915	7,340	575	7,569	7,704	7,141	563	7,402	7,529	6,974	555	1,090	1,667	1,698	1,657	1,688	1,647	1,673	1,630	1,656	1,641

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）																														
市町村	7 年度										8 年度										9 年度									
	量の見込み					確保方策					量の見込み					確保方策					量の見込み					確保方策				
	登録児童数	施設数	か所	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	登録児童数	施設数	か所	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	登録児童数	施設数	か所	小学1年生	小学2年生	小学3年生	小学4年生	小学5年生	小学6年生	登録児童数	施設数	か所
秋田市	2,433	56	2,478	948	600	410	274	102	144	2,718	59	2,558	943	642	427	281	105	160	2,790	62	2,606	982	624	447	287	105	161	2,862	65	か所
能代市	636	11	642	158	152	154	95	59	24	653	11	644	155	157	142	103	61	26	653	11	631	145	154	147	90	67	28	653	11	
横手市	1,329	28	1,418	376	356	241	247	139	59	1,579	30	1,475	394	353	318	187	126	97	1,659	31	1,448	363	330	285	277	100	93	1,659	31	
大館市	945	19	970	249	273	288	92	44	24	970	19	970	274	249	273	80	64	30	970	19	970	261	274	249	86	56	44	970	19	
男鹿市	207	7	186	49	43	48	21	22	3	186	4	167	41	37	46	22	17	4	167	4	153	39	32	39	21	20	2	153	4	
湯沢市	687	14	654	125	131	147	71	93	87	540	11	611	116	124	131	76	71	93	540	11	559	105	115	125	67	76	71	540	11	
鹿角市	511	8	444	104	98	101	67	45	29	670	8	427	108	96	84	73	40	26	670	7	399	93	99	81	60	43	23	670	7	
由利本荘市	944	15	919	255	232	192	135	74	31	919	15	909	252	230	190	134	73	30	909	12	900	249	228	188	133	72	30	900	12	
潟上市	357	7	445	107	121	110	63	31	13	515	7	438	104	116	107	65	32	14	515	7	402	96	108	99	59	28	12	515	7	
大仙市	1,138	38	1,300	300	314	256	216	133	81	1,330	38	1,279	269	309	284	202	136	79	1,315	38	1,205	274	266	261	208	116	80	1,280	38	
北秋田市	512	9	482	99	93	97	84	59	50	625	9	433	76	91	81	78	66	41	625	9	391	69	70	79	66	61	46	625	9	
にかほ市	335	7	330	73	92	76	50	20	19	330	6	330	73	92	76	50	20	19	330	6	330	73	92	76	50	20	19	330	6	
仙北市	424	7	413	75	79	81	80	57	41	760	7	381	59	78	72	66	60	46	760	7	348	61	60	71	59	49	48	760	7	
小坂町	105	1	93	17	17	19	11	12	17	93	1	91	18	17	17	14	11	14	91	1	91	17	18	17	13	14	12	91	1	
上小阿仁村	32	1	32	4	10	6	3	9	0	32	1	28	5	4	10	6	3	0	28	1	32	7	5	4	10	6	0	32	1	
藤里町	28	1	39	11	6	11	5	4	2	40	1	33	8	10	5	5	3	2	40	1	29	5	7	9	3	3	2	40	1	
三種町	302	6	277	45	62	50	48	34	38	500	6	247	42	44	54	41	36	30	500	6	238	50	41	39	45	31	32	500	3	
八峰町	92	2	101	16	15	20	20	13	17	101	2	97	13	16	15	20	20	13	97	2	97	13	13	16	15	20	20	97	2	
五城目町	136	1	122	30	21	21	20	15	15	150	1	112	19	25	19	19	14	16	150	1	104	21	16	23	18	12	14	150	1	
八郎潟町	107	2	110	20	19	17	23	18	13	120	2	105	14	20	19	17	22	13	120	2	105	20	14	20	19	16	16	120	2	
井川町	60	1	47	14	11	7	6	6	3	60	1	47	14	11	7	6	6	3	60	1	45	13	10	7	7	6	2	60	1	
大湯村	59	1	62	18	19	15	5	3	2	67	1	59	16	18	15	5	3	2	67	1	57	21	16	10	5	3	2	62	1	
美郷町	338	4	337	73	83	61	62	38	20	350	4	317	57	74	78	40	46	22	350	4	294	62	57	69	51	29	26	350	4	
羽後町	146	2	142	33	40	30	19	13	7	142	2	139	37	31	31	20	13	7	139	2	128	30	35	24	20	13	6	128	2	
真成瀬村	60	1	67	14	11	12	10	11	9	70	1	66	8	14	11	12	10	11	70	1	66	11	8	14	11	12	10	70	1	
25市町村	11,923	249	12,110	3,213	2,898	2,470	1,727	1,054	748	13,520	247	11,963	3,115	2,858	2,512	1,622	1,058	798	13,615	247	11,628	3,080	2,692	2,399	1,680	978	799	13,617	247	

放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）																			
10年度										11年度									
量の見込み										量の見込み									
確保方策										確保方策									
小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生	小学 4年生	小学 5年生	小学 6年生	登録 児童数	施設数			小学 1年生	小学 2年生	小学 3年生	小学 4年生	小学 5年生	小学 6年生	登録 児童数	施設数		
人	人	人	人	人	人	人	か所	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
2,656	1,009	648	433	299	106	161	68	2,684	981	676	456	293	113	165	3,006	71	か所		
616	142	145	144	94	59	32	11	592	130	141	135	93	63	30	653	11			
1,394	341	336	284	254	108	71	31	1,284	297	285	278	235	107	82	1,659	31			
970	234	261	274	102	60	39	19	970	265	234	261	97	71	42	970	19			
144	42	32	32	18	18	2	4	131	35	31	32	15	16	2	131	4			
520	95	103	115	64	67	76	11	472	86	93	103	59	64	67	540	11			
370	82	85	84	58	36	25	7	323	60	75	72	60	35	21	670	7			
891	247	226	186	132	71	29	12	882	245	224	184	131	70	28	882	12			
403	99	111	101	54	26	12	7	377	91	103	94	53	25	11	515	7			
1,148	275	269	220	195	120	69	36	1,088	240	271	228	166	110	73	1,185	34			
349	68	64	60	64	51	42	9	318	65	63	55	49	50	36	625	9			
330	73	92	76	50	20	19	6	330	73	92	76	50	20	19	330	6			
309	51	63	55	57	44	39	7	288	54	53	58	45	43	35	760	7			
95	19	17	18	13	13	15	1	94	16	19	17	14	13	15	94	1			
32	6	7	5	4	10	0	1	27	5	6	7	5	4	0	27	1			
25	7	4	6	4	2	2	1	22	5	6	4	3	3	1	40	1			
216	38	48	37	32	34	27	3	208	45	37	43	30	24	29	500	3			
88	11	13	13	16	15	20	2	75	7	11	13	13	16	15	75	2			
93	18	18	14	20	11	12	1	82	14	15	16	13	13	11	150	1			
106	22	20	14	20	18	12	2	107	19	22	20	14	19	13	120	2			
58	17	13	9	8	8	3	1	52	16	12	8	7	7	2	60	1			
50	12	21	10	3	2	2	1	43	11	12	13	3	2	2	50	1			
271	56	61	54	45	38	17	4	259	56	56	58	35	33	21	350	4			
115	25	28	27	16	13	6	2	107	26	24	22	18	10	7	107	2			
63	7	11	8	14	11	12	1	58	7	7	11	8	14	11	70	1			
11,312	2,996	2,696	2,279	1,636	961	744	248	10,873	2,849	2,568	2,264	1,509	945	738	13,569	249			

	子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業						実費徴収に伴う補足給付事業						多様な主体の参入促進事業					
	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	
市町村																		
	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	
秋田市																		
能代市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
横手市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大館市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
男鹿市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
湯沢市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	1	1	1	1	1	
鹿角市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
由利本荘市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
潟上市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大仙市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
北秋田市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
にかほ市	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
仙北市	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
小坂町	1	1	1	1	1	1	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
上小阿仁村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
藤里町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
三種町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八峰町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
五城目町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
八郎潟町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
井川町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
大潟村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
美郷町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
羽後町	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
東成瀬村	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
25市町村	6	6	6	6	6	6	1	1	1	1	1	2	2	2	2	2	2	

用語集

	用 語	解 説	頁
あ	アキスタプラットフォーム	県が運営するスタートアップ支援の取組「AKISTA」(アキスタ)において、県内外の産学官金の支援者が参画し、スタートアップをサポートする体制。スタートアップの成長段階に応じた支援を提供する。	61
	あきた家族ふれあいサンサンデー運動	県では、毎月第3日曜日を「あきた家族ふれあいサンサンデー」と定め、家族同士がふれあう機会を増やすことを呼びかけている。	39
	あきた結婚支援センター	結婚を希望する独身男女に出会いの機会を提供するために、県や民間団体等が設立した一般社団法人。会員登録することによりAIマッチングシステムを利用してお相手を探すことができる。県内各地で開催される出会いイベントに関する情報提供や、結婚に関する相談業務等を行う。	2 63
	秋田県県民意識調査	県の施策に対する県民の意識やニーズを把握し、県政の推進に活かすことを目的に、県内に居住する満18歳以上の男女を対象に毎年行っている。	2
	秋田県子ども・子育て支援条例	こども・子育て支援に関し、県、事業者、活動団体、県民の責務を明確にするとともに、支援策の基本的事項を定めた条例で、平成18年9月制定。	2
	秋田県子ども・若者支援ネットワーク会議	子ども・若者育成支援推進法第19条第1項の規定に基づき設置している協議会。教育、福祉、医療、雇用などの分野の機関で構成。年2回程度開催し、社会的自立に困難を抱えるこども・若者の支援に関して情報交換や協議を行っている。	73
	秋田県子どもの貧困対策推進計画	子どもの貧困対策の推進に関する法律に基づき、こどもの将来がその生まれ育った環境に左右されることのない社会の実現に向けて、こどもの貧困対策の推進を図るための計画。	4 68
	秋田県困難な問題を抱える女性への支援等に関する基本計画	困難な問題を抱える女性への支援に関する法律並びに配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づき、困難な問題を抱える女性及びDV被害者の支援を行い、人権の擁護と男女平等の実現を図るとともに、困難な問題を抱える女性等に寄り添い、自立を目指した支援を包括的に展開していくための計画。	4
	秋田県自殺対策計画	自殺対策基本法(自殺総合対策大綱)に基づき、誰も自殺に追い込まれることのない社会を実現するための施策を定め、実施することを明示した計画。	4
	秋田県社会的養育推進計画	家庭で養育することが困難なこどもたちに対し、本県が取り組むべき社会的養育の考え方やあり方を定めた計画。	4
	秋田県障害児福祉計画	児童福祉法に基づき、障害児通所支援事業や障害児相談支援事業の必要見込量とその確保のための方策等を盛り込み、障害児福祉施策を推進していくための目標として策定した計画。	4
	秋田県障害者計画	障害者基本法に基づき、県の障害者施策全般に関する基本計画として策定するもので、障害者施策を総合的・計画的に推進するための基本計画。	4
	秋田県障害福祉計画	障害者総合支援法に基づき、障害福祉サービスや相談支援事業の必要見込量とその確保のための方策等を盛り込み、障害福祉施策を推進していくための目標として策定した計画。	4

	用 語	解 説	頁
	秋田県男女共同参画推進計画	男女共同参画社会基本法第14条の規定に基づき、男女共同参画社会の実現に向けて総合的・長期的に講ずべき施策についての基本的な計画として、平成13年度に策定。以後、5年ごとに見直しを行い、第4次男女共同参画推進計画からは、女性の職業生活における活躍の推進に関する法律第6条の規定に基づく女性活躍推進計画と一体的に策定し、男女共同参画の推進に加え、女性が活躍できる環境の整備に向けた施策等も位置づけている。	4
	秋田県地域福祉支援計画	県が市町村地域福祉計画の達成に資するために、市町村の包括的支援体制構築等、市町村の地域福祉の支援に関する事項を一体的に定めた計画。	4
	秋田県特別支援教育総合整備計画	特別支援教育推進の具体的な方向性を示した計画。	4
	秋田県ひとり親家庭等自立促進計画	ひとり親家庭等が家族形態の一類型として社会から尊重され、自立して安定した生活ができるよう支援することを目的とした、ひとり親家庭等の生活の安定と向上を図るための計画。	4
	アキタコアベース	秋田の暮らしや交流に関心のある人たちに向けた拠点として、令和5年10月に東京都中央区京橋に開設。移住・就職・就活に係るワンストップでの相談対応、市町村等と連携したミニ相談会や交流イベントを実施。正式名称は「秋田県あきた暮らし・交流拠点センター」で、無料職業紹介所「Aターンプラザ秋田」と「あきた学生就活サポートデスク」を内包。	60
	あきた子育てふれあいカード	中学3年生までのこどもや妊娠中の方のいる家庭に市町村から配付される優待カード。協賛店で提示することにより独自に設定したサービスを受けることができる。	78
	あきた就職活動支援センター	国（秋田労働局）や県（雇用労働政策課）が所管する若年者の就職支援に関する事業（ワンストップサービス）を実施している施設。就職に関する悩みや課題を抱える全世代の労働者等に対し、キャリアコンサルティングやコミュニケーション能力等の向上に向けた職業指導、就職準備、職場定着支援等を行っている。	83
	あきたの教育振興に関する基本計画	教育基本法に基づき県教育委員会が策定する本県教育の振興のための計画。	4
	秋田の探究型授業	児童生徒による「学習の見通しをもつ」「自分の考えをもつ」「集団（ペアやグループ、学級）で話し合う」「学習の内容や方法を振り返る」などの基本プロセスを重視した探究型の授業づくりにより、児童生徒の「主体的・対話的で深い学び」の実現を目指す取組。	52
	あきたリトルベビーハンドブック	低出生体重児とその家族の育児を支援するための手帳。身体の成長や運動機能の発達のスピードがゆっくりであることが多い低出生体重児の、成長や発達の個人差を考慮した記録ができる内容となっている。関係機関と出生後からの情報を共有することで、切れ目のない支援につなげることができる。NICUのある医療機関や市町村で配付している。	43 65
	あったか声かけ運動	あきた家族ふれあいサンサンデー運動の取組の一環として行う声かけ運動。大人からこどもへ積極的にあいさつや声かけをすることで、「地域でこどもを育てる」気運を醸成する。	39

	用 語	解 説	頁
	一般事業主行動計画	次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、企業が従業員の仕事と子育ての両立を図るための目標を定め実施することを明示した計画。従業員数101人以上の場合は計画策定が義務、100人以下の場合は努力義務。	80 84
	生命（いのち）の安全教育	生命の尊さを学び、性暴力の根底にある誤った認識や行動、性暴力が及ぼす影響などを正しく理解した上で、生命を大切にする考えや、自分や相手を尊重する態度などを、発達段階に応じて身に付けることを目指す教育。	37
	医療的ケア児	人工呼吸器を装着している、その他の日常生活を営むために恒常的な医療を要する状態にあるこども。	28 29 45 46 49 68 70 71 78 83
	イングリッシュキャンプ	県内の小・中学校、高校の児童生徒を対象に実施している、ALT（外国語指導助手）等とともに過ごし、生きた英語や異文化を体験する英語漬けの合宿。	57
	インクルーシブ教育システム	人間の多様性等の尊重の強化、障害者が精神的及び身体的な能力等を可能な最大限度まで発達させ、自由な社会に効果的に参加することを可能とするとの目的のもと、障害のある者と障害のない者がともに学ぶ仕組み。	70 71
	インクルージョン	地域社会への参加や包容のこと。障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針において、地域の保育、教育等の支援を受けることができるようにすることで、障害の有無にかかわらず、全ての児童がともに成長できるよう、インクルージョンを推進するとされている。	69
	Aターン	秋田県へのUターン・Iターン・Jターンの総称で、秋田県出身の方もそれ以外の方もみんな秋田に来て秋田に住んでくださいとの願いを込めたオールターン（All Turn）の“A”と秋田（Akita）の“A”とをかけた言葉。	21 60
か	家庭養育優先原則	実親による養育が困難であれば、里親や特別養子縁組等により家庭内で養育されるよう優先する原則。	67
	教育支援センター	教育委員会等が学校以外の場所や学校内において、不登校児童生徒の社会的自立に向けて、学校生活への復帰も視野に入れた支援を行うため、児童生徒の在籍校とも連携しつつ、個別カウンセリングや少人数グループでの活動、教科指導等を組織的、計画的に行う機関。	72
	教育的二一ズ	こども一人ひとりの障害の状態や特性、心身の発達の段階等を把握して、具体的にどのような特別な指導内容や教育上の合理的配慮を含む支援の内容が必要とされるかということを検討することで整理されるもの。	69 70 71
	教育・保育アドバイザー	小学校就学前の教育・保育の専門的な知見や豊富な実践経験を有し、就学前施設等を巡回し、教育・保育内容や環境の改善等について指導を行う者。	47

	用 語	解 説	頁
	教育・保育施設	小学校就学前の教育・保育を提供する施設。子ども・子育て支援法では、幼稚園、保育所及び認定こども園の3施設を指すが、本計画では、このほかに小規模保育事業や家庭的保育事業等の地域型保育事業を行う施設や認可外保育施設等を含むものとしている。就学前施設ともいう。	44 45 49 77
	くるみん	次世代育成支援対策推進法に基づき一般事業主行動計画を策定した企業のうち、計画に定めた目標を達成し、一定の基準を満たした企業を「子育てサポート企業」として国が認定する制度。	80
	広域カウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有する専門家。県教育委員会が、学校における教育相談体制の充実を図るために配置し、主に県内の小学校からの教育相談の要請や各校種における緊急時の教育相談等に対応している。	52
	交流及び共同学習	障害のある幼児児童生徒と障害のない幼児児童生徒が一緒に参加する活動は、相互の触れ合いを通じて豊かな人間性を育むことを目的とする交流の側面と、教科等のねらいの達成を目的とする共同学習の側面があり、こうした二つの側面が一体としてあることをより明確に表したものの。	70
	合計特殊出生率	1人の女性が生涯に産むことが見込まれるこどもの数を示す指標で、15～49歳までの女性の年齢別出生率を合計したもの。	6
	子育て支援員	国の基準に従い都道府県が実施する保育や子育て支援に関する研修を修了し、知事から修了証書の交付を受けた者。保育や子育て支援分野の各事業に従事する上で必要な知識や技術を修得したと認められる。	46 48 75
	子育てタクシー	荷物の多い乳幼児を伴った外出サポートや、保護者の代わりに責任を持ってこどもの送迎を行うタクシーサービス。妊娠中の方や0～15歳のこどもと保護者が利用できる。子育てタクシードライバーは、全員子育てタクシー保険に加入しており、専用の講習と保育実習を修了している。	78
	こども家庭センター	保健師や支援員等の職員が児童福祉や母子保健に関する相談に応じるとともに、医療や教育など様々な機関と連携して、子育て家庭を継続的に支援していくために設置された機関。	42 44 64 66
	こども基本法	日本国憲法及び児童の権利に関する条約の精神にのっとり、全てのこどもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現を目指し、こども施策に関し、基本理念を定め、国の責務等を明らかにし、こども施策の基本となる事項を定めるとともに、こども施策を総合的に推進することを目的とした法律。令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行された。	3 31 32 36
	子ども・子育て支援事業計画（市町村事業計画）	子ども・子育て支援法第61条第1項に基づき、市町村が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める計画。	4 45 47 48 75
	子ども・子育て支援事業支援計画	子ども・子育て支援法第62条第1項に基づき、都道府県が5年を1期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他同法に基づく業務の円滑な実施について定める計画。市町村が策定する子ども・子育て支援事業計画を支援する位置づけとなっている。	3

	用 語	解 説	頁
	子ども・子育て支援新制度	子ども・子育て支援法とその関連法に基づいて、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくため平成27年4月から本格施行された制度。市町村が地域のニーズに基づき幼児期の教育・保育及び子育て支援の提供について計画を策定して実施し、国と県は、市町村を制度的、財政的に支援する。	2 14 44 75
	子ども・子育て支援法	「子ども・子育て支援新制度」の基となる法律のひとつで平成24年8月に公布、平成27年4月から本格施行。一人ひとりのこどもが健やかに成長することができる社会の実現に寄与することを目的とし、国、都道府県、市町村、事業主、国民の責務等を定めている。	3
	子ども・女性・障害者相談センター	中央児童相談所、女性相談所、福祉相談センター、精神保健福祉センターの4施設を移設・統合し、令和5年4月1日に開所した県の相談施設。こどもや女性、身体・知的障害、こころの健康に関する専門的な相談機関としての業務のほか、それぞれの専門性を保ちながら、複合的な相談内容に各部門が連携して対応する。	38 69
	こども施策	こども基本法第2条第2項で定められている施策。こどもの健やかな成長に対する支援や養育環境の整備等のほか、こどもや子育て当事者に関係する施策（仕事と子育ての両立等の雇用環境の整備等）や、こどもに関する施策と連続性を持って行われるべき若者に係る施策（就労支援等）が含まれると解されている。	3 26 31 32
	こども大綱	こども基本法第9条第1項に基づき、政府のこども施策に関する基本的な方針や重要事項等を定めたもので、令和5年12月22日に閣議決定された。これまで別々に作成・推進されてきた、「子供・若者育成支援推進大綱」、「少子化社会大綱」及び「子どもの貧困対策大綱」の3つの大綱を統合し、策定された。	3
	こどものえき	「おむつ交換台」「ベビーキープ」「授乳スペース」のうち2種類以上設置された施設を「こどものえき」として県が認定。乳幼児を連れた親子が出かけやすい環境を整備している。	78
	こどもの権利	世界中の全てのこどもが、心身ともに健康に自分らしく育つための権利。こどもの権利の基本は、平成元年の国連総会で採択された「児童の権利に関する条約」に定められている。	31 32 67
	子供110番の家	こどもが不審者に声を掛けられたり、身の危険を感じて助けを求めてきたとき、そのこどもを一時的に保護し、警察等へ通報する役割を担う地域のボランティア活動。	38
	子ども・若者育成支援推進法	こども・若者の健やかな育成、こども・若者が社会生活を円滑に営むことができるようにするための支援等について、基本理念や国・地方公共団体の責務並びに施策の基本となる事項を定めている法律。	1 3
	こども・若者意見箱	こども・若者が、秋田県に対して自由に意見を表明する機会を確保するため、インターネット上に設置した、匿名で自由に意見を投稿できる仕組み。	33 59 74
	個別の教育支援計画	家庭及び地域並びに医療、福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で幼児児童生徒への教育的支援を行うために作成する計画。	70

	用 語	解 説	頁
	個別の指導計画	障害のある幼児児童生徒などに適切な指導を行うために、個々の実態を的確に把握し、指導目標、指導内容及び指導方法を明確にした計画。	70
さ	里親	様々な事情により家庭で生活できないこどもを、一時的又は継続的に預かって、保護者に代わり温かい愛情をもって家庭的雰囲気の中で育てる人。	67 83
	次世代育成支援対策推進法	次世代育成支援対策について基本理念を定めるとともに、国による行動計画策定指針並びに地方公共団体及び事業主による行動計画の策定等の次世代育成支援対策を推進するために制定された法律。	3 80 84
	児童生徒	小学校や義務教育学校の前期課程または特別支援学校の小学部で教育を受けるこどもを児童という。また、中学校や義務教育学校の後期課程、特別支援学校の中学部で教育を受けるこどもや、高等学校または特別支援学校の高等部で教育を受けるこどもを生徒という。	1 2 17 ほか
	児童の権利に関する条約	国際人権規約において定められている権利を児童について敷衍（ふえん）し、児童の権利の尊重及び確保の観点から必要となる詳細かつ具体的な事項を規定したもの。平成元年の第44回国連総会において採択され、平成2年に発効した。日本は平成4年に批准した。	3
	市民活動サポートセンター	地域づくり活動の推進を図るため、県が3地区（県北・中央・県南）に設置した相談窓口で、市民活動に関する各種相談対応や情報発信などを行っている。	35 62
	食育	様々な経験を通じて、「食」に関する知識と、バランスの良い「食」を選択する力を身に付け、健全な食生活を実践できる力を育むこと。	50 51
	女性活躍推進法（女性の職業生活における活躍の推進に関する法律）	職業生活において女性の個性と能力が十分に発揮できる社会を実現するため、国、地方公共団体、民間事業主の各主体において女性の活躍推進に関する責務を定めた法律。	84
	女性健康支援センター	思春期から更年期に至る女性を対象とした、各ライフステージに応じた身体的・精神的な悩みに関する相談支援を行い、生涯を通じた女性の健康の保持増進を図るほか、メンタルケアやカウンセリングなどの相談支援を行っている。	41 44 51 66
	新秋田元気創造プラン	令和4年度から推進する県政運営の指針。概ね10年後の秋田の目指す姿として「高質な田舎」を掲げ、その実現のために、4年間で「強靱化」や「持続可能性」などの4つの元気を創造することとし、必要な施策を定めている（計画期間：令和4年度～令和7年度）。	4
	スクールガード	各小学校区の地域住民による、登下校時の見守り活動や巡回パトロール、危険箇所の監視などを行う学校安全ボランティア。	38
	スクールカウンセラー	児童生徒の臨床心理に関して高度な知識及び経験を有する専門家。県教育委員会が、学校における教育相談体制の充実を図るために配置し、主に県内の市町村立中学校及び県立高校における教育相談に対応している。	52 72
	スクールサポーター	学校からの要請に応じて派遣するなどして、いじめ等の学校における少年の問題行動等への対応、巡回・相談活動、児童の安全確保に関する助言等を行う職員で、各警察署等に配置される。	38
	スクールソーシャルワーカー	福祉や学校の分野において、専門的な知識・技術を有する専門家。社会福祉士や精神保健福祉士等の有資格者と教職経験者が、関係機関等と連携・協働して、児童生徒が置かれた環境に働き掛けて支援を行っている。	52 72

	用 語	解 説	頁
	スペース・イオ	不登校の小・中学生及び中学校卒業後のこどもたちを対象に、児童生徒等が存在感をもち、安心して過ごすことのできる「心の居場所」として、県教育委員会が提供しているフリースクールの空間。個別の学習支援や教育相談を通して、児童生徒等の自立心や社会性を育むとともに悩みや不安の解消に取り組んでいる。スペース・イオ、スペース・イオおおだて、スペース・イオかくのだて、スペース・イオよこての4か所に設置されている。	72
	センター的機能	特別支援学校が地域における特別支援教育を推進する上で中核的な役割を担い、高い専門性を生かしながら、地域の幼稚園・保育園等や小・中・高校等を支援していく機能。センター的機能として、①教員への支援機能、②特別支援教育等に関する相談・情報提供機能、③障害のある幼児児童生徒への指導・支援機能、④医療・福祉・労働等の関係機関等との連絡・調整機能、⑤教員に対する研修協力機能、⑥障害のある幼児児童生徒への施設・設備等の提供機能の6点が示されている。	70
	全国学力・学習状況調査	全国的な児童生徒の学力や学習状況を把握・分析し、教育施策の成果や課題を検証し、その改善を図るとともに、教育指導の充実や学習状況の改善等に役立てることなどを目的として、国が実施している全国調査。	16
	総合型地域スポーツクラブ	身近な地域でスポーツに親しむことのできるクラブで、こどもから高齢者まで（多世代）、様々なスポーツを愛好する人々が（多種目）、初心者からトップレベルまで、それぞれの志向・レベルに合わせて参加できる（多志向）、という特徴を持ち、地域住民により自主的・主体的に運営されている。	50
た	地域型保育事業	児童福祉法に位置づけられる「小規模保育事業」「家庭的保育事業」「事業所内保育事業」「居宅訪問型保育事業」の総称で、市町村が認可する保育事業であり、子ども・子育て支援法に基づき支給される地域型保育給付の対象事業となるもの。3歳未満のこどもの保育ニーズに対応し、多様な施設や事業の中から利用者が選択できる仕組みとして設けられている。	14 45
	地域学校協働本部	幅広い地域住民や団体等の参画により形成された緩やかなネットワーク。	53
	地域子ども・子育て支援事業	子ども・子育て支援法に基づき市町村が地域の実情に応じて実施すること子ども・子育て支援に関する事業の総称。	45 48 75
	地域若者サポートステーション	働くことに悩みを抱えている15～49歳までの若者を対象に、就労に向けた支援を行う機関。県内には、あきた若者サポートステーション（秋田市）と秋田県南若者サポートステーション（横手市）の2箇所に設置されている。	73
	登下校防犯プラン	こどもの被害は、登下校、特に下校時（15～18時）に集中していることから、この時間帯における総合的な防犯対策の強化を図るため、平成30年6月に国が決定したプラン。	38
	特定教育・保育施設	子ども・子育て支援法に基づく財政支援として支給される施設型給付の対象施設。幼稚園、保育所及び認定こども園を対象とし、支給に係る施設として市町村の確認を要する。	49 77

	用 語	解 説	頁
	都市公園	都市計画施設である公園又は緑地で地方公共団体が設置するもの、及び地方公共団体が都市計画区域において設置する公園又は緑地。近所にある小さな公園から秋田県立中央公園のような大きな公園まで、目的・種類も多様。	78
な	ニート	「Not in Education, Employment or Training」の頭文字をとった略語で、「雇用から離れ、就職意欲もなく、教育も職業訓練も受けていない若者」を意味し、就職したいが就職活動をしていない又は就職したくない若者のこと。	73
	妊娠・出産包括支援事業	各地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたるまでの切れ目ない支援を行うため、市町村のこども家庭センター等において実施する事業で、主な取組に産前・産後サポート事業がある。概要は次のとおり。 産前・産後サポート事業 妊娠・出産や子育てに関する不安や悩み等について、子育て経験者・専門家による相談支援等を行い、家庭や地域での妊産婦等の孤立感解消を図る。	2
	認定こども園	幼稚園と保育所の機能や特徴を併せ持つ施設。昼頃までの教育時間における教育のほか、保育を必要とする場合は夕方までの保育を実施する。また、地域における子育て支援としての相談活動や親子の集いの場の提供等を行う。施設の機能等に応じて、「幼保連携型認定こども園」「幼稚園型認定こども園」「保育所型認定こども園」「地方裁量型認定こども園」の4類型がある。	14 45 46 48 49 76 77
は	ひきこもり	社会的に孤立し、孤独を感じている状態にある人や、様々な生活上の困難を抱え、家族を含む他人との交流が限定的（希薄）な状態であり、かつ支援を必要としている人。	25 27 67 73
	ひきこもり相談支援センター	県が開設したセンターで、ひきこもり状態にある本人や家族などからの相談を受け付けており、専任の相談員が継続的・総合的に支援を行う。	73
	P D C A サイクル	「Plan＝計画」「Do＝実行」「Check＝評価」「Action＝改善」の4つの英単語の頭文字。4つの段階を循環的に繰り返し行うことで、仕事を改善・効率化することができる方法。	5
	ひとり親家庭就業・自立支援センター	ひとり親家庭の父親や母親等の自立を支援するため、就業相談、就業に役立つ技能習得講習会の実施、就業情報の提供、養育費相談等の支援を行う。	78
	フィルタリング	インターネット上のウェブページなどを一定の基準で評価判別し、選択的に排除する機能。青少年が安全に安心してインターネットを利用できる環境の整備等に関する法律の規定により、携帯電話事業者は、青少年の利用に対し、原則としてフィルタリングサービスを提供する義務が課せられている。	18 19 37
	副食費の助成	幼児教育・保育の無償化の対象とならない3歳から就学前までのこどもの副食費（おかず代）を助成。令和元年10月スタート。	79
	プレコンセプションケア	男女を問わず、性や妊娠に関する正しい知識を身につけ、健康管理を促す取組のこと。特に若年女性の痩せは骨量減少や低出生体重児出産のリスク等との関連があるため、妊娠前からの望ましい食生活等の実践等、適切な健康管理に向けた取組が重要である。	40 41

	用 語	解 説	頁
	放課後子ども教室	放課後等に小学校の余裕教室等を活用し、こどもたちの安全・安心な活動拠点（居場所）を設け、地域の方々の参画を得て、学習活動やスポーツ・文化芸術活動、地域住民との交流活動等の取組を実施。地域のこども全般が対象である。	53 76
	放課後児童クラブ	保護者が就労等により日中家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室や児童館等を利用して適切な遊び及び生活の場を提供して、その健全な育成を図るもの。	2 14 15 53 76 83
	母子保健コーディネーター	こども家庭センターにおいて、全ての妊産婦・乳幼児等の状況を継続的・包括的に把握し、妊産婦や家族に切れ目ない支援を行う保健師、助産師等の専門職。	48 75
ま	みなし保育士	国が定める保育士の配置基準に関する特例により、保育士資格を有しなくとも県条例に基づく要件を満たして、保育に従事する者の通称。保健師、看護師、准看護師のほか、幼稚園教諭、小学校教諭及び養護教諭の普通免許状を有する者や、子育て支援員研修の地域保育コースを修了した者（知事が認める者に該当）が、その要件に該当する。	46
や	ヤングケアラー	家族にケアを要する人がいる場合に、本来、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の日常的な世話などを過度に行っているこども。	25 67 68 77
	幼児教育センター	文部科学省が補助事業により都道府県等に設置を促進する地域の幼児教育の拠点。幼稚園教諭・保育士・保育教諭や教育・保育アドバイザーに対する研修機会の提供のほか、市町村及び教育・保育施設への助言・情報提供や相談業務等を行う機能を有する。	46
	要保護児童対策地域協議会	保護を必要とする児童等に対して適切な保護や支援を行うための検討等を行う、児童の福祉に関連する業務に従事する者等で構成される機関。	48 76
ら	ロールモデル	自分にとって、具体的な行動や考え方の模範となる人物のこと。	80
わ	ワーク・ライフ・バランス	「仕事」と育児や介護、趣味や学習、休養、地域活動といった「仕事以外の生活」との調和をとり、その両方を充実させる働き方・生き方のこと。	13 62 80
	若者の居場所	社会的自立に困難を抱える若者が、家族や学校、職場とは異なり、自由に過ごせる場所として県内各地に設置されている居場所。	73 74
D	DV（ドメスティック・バイオレンス）	一般的には、「配偶者（事実婚、元配偶者含む）や恋人など親密な関係にある、又はあった人から加えられる暴力」をいい、そのうち、交際相手からの暴力をデートDVという。身体的暴力のみならず、精神的、性的暴力なども含まれる。	38 67 68
S	SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）	友人・知人等の社会的ネットワークをインターネット上で提供することを目的とするコミュニティ型のサービス。	9 18 37 40 78

秋田県こども計画

令和7年3月

(令和8年3月一部改訂)

秋田県あきた未来創造部

次世代・女性活躍支援課

〒010-8570 秋田市山王四丁目1番1号

TEL 018-860-1553